

裏面白紙

公衆電気通信法 /

去勢奇

昭和二十四年五月二十八日

二四、九、六

電氣通信事業法草案
及び同説明書

電氣通信事業法草案及び同説明書目次

第一章	電報則	(一)
第二章	電通則	(三)
第一節	發信則	(三)
第二節	字語数の計算	(四)
第三節	料金	(六)
第四節	通則	(七)
第五節	料金の納付	(九)
第六節	料金の還付	(十一)
第七節	照会、改正及び取消並びに閲覧及び譲本	(十三)
第八節	特別取扱	(六)
第一款	配達	(一)
第二款	特殊取扱	(一)
第三款	照会、改正及び取消並びに閲覧及び譲本	(一九)
第四款	特別電報	(一)
第五款	通則	(一)
第六款	慶弔電報	(一)
第七款	新聞電報	(一)
第八款	戻線電報	(一)

第三章 第一節 第二款	第五款
第三章 第一節 第三款	第六款
第三章 第一節 第四款	第七款
第三章 第一節 第五款	第八款
第三章 第一節 第六款	第九款
第三章 第一節 第七款	
第三章 第一節 第八款	
第三章 第一節 第九款	
第三章 第二節 第一款	
第三章 第二節 第二款	
第三章 第二節 第三款	
第三章 第二節 第四款	
第三章 第二節 第五款	
第三章 第二節 第六款	
第三章 第二節 第七款	
第三章 第二節 第八款	
第三章 第二節 第九款	
第四章 第一節 第一款	
第四章 第一節 第二款	
第四章 第一節 第三款	
第四章 第一節 第四款	
第四章 第一節 第五款	
第四章 第一節 第六款	
第四章 第一節 第七款	
第四章 第一節 第八款	
第四章 第一節 第九款	
第五章 第一節 第一款	
第五章 第一節 第二款	
第五章 第一節 第三款	
第五章 第一節 第四款	
第五章 第一節 第五款	
第五章 第一節 第六款	
第五章 第一節 第七款	
第五章 第一節 第八款	
第五章 第一節 第九款	
附則	
(別表)	
(附録)	
電氣通信事業法案説明	

電 気 通 信 專 業 法 草 案

第一 章 総 則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、迅速、正確且つ安全な電気通信のサービスを、合理的な料金であまわく公正に提供することによつて、電気通信事業の健全な発達を図るとともに、国民の利益を増進することを目的とする。

(定 義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の解釈に當しては、左の定義に従うものとする。但し、特別の用例をしない限り公衆の利用に供するものをいう。

一、電気通信業務 電気通信による送信又は受信によつて、意思及び事實を伝え、又は受け取る一切の手段を設置し、運用し、及び保有すること。

二、電気通信 電信・電話及び電字

三、電 信 字号の使用によつて文言の伝送を行う電気通信方式

四、電 話 言語又は場合によつて他の音響の伝送のために設けられた電気通信方式

五、電 传 永久的な形に受信するための静止影像の伝送を行う電気通信方式

六、電 報 電信、電傳又は他の補助手段により、伝送される文言若しくは影像であつて、記載されたもの

七、通 話 電話設備により、言語又は場合によつて他の音響を伝送すること

(業務主体)

第三條 電気通信業務は、國が行い、電気通信省が管理する。
又何人も電気通信業務を行つてはならない。但し、法律又は法律に基く命令で特に定める場合は、この限りでない。

(業務の制限)

第四條 電気通信省は、左に掲げる場合は、電気通信省令(以下省令といふ。)の定めるところにより、電気通信業務の一部を制限することがである。
一、局舎、機械、線路その他の設備に余裕がなく、且つ、これらの設備の新設、増設又は改修などが困難であるとき。
二、機械設置場所、線路経過地などの都合により、工事の施行が困難であるとき。
三、他の多数の利用者の利用に著しく悪影響があるとき。

四、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要通信を確保するため必要があるとき。
五、第五條 日本又は日本の船舶と外國又は外國の船舶との間の電気通信業務(以下國際電気通信業務といふ。)については、國際電気通信條約(同條約に附屬する規則及び同條約第四十條に定める特別取扱いを含む。)又はその他の條約にこの法律と異なる規定がある場合は、その條約の定めるところによる。

2 前項に定めるものゝ外、國際電気通信業務の取扱及び料金については、省令で定める。

第二章 電報

第一節 通則

(現度の範囲) 新

第一〇一條 この章においては、電報の取扱に關する事項を定める。

(電報の種別) 新・七〇・一-ハノ二

第一〇二條 電報は左の三種とする。

一、普通電報

二、至急電報 普通電報に優先して送達する電報

三、翌日遞達電報 普通電報に遅れて送達する電報

(非常電報) 六通達

第一〇三條 天災、地震、重大犯罪、疫病の発生その他の非常事態において、その灾害の予防及び救助若しくは公安保持に必要な緊急事項又は船舶の遭難救助若しくは船舶航行上の危険警戒その他海上又は空中における生命財産の保全に必要な緊急事項を通報する至急電報は、省令の定めるところにより、最先順位で送達する。

ス 前項の電報は、これを非常電報という。

(特別至急電報) 二

第一〇四條 元首、國、地方自治体若しくは外國の大員、大使、公使、領事、司令長官その他これ等に準する重要地位にある者の発信する至急電報並びに電気通信設備の障害復旧若しくは罹災予防又は公共の福祉に重大な關係のある經濟、産業、交通通信業の発信する至急電報並びに気象の観測及

ひ予報を内容とする至急電報その他の電気通信省の必要と認める至急電報は、省令の定めるところにより、他の至急電報（但し前項に規定するものを除く）に優先して送達する。

2 前項の電報は、これを特別至急電報という。

（同一種別の中の送達順位）六

第一〇五條 同一種別の電報は、受付又は受信の順序により、送達する。

（省令の委任）前

第一〇六條 この章に規定した電報に関する事項の実施に必要な細目は、省令で定める。

第二節 発 信

（用字）八
第二〇一條 電報は、省令の定めるところにより、和文電報においては、片かな、数字及び記号で、仮文電報においては、ローマ字、数字及び記号で記載しなければならない。

（課金指定期）一二
第二〇二條 左の各号に掲げる取扱又はこの法律で特に定める取扱を受けようとする場合は、課金指定として当該電報に、その種別を表示しなければならない。

一 至急電報（非常電報及び特別至急電報を除く）
二 翌日配達電報

三 非常電報

四 特別至急電報

五 特殊取扱

ス 前項の規定に使用すべき略号は、省令で定める。

（用語）一四 附則八九 外程八

第二〇三條 電報の本文に使用する語綴は、普通語及び暗語の二種とする。

普通語とは、和文電報においては、日本語、仮文電報においては、日本語又は電気通信省が公示する国語であつて、各語綴及び各文句でその属する国語において、通常これに与えられる意義を有するものをいう。

2 前項に定めるものゝ外、第二〇三條の規定によつて登記を受けた名前等及び省令で定める語綴は、普通語とみなす。

暗語とは、普通以外の語綴をいう。

（加入電話又は電報発受用設備による発信）一五二、一五三、一五六

第二〇四條 電話加入者は、自己又はそ易加入電話機設置場所に居住する者の発信する電報については、省令の定めるところにより、その加入電話によつて、電報を発信することができる。

2 前項の規定は、電報発受のため特に施設した私設電気通信設備その他の設備により、電報を発信する場合に適用する。

3 前項の規定により、発信せられた電報については、その加入者又は施設者が、料金の納付その他一切の責に任する。

4 第一項及び第二項の場合においては、電報一通ごとに、別に電線託送料を納付しなければならぬ

(電報受取証書) 五九

第二〇五條 発信人は、電報の料金額を記載した電報受取証書の交付を請求することができる。その請求期間は、電報発信の日から起算して三日とする。

前項の場合に於ては、受取証書一通ごとに、受取証書料を納付しなければならない。

(省令との委任) 新

第二〇六條 前各條に定めるものゝ外、電気通信省は省令で、名あて及び用語の記載方、差出方法その他の電報の発信に關し必要な事項を定めることができる。

第三節 字結数の計算

(課金字結数) 二六

第三〇一條 電報の課金字數又は課金語数(以下課金字結数といふ。)に算入するものは、左の通りとする。

一 本文(和文電報中の本文中に記載した発信人の居所氏名を含む)

二 名あて(改文電報に限る)

三 課金指定

四 署名(改文電報に限る)

二 気象の観測及び予報を内容とする特別至急電報の課金指定は、課金字結数に算入しない。

(和文電報の字数計算) 二七

第三〇二條 和文電報中の記号は、その一箇を片假名一字に計算する。但し、括弧は、片假名二字に

計算する。

二 波戻又は半波戻を附けた片假名は、二字に計算する。

(改文電報の語数計算) 二八、二九、三〇、三一

第三〇三條 改文電報の語数は、左により、計算する。

一 普通語で記載した電報は、十五字を超えないものは、一語に計算し、十五字を超えるものは十五字までことに、一語に計算する。

二 暗語で記載した電報は、五字を超えないものは、一語に計算し、五字を超えるものは、五字までごとに、一語に計算する。

二 前各号に定めるもの外、改文電報の語数の計算方法は、省令で定める。

第一款 通 則

(電報料金の分類)

第四〇一條 電報に関する料金は、次の通りとする。

一 電報料

二 特殊取扱料

三 その他の料金

(電報料金の課金名別) 三七

第四〇二條 発信人は、この法律で特に規定する場合を除いて、第一〇二條に規定する電報の種別による外在の区別により、電報料を納付しなければならない。但し翌日配達電報については、

この限りでない。

一 市内電報

発信電報局のある市（東京都の区のある区域は、市とみなす。）町村内又は発信電報局の受持配達区域内にある者にあてた電報

二 市外電報

前号以外の者にあてた電報

ス 和文電報に連記した第二以下の受信人名又は逕書した追尾電報若しくは再送電報の第二以下の居所につけでは、一名あてことに名あて料として、和文二字をこえる場合五字以内を増すことに課する料金を納付しなければならない。名あて料は電報料の一節とする。

（特殊取扱料）四三八

第四〇三條 照合、特別配達、同文、返信料前納及び受信報知の取扱を請求する者は、電報料の外特別取扱料を納付しなければならぬ。

（端数料金の整理）四一

第四〇四條 電報に附する料金は、円未満の端数を生じたときは切捨てる。

（料金表）料法

第四〇五條 電報に附する料金額は、この法律で特に規定する場合を除いて、別表（一）通りとする。

（省令との兼任）

第四〇六條 この節で規定するものゝ外、料金の算定、納付及び還付に附して必要な事項は、省令で定める。

第二款 料金の納付

（料金納付の原則）四二、四二、二

第四〇七條 電報に附する料金は、この法律で特に定める場合を除いて、電報を発信する際、通貨で納めなければならない。

但し、省令で定める場合は、第便切手で納めることがでさる。

（年額又は月額料金の納付）一六二、一三七、五五、一九〇、一九〇、三

第四〇八條 年額又は月額で定めた電報に附する料金の納期は、省令の定めるところによる。

（同）一四〇、一四一、五九、二、一六一、無五五、無五八

第四〇九條 月の中途においてその取扱を開始した場合のその月分の電報に附する料金は、開始の日から起算して、月額の日割で算定する。

ス 月の中途において月額で定めた電報に附する料金に賃動を生じた場合のその月分の料金の過不足額は、賃動の日（減額する場合はその翌日）から起算してその月額の差額の日割で算定して、過剰額は還付し、不足額は追徴する。

ツ 日額で定めた電報に附する料金を、日割で算定する場合は、毎日の日数にかゝわらず、一月を三十日として計算する。

ハ 前項に規定するものゝ外月額で定めた電報に附する料金の納付方法は、省令で定める。

（料金の滞納）四二、二

第四一〇條 電報に関する料金は、省令の定めるところにより、後納することができる。

（料金の受信人拂）前

第四一一條 天災、地震その他の場合において、電気通信省が必要と認めるときは、省令の定めるところにより、発信人は、その納めるべき電報に因する料金について、受信人拂の取扱を受けることができる。

(託送電報及び後納電報の料金の納期) 一五五、二二、六、前

第四一二條 左に掲げる電報に因する料金は、その毎月分を一括して省令の定める期日までに、納めなければならない。

一 第二〇四條の規定により発信する電報

二 第四〇九條の規定により料金を後納する電報

三 第五〇四條の規定により送達する電報

二 発信人は、省令の定めるところにより、前項に掲げる料金の集金人による納付を請求することができる。第四〇八條に掲げる料金についても、また同様とする。

(追納料金の納付) 四三

第四一三條 発信人が追納を要する電報に因する料金を追納しないときは又は料金の追納を要する電報を、受信人に配達することができないときは、その追納すべき料金は、発信人が納めなければならぬ。但し、第五〇六條に規定する場合は、この限りでない。

(運帶納付) 四四

第四一四條 電報に因する料金を追納すべき発信人、受信人又は請求者が二人以上あるときは、発信人、受信人又は請求者は、それぞれ運帶して料金納付の責に任ずるものとする。

(予託金) 一五三、二

第四一五條 電報局が必要と認める場合は、第二〇四條若しくは第四一〇條の取扱の請求者に対して予託金を納めさせることができる。その金額及び納期は電報局で定める。

二 前項の予託金は、国債で納めることができる。

3 第一項に掲げる請求者が、電報に因する料金を納めないとときは、電報局は予託金をこれに充て、なお足らないときは、その不足額を追徴する。

4 予託金は第一項に掲げる取扱を罷めた場合においても、電報に因する料金を納めた後でなければ、これが還付を受けることができない。

外側 二一、二五

第四一五條の二 電報に因する料金は、省令の定めるところにより、通貨で、予納することができる。この場合においては、電報局は予納金額を記入した予納金通帳を交付者に交付する。予納金通帳を汚損又は亡失したときは、その通帳交付局に対して再度交付を請求することができる。この場合には予納金通帳再度交付料を納めなければならない。

(料金滞納者に対する処分) 一四五、一五八

第四一六條 電報に因する料金を、その納期までに納めないとときは、電報局は、滞納の期間その取扱を停止することができる。

ス 前項の取扱停止の期間が三十日以上に及んだときは、その停止度数が一ヶ月年度三回以上に及ぶときは、電報局はその取扱の承認を取り消すことができる。

3 前二項の規定は第四一五條に定める予託金について準用する。

第三款 料金の還付

一一

(料金還付をする場合) 法一八、四五

第四一七條 電報に與する料金は、この法律で特に定める場合を除いて、左に掲げるものに限り請求により、過貨で還付し、納付鈴の場合は徵收しない。但し、第一号乃至第四号の場合において、発信人又は受信人の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 一 過納及び誤納の料金
- 二 受信人に到達しなかつた電報の、電報料及び特殊取扱料
- 三 郵便で到達することがでる時日より遅れて到達した電報の、電報料及び特殊取扱料(返信料、前納料及び免信料別料を除く。)但し、翌日配達電報が、受付日の翌日中に到達した場合は天災地変その他の事由によつて、電信設備が故障し若しくは電報が著しく停滞したときにあつて、遅延を承知の上発信した場合を除く。
- 四 誤びうを生じて用務を果さなかつた照合電報の、電報料及び特殊取扱料(返信料前納料及び受信料を除く。)但し、照会の取扱により訂正することができた場合を除く。
- 五 発信人の請求により配達前に取消した電報の特別配達料、返信料前納料又は受信料
- 六 受信料の取扱をしなかつた電報の受信料
- 七 電報局料配達区域内において配達した電報又は特別配達の取扱をしなかつた電報の特別配達料
- 八 返信料前納証書を使用して発信した電報の、電報料及び特殊取扱料若しくは特別配達電報の特別配達料が、発信人の納付した料金に満たなかつたときの、その剰余
- 九 返信料前納電報に対し、返信料前納証書を交付しなかつたとき又は交付した返信料前納証書を

- その使用期間内に使用しなかつたときの、又は返信料前納料
- 発信電報局の送信前に取消した電報の、電報料及び特殊取扱料、但し、送信料取消料を控除したその残額とする。
- (同文電報の料金還付) 四八
- 第四一八條 同文電報の内、その一通若しくは数通の料金を、前項第二号乃至第四号に掲げる事由によつて、還付すべき場合の還付額は、省令り定めるところによる。
- (還付請求) 四九
- 第四一九條 料金還付の請求は、納付者からその料金を納めた電報局に、しなければならない。その請求期間は、別に定めるものを除いて、料金納付の日から起算して三ヶ月とする。
- (多數人還付) 四九
- 第四二〇條 料金還付を受くべき者が二名以上あるとき、その内の一名に還付する。

第五節 配達

(燃料配達区域) 六一

第五〇一條 配達電報局が所在する人家の連なる地域及びこれと隣接する地域であつて電気通信省が電報局ごとに定めた区域内に配達する電報は、燃料で配達する。

(無料配達区域外の配達) 六二

第五〇二條 前條に規定する区域(以下、燃料配達区域といふ。)外に配達すべき電報は、特別配達の料金指定がある場合を除いて、普通扱いの郵便により送達する。特別配達の料金指定がある電報

を、受信人移転等のため更に風料配達区域外に配達するととも、また同様とする。

(配達の原則) 法一三

第五〇三條 電報は、この法律又は省令に、別段の定つのある場合を除いて、あて所において、受信人又は受信人の親族その他の同居人若しくは使用人に配達する。

又前項の規定により、電報を受信人以外の者に配達したときは、受信人に配達したものとみなす。

又加入電話又は電報発受用設備による送達(一五二、一五八、二

第五〇四條 電話加入者又は加入電話設置場所居住者にあてた電報は、省令の定めるところにより、その加入電話によって送達することができる。

又前項の規定は、電報発受の為め特べ施設した私設電気通信設備その他の設備がある場合のその設置場所居住者にあてた電報に準用する。

(配達時間) 六三

第五〇五條 着信電報局に、その電報配達時間外に到着した電報は、次の配達時間の開始を待つて、配達する。但し、至急要報又はこの法律若しくは省令の定める電報は、配達時間外においては全く配達事務を取扱わない電報局に到着する場合を除いて、配達時間外においても配達する。

又前項の電報配達時間は、季節及び地域並びに局状により、省令で定める。

又翌日配達電報は、受付日の翌日の午前八時以後において配達する。

(受信人の請求による特別配達) 六六

第五〇六條 無料配達区域外に居住するものは、自己にあてた電報で、特別配達の指定のないものを、特使により配達を受けることを、着信電報局に請求することができる。この場合においては、その

第五〇七條 着信電報局に、その電報配達時間外に到着した電報は、自己にあてた電報で、特別配達の指定期間のないものを、特使により配達を受けることを、着信電報局に請求することができる。この場合においては、その

第五〇八條 受信人不配達又は交付するこゝへよこす、見附本、着信電報局に保管し、その旨を、今

し若しくはその電報を添えなければならない。

又前項の場合において、対かんした電報を繋つて開いた者は、その旨及び居所久名を電報に表示し又は口頭で告げなければならぬ。

(配達不能電報) 法一五八、一五九

第五〇九條 受信人不配達又は交付するこゝへよこす、見附本、着信電報局に保管し、その旨を、今

し若しくはその電報を添えなければならない。

又前項の規定により保管した電報は、その保管開始の日から二十日以内に限り、発信人又は受信人から着信電報局に対しても、配達又は交付を請求することができる。

(名あて略号の登録) 一五九

第五一〇條 自己があてた電報を受取るべき者又は配達すべき場所を特定しようとする者は、着信電報局に、その登録を請求することができる。但し、その受取るべき者又は配達すべき場所が、着信電報局の配達区域内外又はその電報局と同一市町村内にない場合は、この限りでない。

(略号登録料及び配達先登録料の納付) 一五九ノ二、一六一

第五一一條 前二條の場合においては、左の区別により されそれ昭号登録料又は配達先登録料を納めなければならない。

一 常時 一合計年度以上継続して登録する場合

二 煙時

一箇月以上継続して登録する場合

又 略号登録又は配達先登録の、使用を開始し若しくは廢止したときは、常時のものについては、一

会計年度の中途、煙時のものについては、用の中途である場合にありても、その年度又はその月に

属する料金は、全額を課する。

(正当の配達) 新、郵

第五一二條 この法律又はこの法律に基づく省令に規定する手續を経て、受信人に電報を配達、交付又はその他の方針によつて送達したときは、正當に配達したものとみなす。

(省令の主任)

第五一三條 この節に規定するもの、外、電報の配達たつて必要な事項は、省令で定める。

第六節 特殊取扱

(特殊取扱の種類) 新

第六〇一 次電報の特殊取扱として、この節に定めるところにより、発信人は照合、特別配達、同文、逐信料前納、受信報知及び追尾の取扱を、受信人又は、あて前の者は再送の取扱を請求することができる。

又 電気通信省は、省令で、前項に規定する特殊取扱以外の特殊取扱を実施することができる。

但し、特殊取扱料を要するものについては、この限りでない。

(照合) 八〇

第六〇二條 照合の取扱において、当該電報の伝送に当り、送受信電報局間に於いて反復照合する。

(特別配達) 一一〇、一二二、一三三

第六〇三條 特別配達の取扱においては、料金配達区域外にあてた電報を、特使によつて配達する。

又 特別配達を分けて左の三種とする。

一 別紙配達 島しよ以外の陸地にあてた電報の、特使による配達

二 島しよ配達 島しよにあてた電報の、特使による配達

三 はしけ配達 沿岸に停泊中の船舶にあてた電報の、特使による配達

又 発信人は、特別配達料の受信人拂を請求することができる。

第六〇四條 発信人の納付した特別配達料が、実際の距離により計算した特別配達料若しくは配達実費に満たない場合の不足額又は特別配達料受信人拂電報の特別配達料は、受信人が納めなければならぬ。

(同文) 九九 新一〇〇

第六〇五條 同文の取扱においては、同一電報局の配達区域内に居住する二名以上の受信人あて、発信せられた本文(改文電報については本文及び署名)が同一の電報を伝送するに当り一括して取扱う。

又 同文電報の一括中に、市内電報となるべき電報を含むときは、市内同文電報として取扱う。

第六〇六條 和文同文電報は、その各名あてごとに、それぞれ、各別の発信紙に記載するものとする。

但し、あて前が同一の場合は、連記することができる。

一八

ス 汎文電報の原信以外の各通の字数は、本文の字数を除いて、原信の字数に算入する。

3 原信以外の各通について、同一項但書の規定により、連記したものがあるときは、これに譲すべき名あて料は、原信の電報料に併算する。

第六〇七條 政文同文電報の名あては、一遍の電報發信紙に頻次記載するものとする。

ス 政文同文電報の語数は、本文及び署名の字数を除いて、すべて一括して計算する。

(送信料前納) 七一七二七三七五

第六〇八條 送信料前納の取扱においては、着信電報局においてその前納料金額を記載した送信料前納証書を発行し、電報配達の際、これを受信人に交付する。

第六〇九條 送信料前納証書を添えた電報は、証書面に記載された金額に相当する料金を納付したものとして、任意の電報局に差出しができる。

ス 送信料前納証書の使用期間は、その証書を発行した日から起算して二十日とする。

(受信報知) 八五

第六一〇條 受信報知の取扱においては、当該電報を配達した日時を、発信人に通知する。

ス 受信報知を分けて左の二種とする。

一 電報受信報知 電報で通知する受信報知

二 郵便受信報知 郵便で通知する受信報知

3 局料配達区域外に居住する発信人は、オ一項の通知を、電報特別配達の例により受けることを請求することができる。

(追尾及び再送) 八七、八八、八九、九五、九六、九七、九八

第六一一條 追尾及び再送の取扱においては、受信人の居所が判明する限り、当該電報を追送する。

第六一二條 追尾電報又は再送電報を追送した場合は、追送一回ごとに新たに電報を発信したものとしてその料金を計算する。

2 再送電報については、その請求者を、再送電報の発信人とみなす。

(省令えの委任) 新

第六一三條 この節に規定するものゝ外、電報の特殊取扱に因して必要な事項は、省令で定める。

第七節 暫会、改正及び取消並びに開窓及び勝本

(暫会、改正及び取消)

第六一四條 発信人は、その発信した電報について、暫会、改正又は取消の取扱を発信電報局に、受

信人はその受取った電報について暫会の取扱を着信電報局に請求することができる。

第六一五條 改正又は取消の取扱を請求するときは、これに要する電報の料金を納めなければならぬ

い、但し、その電報が、送信前の場合は、この限りではない。

ス 前項の場合において、その改正若しくは取消の済否について回答を望むときは、請求の際、そり

旨を告げ、且つ回答が到着したとき、これに要した電報の料金を、納付しなければならない。

第六一六條 改正又は取消の電報が、原電報の配達後着信電報局に到着したときは、その旨を、電報

配達の例により、受信人に通知する。

第六一七條 発信人又は受信人が暫会の取扱を請求するときは、暫会及びその回答に要した電報の料

一九

金を回答が到着したとさ納めなければならぬ。但し、電報局の過失により照会を請求するに至つた場合は、この限りでない。

第七〇五條 照会、改正又は取消の取扱について発受する電報料、至急電報と同額位により送達し、その料金は、普通電報の電報料と同額とする。

(閲覧及び膳本)一ハ一一ハ二

第七〇六條 発信人又は受信人は、そのが、危電報については、発信電報局に、着信電報については、着信電報局に、その閲覧苦しくは膳本を請求することができる。

之、閲覧又は膳本を請求するものは、閲覧料又は膳本料を納付しなければならない。

(省令えの委任)

第七〇七條 この節に規定するものゝ外、電報の照会、改正及び取消の取扱並びに閲覧及び膳本に關し必要な事項は、省令で定める。

第八、節 特別電報

第一、款 通 則

(特別電報の種類)

第八〇一條 この法律において、特別電報とは、次に掲げる電報をいう。

- 一、慶弔電報
- 二、新聞電報

- 三、無線電報
- 四、電字電報
- 五、気象通知電報
- 六、船舶通報電報
- 七、同報無線電報
- 八、放送無線電報

2、前項に掲げる以外の電報は、通常電報といふ。

(省令えの委任) 新

第八〇二條 この章に定める事項の外、特別電報の取扱について、必要な事項は、省令で定める。

2、この章で定める事項で、特別電報の性質上、適用し得ないものがある場合は、取扱上その適用を困難とするものがある場合は、省令で、これと異なる定めをすることができる。

第二、款 慶弔電報

(慶弔電報の取扱) 慶一

第八〇三條 慶祝文、弔慰文又は年賀文を記載した電報は、慶弔電報の取扱を受けることができる。

2、慶弔電報は、左の二種とする。

一、例文電報 電氣通信省の公示する文例中の、一を選定して本文とした和文電報、但し、十字以内の發信人名を附記することを妨げない。

二、任意文電報 任意の慶祝文、弔慰文又は年賀文を本文の全部又は一部とした和文電報で前号以

外のもの。

(贈呈金付さ又は花付き取扱)

第八〇四條 廉電報の発信人は、左の特殊取扱を請求することができる。

一 贈呈金付さ取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額の通貨を、贈呈金として同時に配達する取扱。

二 花付き取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額に相当する花を発信人が指定する種別に從い、同時に配達する取扱。

三 前項の贈呈金の額とは元の代碼は、五千円を二倍のことがでさない。

(特殊送達紙の使用) 五

第八〇五條 寂電報は、特殊送達紙により配達する。

第三款 新聞電報

(新聞電報の取扱) 一一九、説明二

第八〇六條 新聞紙に掲載の目的で発信する電報で、省令の定めるところにより、電気通信省の承認を受けた新聞社又は新聞通信社にあてるもの、新聞電報とすることができる。

(記載の要件) 一一〇、一一一

第八〇七條 新聞電報には、料金指定として、省令の定めるところにより、その種別を表示しなければならない。

八 新聞電報は、普通記で語載しなければならぬ。

第四款 無線電報

三 新聞電報は、広告又は私信を記載することができない。

(送附記載) 一二六

第八〇八條 新聞電報として発信した電報であつて、前條の規定に反するものがあるときは、通常電報の例により料金を計算し、その不足額は受信人が納めなければならぬ。

(料金の受信人拂) 新

第八〇九條 新聞電報を受信する新聞社又は新聞通信社が、その料金を後納しようとする新聞電報については、省令の定めるところにより、料金受信人拂の取扱を受けることができる。

ス 第四一二條及び第四一五條の規定は、前項の場合に準用する。

(取扱の制限)

第八一〇條 新聞電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第五款 無線電報

(無線電報の取扱) 無一、無一二、無五七

第八一一條 船舶から発信し又はこれに着信する電報で、その伝送回向の全部又は一部を、無線電信又は無線電話により、伝送することを要するものは、無線電報として取り扱う。

(新聞無線電報) 無一八、新設

第八一二條 新聞社又は新聞通信社は、航行中の船舶内に公示する目的で、船舶に着信する無線電報又は新聞紙に掲載する目的で、航行中の船舶から発信する無線電報は、省令の定めるところにより、電気通信省の承認を受けて、新聞無線電報とすることができます。

(医療無線電報)

二四

第八一三條 航行中の船舶内の傷病者の医療手当について指示を受けるため、その船舶の船長から、電気通信省の別に公示する病院又は医師の乗込も船舶にて、發信する和文無線電報及びこれに対する返信電報は、医療無線電報とすることができる。

2 前項の医療無線電報は、特別至急電報と同一順位で送達する。

(避難・緊急及び安全通信の料金免除)

第八一四條 船舶若しくは航空機の遭難に際し、その船舶若しくは航空機の名稱、遭難の位置、状況その他救助に必要な事項を通報する無線電報又は船舶若しくは航空機の航行上の危険警戒その他海上若しくは空中における生命財産の保全に必要な事項を通報する無線電報に関する料金は、無線電気通信上、これを課さない。

(配達の特例) 第一〇

第八一五條 無線電報を無線電信又は無線電話によらないで、陸上の電報局から配達することができる場合は、その電報局から配達するものがある。この場合において送達上必要があるときは、特便により、その特別配達料は受信人から徴収する。

(保管)

第八一六條 船舶との間に無線電報を送受する陸上の電報局において、船舶に着信する無線電報を、発信の日から五日以内に、その船舶に送信できないときは、送達不能のものとして保管し、その旨を発信人に通知する。但し、近く送信の機會があると認める場合は、前項の処理をしないことがある。

(取扱の制限) 第一五、第一六、第一七

第八一七條 無線電報については、翌日配達を期す取扱又は無線電気通信系上の至急電報の取扱をしない。

ス 無線電報については、陸上の電報局向に限り受信報知及び再送の取扱をする。

ス 無線電報に関する誤会又は改正若しくは取消であつて、その済否について回答を要するものは、陸上の電報局向に限り、その取扱をする。

(電報受用私設無線電気通信設備による発信及び送達)

第八一八條 無線電報受のため、特に船舶に施設した私設無線電気通信設備により、発信し又は送達を受ける無線電報については、第二〇四條オ一項、同様第三項、第412條及び第450条オ一項の規定を準用する。

(遭難の通報)

第八一九條 船舶遭難通信を受信し又は遭難の事実を認めた無線電報局は、必要に応じ、その遭難船舶の名称、位置、状況その他救助に必要な事項を、救助上最も便宜の位置にある他の無線電信施設又は陸上の救助機関並びに当該遭難船舶の施設者に通報しなければならない。

前項の場合において、有線電気通信系上の伝送を要する電報は、非常電報として送達し、その電報料は受信人が納めなければならない。

第五章 電字電報

(電字電報の取扱) 第一、一二、模一七

第八ニ〇條 静止影像を伝送して永久的な形に再現することを要する電報は、電字電報として取扱う。

2 電字電報は、左の二種とする。

一 写真電報 文真、繪圖、文字、記号、符号その他の影像を表示されたもので、写真電信機により伝送され、写真として再現することができる電報。

二 機字電報 文字、記号、符号、図表等で表示されたもので機字電信機により伝送され、機字することができる電報。

(写真電報の種別)

第八ニ一條 写真電報は、その発信機の規格により、甲号、乙号及び丙号の三種とする。

2 前項の発信機の規格は、省令で定める。

(特使配達)

第八ニ二條 電字電報の要料配達区域外にあてた電字電報について、特使による配達を受けようとする場合は、特使配達の取扱を請求することができる。

2 前項の場合に於ては、特使配達料を納めなければならない。

(取扱区向、取扱電報局及び配達区域)

第八ニ三條 電字電報の取扱区向、取扱電報局、要料配達区域及び特使配達区域は、電気通信省が公示する。

(取扱の制限) 新

第八ニ四條 電字電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第六款 気象通知電報

(気象通知電報の取扱) 新

第八ニ五條 気象官署が公示する气象に関する警報その他の通報を、電報により通知を受けようとする者は、予め電報局に請求して、気象通知電報の取扱を受けることができる。

(書式) 気ニ、三

第八ニ六條 気象通知電報は、中央気象台の定める気象通知電報式により記載して配達する。但し、受信人の請求がある場合は、誤文で配達する。

(送達額位) 新

第八ニ七條 気象通知電報は、至急電報と同一額位で送達する。但し、警報を内容とする気象通知電知は特別至急電報と同一額位で送達する。

(料金)

第八ニ八條 気象通知電報料は普通通常市外電報の電報料の半額を基準として、省令で定める。但し、誤文による場合は、三割以内の額を加算することができます。

第七款 船舶・航空電報

(船舶通報電報の取扱) 船一二、三、三、二

第八ニ九條 船舶の通過、船舶との信号又は船舶の避難等に因する通報については、船舶通報電報の取扱を受けることができる。

2 船舶通報電報は、左り三種とする。

一 通過電報 特に指定する燈台の沿海を通過する船舶について、その船名、通過時分及び通過の方向を、和文により請求者に通知する電報。

二 信号電報 船舶の所有者又は負若人と当該船舶の船長との間の通信を、特に指定する燈台と、その沿海を通過する旨該船舶が信号により送受する為の電報。

三 海難電報 特に指定する電報局又は燈台において、無線電信その他他の方法により、船舶の遭難、委棄又は漂流について相談した場合（特定人にてた通信により知得した場合を除く）において、その船名、災厄の日時、船舶の位置及び危険状況を、和文により請求者に通知する電報。

（取扱の請求）

第八三〇條 船舶通報電報の取扱を受けようとする者は、臨時に通過電報の取扱を請求する場合を除いて、予め電報局に請求し、その登録を受けなければならぬ。この場合においては、船舶通報電報登録料を納めなければならない。

2 通過電報の取扱を開始する場合において、予定通過日時が切迫して、いため燈台に、電報により通知を要するときは、別に、これに要する普通通常電報料を、納付しなければならない。

（送達順位）

第八三一條 船舶通報電報は、至急電報と同一順位で送達する。

（準用）

第八三二條 燈台以外の場所において、通過電報又は信号電報の取扱をするときは、この法律を準用する。

第八款 同報無線電報

（同報無線電報の取扱） 案二六、四、二 同規、料法

第八三三條 官庁又は新聞社若しくは新南通信社から公信又は新聞事項を無線電信により、同時に通報する電報については、予め電気通信省の承認を受けて、同報無線電報の取扱を受けることができる。

（同報無線電報は、左の二種に分ける。）

一 陸地向同報無線電報 官守又は新聞社若しくは新南通信社から、数ヶ所の受信人に對し、公信又は新聞事項を通報する電報。

二 船舶向同報無線電報 新聞社又は新南通信社から、航行中の船舶（外国船舶を含む）内に公示させる目的で発信する新聞事項を内容とする電報。

3 第一項の承認の基準は、命令で定める。

（記載の要件） 案、二二、三四、四四、七

第八三四條 同報無線電報は、普通語で記載しなければならない。但し、官庁から発信する場合は、この限りでない。

2 同報無線電報には、廣告又は私信を記載することができない。

（發信施設の受信人） 案、三八、同七、料法

第八三五條 同報無線電報の發信施設は、その受信人が、私設無線電信として、許可を受けて建設し、保守し並びに運用しなければならない。但し、船舶内に設置した電報局がある場合又は電気通信省

が特に指定する場合は、二の限りでない。

- 2 前項本文に定める場合又は船舶内に設置した電報局が、同報無線電報を發信する場合は、受信料を課さない。

(料金の減額) 條五八・同七

諾八三六條 同報無線電報を設備の故障その他業務上已むを得ない事由により引続き三日以上放送しない場合は、その日数に相当する料金を、月額の日割で計算して、減額する。

(取扱の一時停止及び承認の取消)

第八三七條 左に掲げる場合は、電気通信省は、同報無線電報の取扱を一時停止し、又はその取扱の承認を取消すことができる。

一 省令で定める発信人若しくは受信人の資格又は利用の條件を欠くこと、なつたとき。

二 設備の故障その他の事由により 同報無線電報設備の運用が困難となつたとき。

三 緊急止むを得ない公共上の理由があるとき。

- 2 前項のオニ号及びオ三号に掲げる理由により、同報無線電報の取扱を一時停止し、又はその取扱の承認を取消した場合は、その日数に相当する料金を、月額の日割で計算して、減額する。

第九款 放送無線電報

(放送無線電報の取扱)

第八三八條 衛生に関する情報、氣象の予報及び航行の安全に関する通報その他電気通信省が、指定する事項を無線電信により、放送する電報については、予め、電気通信省の承認を得て、放送無線

電報の取扱を受けることができる。

ス 前項の承認の基準は、省令で定める。

(料金)

第八三九條 有線電気通信系上の伝送を要する放送無線電報については、放送無線電報料の外、通常電報と同様の料金を附課する。

(準用)

第八四〇條 第八三五條及び第八三七條の規定は、放送無線電報に準用する。

第三章 電 話

第一節 通 則

(規定の範 囲) 新

第十九〇一條 この章においては、電気通信省が所有し運営して公衆通信の用に供する電話の取扱いに関する事項の基準を定める。

第二〇二條 この章において電話とは、第一項に規定する電話をいう。但し特に私設電話といふときはこの限りでない。

第三〇三條 電線電話の媒介により船舶相互又は船舶と陸上との間を連絡するための船舶無線電話の取扱、料金その他の事項については、規約及びこの法律の精神に従い、省令でこれを定める。

(電話の種類) 新

第三〇四條 電話は、左の二種とする。

一 加入電話 特定の個人又は会社、その他の団体の利用に供するための電話

二 公衆電話 もっぱら公衆の利用に供するための電話

第二節 加入電話

第一款 通 則

(加入電話の種類) 一

第三〇五條 加入電話は、左の六種とする。

- 一、單独電話 一如入電話につき一加入回線を有し且つ、その端末が電話機に終るもの。
 二、共同電話 二以上の加入電話が共同して一丸へ回線を有し、且つ、その端末が電話機に終るもの。
 の
 三、構内交換電話 加入回線の端末が交換機に終り、且つ、内線電話機を有するもの。
 四、臨時電話 加入期間三十日以内の單獨電話
 五、岸壁電話 岸壁、さん橋又は浮標にけり留中の船舶と陸上とを連絡するためのもの。
 六、村落電話 電話局から遠隔の地域において、別に定める特別の條件に基いて施設されるもの。
 (加入電話の種類の変更) 三

第九〇四條 加入者は左に掲ぐる加入電話の種類の変更を請求することが出来る。
 一、單獨電話を共同電話に変更し、又は共同電話を單獨電話に変更すること。
 二、單獨電話を構内交換電話の加入回線(以下構内交換局線といふ)に変更し、又は構内交換局線を單獨電話に変更すること。

(加入区域) 四

- 第九〇五條 特に定めらる場合を除き、電話の加入区域は、普通加入区域及び特別加入区域の二種とし、省令の定める基準に従つて電話局ごとに定めて公示する。
 2. 地方電気通信局において事業上又は工事上支障がないと認めるときは、前項の加入区域外であつても加入することを許可することができる。
 3. 電気通信省が別に定める電話局については、その電話局の加入区域を関係電話局に共通のものとみなす。

内

(加入主体) 六

- 第九〇六條 加入者は、一加入につき一人でなければならぬ。
 2. 法人でない團体であつても、電話局が適当と認めるものは、その名で加入できる。
 3. 前項の規定による加入者は料金納付で力地一切の責に任ずる代表者一人を選定し届け出なければならぬ。代表者を変更する場合は亦同じ。

(優先受理) 一五

- 第九〇七條 加入申込数が当該電話局の受理予定期をこえ、又は当該地域の収容予定期をこえろおそれがあると認めるときは、電話局は、一回、地方公共團体又は公共の利益のため必要な業務の用に供するものを優先的に受理する。

2. 前項の優先受理の順位の基準は、省令を定める。

(電話番号) 二二

- 第九〇九條 電話番号は、電話局で一丸へ回線ごとに一箇を定める。且し、共同電話については、一加入ごとに定める。
 2. 電話局は、省令の定めるところにより、事業上又は工事上必要があると認めるときは、電話番号を変更し、又は電話番号を取り消し取扱上必要な番号を附することがある。

(財産税額) 三四

第九一〇條 加入者は、附屬機械の装置を譲り受けることとする。但し、構内交換局線については、切換電話機を厚くする。

ス 附屬機械の種類及び條件は、左のとおりとする。

一 切換電話機 装置等をふつて接続する電話機（一加入につき二箇以内とし、三加入以上に共通に接続することはできない）。

二 分岐電話機 電話機（切換電話機及び分岐電話機を除く）一箇につき一箇とする。

三 電話器 電話機一箇につき一箇とする。

四 電鈴 電話機一箇につき一箇とする。

五 附屬機械は、加入電話の號碼装置等と同一の端内、又は省令の定めるところによりこれに準ずるとみなされる總支内（以下本規約による）に限り、装置することができる。

（譲渡及び承継の候として改）

第九一一條 加入電話に属する権利は、譲渡し又は承継することはできない。但し、昭和二十四年二月十四日以前において加入料を受取られた電話については、省令の定めるところに従い、電話局の承認を受け、その権利を包括的に他人に譲渡し、並に加入者が死亡若しくは合併したときは、三月以内に電話局へ届け出て承継することができる。

ス 前項但書による譲渡は、電話局の手配があつたとき勞力を生じ、新加入者は、旧加入者の有した一切の権利及び義務を承継する。

（電話機械の移転など）三三、三三

第九一二條 加入者は、電話機械について左の各号の請求をすることができる。但し、村落電話につ

いては所轄変更、除さ、無時電報及び半逕電話に一回の日暮に限る。

一、時報去 加入者への三回（ノイム）一昇、電報或玉盤置場所の取引停止すること。

二、構内移動 同一の部屋、戸室又は壁内にて、電話機械を移動すること。

三、構外移動 前項以外の場所に置つて、電話機械を移動すること。但し、附屬変更に該当する場合を除く。

四、所轄変更 省令の定めるところによ、所轄の電話局に変更すること。

五、複数・水火などの他の原因による、電話機械装置の部屋内又は室内にて電話機械が滅失した場合その電話機械を復旧する。

六、前項第三号又は四号の請求に応しらかなければ、その電話機械装置の部屋に於ける電話の規定に該当しなくなつたときは、とり電報の送信を休止する。

七、前項の規定により通話又は不としたときは、その電話の設備を他に転用することがある。

八、譲り受けの規定は、第一回、三号乃至ナニ五号の請求について準用する。

九、天災、地災など、電気通信局の責、隸せらるほい事由に因つて、当該地域の電話交換系に属する機械の能力が滅失したことさ、電気通信局は、該地域の加入電話を復旧する義務を負はずその加入を取扱う。

（加入者の不作為處罰）二八

第九一三條 加入者は、次の使用する電話機械装置の切替又は構内にある電話機械装置を移動し、変更し苦しく述べ分解し、又はこれらに他の線路、機械などを連絡してはならぬ、但し、天災地変その他災害に際して保護の必要があるときは、この限りではない。

(一) 案葉調の御宅蘭内立入／二九
第十九回 入者は、正当の理由がなければ、電話業務に從事する者が邸宅若しくは構内に立ち入り、電話の工事、試験、障害の修理などを行ひ、又はその設備及び器具に割する事項を点検するなどを拒んでけなう。

2、前回の場合、当該従事者は、その確分を示す証票を示さなければならぬ。
(一) 修復料費／三〇

第二十五回 電気通信省は、加入者の使用する電話設備の取付、撤去、移転などの場合、工事上やむを得ない限度において生じた営業造物の損害に対する賠償はない。

(一) 修理費用の弁償／三一

第二十六條 加入者の責に帰すべし事由に因り、その使用に決する電話機械設備の即ち若しくは構内に於ける電話設備を亡失・損したとき、又は方たる三條の規定に違反する所為により復旧工事を要すときは加入者においてその補充又は修理に要する費用を弁償しなければならぬ。

(一) 有償貸与の禁止／一六一(改六)

第二十七條 加入者は、特に定める場合を除き、報しゆうを受けてその電話を他人の用に供し、又は報しゆうを受ける者に貸与してはならぬ。

(一) 他人使用の禁止／改六

第二十八條 加入者は、特に定める場合を除き、その加入電話を、家族、使用人若しくは共同使用者以外の者の用に供し、又はその者のために使用してはならぬ。

2、前項の共同使用者を認める場合の條件などは、省令で定める。

内

(一) 加入申込受理などの取扱／一〇八

第二十八條 加入申込を受理された者が、電話局の規定する期日までに、定められた料金を納付しないときは、その加入申込の受理を取消す。

2、前項の規定は、第二十二條第一項各号の請求の受理について準用する。

(一) 料金などの滞納者に対する処分／一〇九

第二十九條 加入者が電話に用する料金を定められた期日までに納めないと、又は方十九一六條に定められた料金などの滞納者に対する処分／一〇九

2、前項の通話停止の期間が三十日以上に及んだときは、電話局は、清納の期間中、その電話の通話を停止することがある。

2、前項の通話停止の期間が三十日以上に及んだときは、電話局は、清納の期間中、その電話の通話を停止することがある。

(一) 通話局はその電話の加入取扱をすることがある。

(一) 通話局に對する処分／二〇

第二十一條 加入者が左の各号の一に該当するときは、電話局は、六日以内その電話の通話を停止し又は加入取扱をすることがある。

1、初回者が、法令の規定に背き、又は法令に基く電話局の指示に従わないとモ。

2、電話交換業者を妨害したとき。

(一) 私設電話の接続／二二

第二十二條 左の各号に該当する加入者は、省令の定めるところに従い、その私設電話設備を加入回線に接続の請求をすることができる。

2、鉄道又は軌道の事業を行うもの。

二 運河、水門、水防、水道、水路或は又は電線又は電線開削の事業を行ふもの。

三 高圧又は特別高圧の電気を使用する事業を行うもの。

四 鉛鉱を行うもの。

五 電気通信者の指定する又は地方公共團体の指定

六 その他のに必要と認めるもの。

又 前項の規定により、私設電話設備の不使用に底統される加入者数は、構内交換機とみなす。

(省令委任)五

第七二二條 この法律によつて定むる加入者に對する料金は、公事費、請求などは、別に定める書式によら

なければならぬ。但し 通話一平方メートル当たり一千円にては、この限りでない。

第二款 單独電話・共同電話及び簡易電話

單独電話の持券未還(四四・四六)ニ一)

第六二三條 單独電話の方へ者は、其の名義の特殊表記の額定三十元がかかることができる。

一、特別市外電話表記、磁石式の電信局の單獨電話に、電話局ごとに著し指定された市外電話区域に

屬する電話をさむことの表記。

二、電話及び電話用機器、電話電話二つ以上の電話又は電話の半に供するための装置。

三、市外電話専用表記、單獨電話を、はつきり連絡、申に供するための装置。

又 前項第一号の規定は、共同電話(二)の適用する

簡易公衆電話(改セ)、内製

第八二四條 電気通信者は、公共の利益のため必要があると認めるとときは、單獨電話を公衆の利用に供するため、当該加入者と簡易公衆電話設定契約を結ぶことができる。

又 簡易公衆電話の設定の條件、契約などにつては、省令で定める

(市外簡易公衆電話)新

第六二五條 電気通信者は、電話局から連絡し他の電話の利用が出来ない地域において、公共の利益のため必要があると認めるとときは、單獨電話を公衆の利用に供するため、その地域の公共團体ほどに對して、市外簡易公衆電話設定契約を結ぶことを條件として、直接市外電話同様に接続し、又は

その他の方法により、もづら市外電話をするための單獨電話の加入を認めることができる。

又 前項の加入電話については、第八二四條、第八二五條、第八二九條及び第九一二條の規定は、適用しない。

又 市外簡易公衆電話の設定の条件、契約などについては、省令で定める。

(临时電話)二〇

第八二六條 臨時電話を取り扱う電話局及び加入区域に處する割限は、電気通信省が定めて公示する。

(共同電話の距離制限)二

第八二七條 共同電話の電話機設置場所は、相手方電話機路から直線距離 一キロメートル以内でなければならぬ。但し、所轄電気通信局において、特別の事由があると認めるとときは、この限りでない。

(共同電話の通話終止)一一四

第八二八條 共同電話の相手方が、加入電話の種類の変更、若しくは加入の取消をなし、又は前條の

規定により開港埠頭外の場所に移動した場合において、加入電話の種類を変更しないときは、新たに相手方を得るまで、その通話は休止する。
乙 前項の通話休止が一年をこえるに至ったときは、その加入を取り消すことがある。

一 多数共同電話へ新

第八十九條 三加入以上の共同電話は、電話局から選択の地點に接つて認める。
二 前項の共同電話の取扱及び料金については、前二條の規定にかゝらず、省令で定める。

第三章 告白と営業電話

一 告内交換機の規定（割・通連）

第九十三條 告内交換機の價格は、電気通信省が定めて公示する。
二 告内交換機の加入者は、以下この数においては加入者といふが既に設備されている、構内交換機を取引替えるときは、前項の價格のものによらなければならぬ。

一 債権金の納付へ新

第九十三條 加入者が、その責に需すべし事由に因り、その用に供する共管式複式交換機又は自動式交換機互に設備の日から五年以内に變更したときは、別に定める備償金を前め受けねばならぬ。

一 内線電話機の設置場所へ三六

内
十一

第二章 内線電話機の設置場所について（第十一條）

第一項第一款 内線電話機の設置場所については、第九一〇條又三項の規定を準用する。

一 構内交換電話の装置の変更へ新（通達）

第九十三條 加入者は、構内交換電話の装置の変更について、左の各号の請求をすることができる。

一 構内交換機の規格又はその附属物品を変更すること。

二 構内交換機若しくはその附属物品を増減すること。

三 内線電話機を贈與すること。

一 代表取扱へ四五の三

第九三四條 加入者は、構内交換局線について、その代表取扱の請求をすることができる。
二 所轄電気通信局において、電話交換の能率向上のため必要があると認めるときは、加入者の請求がほい場合においても、前項の代表取扱を行うことがある。

一 構内交換局線の特殊装置へ新

第九三五條 構内交換機につけては、第八二三條の規定を準用する。

一 構内交換電話の増設へ新

第九三六條 構内交換電話の交換取扱は、加入者にむいて行う。
乙 加入者は構内交換電話の交換取扱の資格の認定を受けた者でなければ、交換取扱に従事させてはならぬ。

一 構内交換電話の交換取扱者が、法令又は法令に基く電話局の指示に従わぬときは、その資格認定の效力を一時停止し、又はその資格認定を取り消すことがある。

乙 構内交換電話の交換取扱、交換取扱者の資格認定などに関する事務は、省令で定める。

港内交換電話の交換取扱者の委託義務一新

第三七條 電気通信省は、港内交換電話の交換取扱者を、加入看又は他の者より委託を受けて設成することとする。

之に規定する委託権は、省令で定める。

(ホテル交換電話) 新

第三八條 電気通信省は、公共利益のための必要があると認めたときは、ホテル、旅館などの構内交換電話を運営する者の地の公用の利害に保下うため当該加入者とホテル交換電話設定期約を結ぶことができる。

ス ホテル交換電話の認定料金、契約料金、料金を定める。

第四款 岸壁電話

(岸壁電話の加入区域など) 新 岩二

第三九條 岸壁電話の加入区域及びその段級を有する電話局は、電気通信省が定めて公示する。

(岸壁電話機の設置場所) 新 岩五

第四〇條 岸壁電話機の設置場所は、その電話局の加入区域内にあるものとみなす。

(岸壁電話設備の設備及び譲り) 岩三

第三四一條 初入看は、電気通信省の許可を受けて、施設内に在籍する電話機及び附属物の設置及び維持を行うことができる。

第五款 村落電話

(村落電話の認定) 新

第二前項の許可の条件は省令で定める。

(岸壁電話の接続) 新

第三四二條 岸壁電話の加入者は、岸壁電話回線を船舶内の私語電話設備に接続の請求をすることができる。

第六款 村落電話

(村落電話の認定) 新

第三四三條 村落電話は、電話局から遠隔する町、村などにおいて、その地域に新たに電話局を設置することが事業上困難であり、且つ、電話の加入の希望数又は加入数が七以上二十四以内ある場合、電気通信省と加入希望者又は加入者との契約により設置する。

(村落電話の加入区域) 新

第三四四條 村落電話の加入区域は、第五條の規定にかかわらず、町、村などの区域とする。

之に電気通信省は、事業上必要があると認めたときは、前項の規定によらないことがある。

3. 加入区域外加入については、第九の五條オニ項の規定を準用する。

(村落電話加入者团体) 新

第三四五條 村落電話の加入者は、村落電話加入者団体を構成し、その町、村などの地方公共団体又はそれに準ずるものを代表者と定めなければならない。

(村落電話の交換機設置場所) 新

第五節 通話

（通話の種類）四六

第九五五條 通話は、左の二種とする。

一、市内通話 同一加入区域へ属たり五株分ニ満ての規定による加入は当該電話局の加入区域内にあるものとみなす。以下同じ。に属する通話

二、市外通話・異なる加入区域相互間の通話

第九五六條 市外通話をすることのできる区域（以下通話区域という。）は、これを普通通話区域と

特殊通話区域とし、電気通信省が、電信局（村著電話においては荷物交換所）ごとに定めて公示する。

（市外通話の種類）四七

第九五七條 普通通話区域における市外通話は左の六種とする。

一、普通通話

二、至急通話・普通通話に先だつて取り扱う通話

三、夜間普通通話 特定の通話区域において、午後 時から翌日午前 時までの間に取扱を開始する通話

四、夜間至急通話 特定の通話区域において、午後 時から翌日午前 時までの間に普通通話を先だつて取扱を開始する通話

五、定期通話 特定の通話区域において、請求書の届けられた時刻に取扱を開始する通話

六、予約通話・特定の通話区域において、一月以上を通じて毎日申請者の指定した時刻に、取扱を開始する加入者相互間の通話

2、夜間通話・定期通話及び予約通話をすることができる通話区域は、電気通信省が、電話局ごとに定めて公示する。

3、水火・犯罪・えき病などの予防又は措置などに関する通話区域は、他の通話に優先して取扱う。（通話の取扱）五四

第九五八條 通話は、特に定める場合を除き、電話番号により取り扱う。（通話の順位）

第九五九條 同一順位の通話は、請求の順序に従つて取扱う。（通話時）四九

第九六十條 市外通話は、毎三分時をもつて一遍話時とする。但し、三分時に満たないものも一遍話時とみなす。

2、前項の通話時については、省令の定める基準に従い、電信局が算定する。（公衆電話による通話）新

第九六一條 電気通信省は、第九五五條からオ六五八條までの規定にかかるず、公衆電話による通話の取扱を制限することができる。

（省令の委任）新

第九六二條 この節に定めるものの外、通話の取扱に必要な事項は、省令で定める。

第六節 料金則

第一款 通則

(電話使用料及び附帯使用料) 新六・七・七・七・五

- 第六三條 加入者は、その電話の開通の日から、電話使用料を納めなければならない。
- 電気通信者は、加入者に対し、電話使用料の外に、附帯使用料を課する。
- 附加使用料の着載及び條件は、左のとおりとする。

一 普通加入区域外附帯使用料

電気機械の設置場所が普通加入区域外にあるとき。但し、他の電話局の加入区域内にあるときは地元区域外直通料を加算する。

- 附帯機械料 加使用料 地方稅政を用いるとさ。
- 特殊装置料 特殊装置を利用するとき。
- 私設電話装置料 私設電話設備三端入回線に接続するとき。
- 講内線附帯使用料 講内線機器から内線電話機までの導線距離が一千メートルをこえるとき。
- オーディオ及び第二音の料金は、月額とする。但し、臨時電話及び岸壁電話については、日額とする。

(電話使用料及び附帯使用料の賦課り区分) 新

- 第九六四條 電話使用料及び附帯使用料の賦課に因し、電話局に局種別及び課金種別を、加入電話に利用種別を設ける
- ヘ局種別

第九六五條 電話局の局種別は、左の標準により、電話局ごとに、その所属加入数に応じ、電気通信省が定めて公示する。但し、鐵道設備のため工事上の都合により、この標準によらないことがある。

一級局	加入数 五万以上	
二級局	同	八千以上
三級局	同	二千以上
四級局	同	五百以上
五級局	同	一百以上
六級局	同	二十五以上
七級局	同	二十四以下

2 前項の加入数の算定については、省令で定める。

(課金制度種別) 六・七・七

第九六六條 電話局の課金制度種別は、度数料金制及び均一料金制の二種とする。

- 度数料金制は、二級局以上及び別に公示する三級局又は三級局の電話局に対して、電話使用料を基本料金料に今して課する。
- 均一料金制は、オーディオ以外の電話局に適用する。
- 度数料金制は、市内通話度数に応じ、当該電話局が算定する。
- 均一料金制は、オーディオ以外の電話局に適用する。

第九六七條 如入電話の利用種別は、路逵電話及び岸壁電話を除き、その利用目的により、性別及び事務用の二種とする。

- 前項に定める利用種別は、左の基準により、当該電話局において認定する。

一 住宅用 電話機械設置場所がもっぱら居住の用に供せられるもの。

二 事務用 住宅用以外のもの。

三 加入者は、利用権利に変更があつた場合、変更のあつた月の末日までに、その旨当該電話局に届けなければならぬ。

四 前項の規定は、加入申込後利用権利に変更のあつた場合について準用する。

（加入区域の設定のない局）六三

第六八條 加入区域の設定のない電話局並びに加入電話についでは、当該電話局から内線電話線路千二百メートルまでは普通加入区域内に、又三キロメートルまでは特別加入区域内にあるものとみなし、その電話使用料は、基本料及び開源電話線路の距離に応ずる計算表に分けて課する。

（電話使用料及び附加使用料以外の加入電話に附する料金）新六六、七八、八二、八一

第九六九條 電話使用料及び附加使用料以外の加入電話に関する料金の種類及び賦課の條件は、左のとおりとする。

一 加入料 加入電話（臨時電話及び岸壁電話を除く。）の申込を受理されたとき。

二 装置料 初入電話（岸壁電話を除く。）の申込 又は方九一〇株に定める附属機械の装置の請求（臨時電話及び岸壁電話の場合を除く。）方九一二株に定める電話機械の移動などの請求若しくは每九三三株に定める構内交換電話の装置の変更（單に減少する場合を除く。）の請求を受理されたとき。

三 電話機械設計料 普通加入区域外において、加入申込を受理され、又は当該電話局の普通加入区域外において、電話機械の変更を要する加入電話の構外接続又は種類の変更その他請求を受ける。

理されたとき、相し、電話機械の変更部分が特別加入区域外に限られる場合及び單に電話機械を短縮する場合を除く。

四 名義変更料 オ九一一株方一頃但書に定める加入権度の承認を請求すること。

五 構内接続設備料 方九六三株方三株方五号に相当する構内接続の設備の請求を受理されたとき。

（公衆電話料）新八四

第六七〇條 公衆電話により市内電話をする者は、公衆電話料を納めなければならぬ。

（市外電話料及び通話取消料）八六

第九七一條 市外電話をする者は、市外電話料を納めなければならぬ。

二 市外電話料に属する市外電話の請求をした加入者が、左の各号の一に該当するに至つたときは、電話取消料を納めなければならぬ。

一 電話取扱開始の宣告に對して、請求者的一方が通話の必要がない旨、又は不在その他の事由によつて通話をしない旨申し出をとき。

二 連絡取扱開始を通告するために挨拶を試みても、請求者（定期通話にあつては、開帳者の方）の應答を得られないとき、但し、開帳者回復の障がいによる場合を除く。

三 定時通話の請求者が通話の必要がない旨申し出たとき。

四 前項の規定は、公衆電話によつて定期通話の請求をした場合に準用する。

五 前項の通話区域の距離の算定については、命令で定める。

（料金の不課）六九、八五

第九七二條 在に擧げる加入電話及び遙話に對しては、料金を課さない。

五四

一 火災報知又は応急救援のため、別に公示する消防官署の加入電話及びそれに對してする市内通話

二 犯罪発生、その他治安維持に要する非常通報のため、別に公示警察官署の加入電話及びそれに對してする市内通話

三 電話設備の障害が、又は交換の取扱などに因り、特に指定した所属電話局の加入電話に對してする遙話

四 電話設備の障害が、又は電話局の過失により、遙話の中途で不能となつた市内通話、又は市外通話の遙話

五 市外通話の取扱などに際し遙話局へ切斷した市内通話

六 同一大同電話相互間の遙話

(料金の特定期又は免除) 新

第九七三條 新聞予約通話へ新聞社・新聞通信社相互間に對して、新聞紙掲載事項を通報するための予約通話の市外通話料は特定期する。

2 術易公衆電話及び市外簡易公衆電話に特定期された單独電話の基本料は免除し、その他の電話使用料・附加使用料及び市外通話料は特定期する。

3 ホテルタクシーデータに指定された国内交換電話の市外通話料は、特定期する。

4 オーディオ新聞予約通話の認可の條件は、省令で定める。

(料金表) 法三

内6 日

第九七四條 電話に對する料金の額は別に定める場合を除き、別表第一の通りとする。

第二款 料金の納付

(料金の納付方法) 第九四・九七

第九七五條 遙話に對する料金は、セイの鹿児島とニホン・電信局又は郵便局に、遙話で納めなければならぬ。但し、電気通信局が別に指定する電話局に對する遙話料は、命令の定めるところにより、その電話機設置場所に對して、預金による納付を請求することができる。

2 公衆電話による遙話の料金の納付について、前項の規定にからかはず省令で定める。

(月の中途の開通反どの料金徴収) 第九六

第九七六條 月の中途において電話の開通があつた場合は、月額で定めたものにつれては、開通の日からその月の末日までの日数に応じ、月額の日割で算定する。

2 月の中途中に於いて加入取消があつた場合は、その月分の料金は、月額で定めたものについては全額

額を課する。

3 月中において電話が開通し、その月の末日までに加入取消があつた場合、前三項の規定にかかるかからず、月額で定めた料金は、その全額を課する。

(月の中途の開通などの料金徴収の被收) 第九七

第九七七條 前條の規定は、予約通話料について準用する。

10

五五

第九七八條 同の中塗にありて月額で起ると料金に要動を生じた場合、その日分の料金の過不足額は、要動の日から月額の差額を基として日割を以て算定し、不足額は徴収し、超過額は還付する。

(別用種別の要動のあつた場合の料金算定) 六六二

第六七八條 利用種別に変更があつた場合、六六二條才三項の規定により届出をしたときは、変更のあつた月の翌月から新種別に対する料金を課する。但し、住宅用が事務用に変更された場合は、届出をしない場合であつても、当該電話局が変更の事實を認めるときは、変更のあつたと認める月から事務用に對する料金を課する。

(四) 電話計算 税(通達)

第六九八條 月額で定めた料金の日割は、舊月の日数にかかわらず月額の三十分の一として算定する。(料金の請求整理) 者(監査)

第六九九條 電話料金に因る未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(自動接続市外通話料) 六七二

第七九九條 電話料金制を施行する自動式局の加入者のなしに市外通話であつて、自動接続市外通話方式によるものに対する市外通話料については、これを度量料とみます。

第三章 料金の免除及び還付

(料金の免除及び還付) 一九七一〇〇・一〇一六二・一〇三・一〇四・一〇五

第八一三条 左に掲げる電話に因する料金は、免除し、賃貸に係るときは、還付する。

- 一 和入区域の指定又は要動により、電話機就設置場所が和入区域外となり、電信局がこの加入申込の受理を取り消した場合の加入料及び敷置料、又は加入を取り消した場合の加入取消の翌日以後に係かる電話使用料及び附加使用料
- 二 カ九一ニ條才ニ項及びカ九二ハ條才の規定により、電話の通話を休止しに場合、休止の翌日以後に係る電話使用料及び附加使用料
- 三 工事着手前に加入申込者は加入者において、加入申込料は才九一〇條才ニ項若しくは才九一二條才ニ項の規定による請求を取扱い消した場合の加入料及び敷置料。但し、臨時加入の單独電話につきては装置料、電話使用料及び附加使用料、岸連電話については電話使用料及び附加使用料。
- 四 電源回線の障害、その他加入者の責に帰せられない事由で電話が月のうち三日以上停電電話及び岸連電話においては一日以上不通となつた場合の不通期間に係る電話使用料及び附加使用料、又は通話不能が一通話以上となつた場合のその不能通話時間に対する予約通話料、但し、その不通常向については、電話局で算定する。
- 五 料金を納付すべき事由が工事着手前に消滅した場合の電話機就設置料
- 六 加入申込料は才九一ニ條才ニ項へ才一号及び才二号を除く) の規定の請求が受理された場合において、その設置場所に加入電話の無効が既に該籍され、新たに工事を要しないときの装置料
- 七 電源、水道、瓦斯等の供給に係る料金

- 一 電源才一至、ヤード及び才田里的電話使用料及び附加使用料は、月額の日割で算定する。
- 二 料金を算定する場合の還付(新一六)
- 三 田径才一至、セイヨウ才田里的電話使用料及び附加使用料は、過納若しくは誤納の料金について

五六

では、納付者の請求により、省令の定めるところに従い、差額計算を行い、又は通貨で交付する。

2 前項の差額計算又は置付の請求は、当該電話局に、その事由発生の日から六日以内にしなければならない。

3 電話局において置付の事由を認めたときは、前項の期間内に、請求をまたず納付者に通知して差額計算を行い、又は還付することができる。

内々

B

第四章 専用電気通信

第一節 通則

(定義)新

第一〇〇一條 専用電気通信とは、もつぱり同一人又は特定人との利用に供する有線又は無線による電信、電話及び電写をいう。

ムこの章においては、超短波を利用してする無線電気通信は、有線電気通信とみなす。

(専用の種別)専用一

第一〇〇二條 専用電気通信の利用へ以下専用という。は、左の三種とする。

一 長期専用 一年以上に亘り毎日継続して専用するもの

二 短期専用 一年に満たない期間において毎日継続して専用するもの

三 時間専用 一年に満たない期間において毎日一定の時間を限つて専用するもの

2 時間専用電気通信に関する制限は、省令で定める。

(専用の承認)専令一

第一〇〇三条 電気通信省は、特に必要と認める場合の外、専用の申請は、承認しない。

2 前項の認定の基準は省令で定める。

(専用者の行う設備及び維持)専令四

第一〇〇四條 電気通信省が特に必要と認めるときは、省令の定めるところにより、専用者にその専用電気通信設備の設備及び維持の一部を行わし、又はその設備に必要な物件若しくは設備費を納めさせることがある。

2 前項の規定により、専門者が行う検査及び鑑定又は物件の提供は、電気通信省の指示するところによらなければならぬ。

第一〇〇五條

（特殊被覆）

第一〇〇六條

（端末装置の種別の改変）

第三章 藥理學

第一〇〇ハ添 専用電気通信設備の一部が破壊したときは、専用者は、その復旧を請求す

二三八

などさは、禮賀董信道は、復旧の費を面らず、その厚市の承認を取り得す
（他入候用の禁止）

第一〇〇九條 専用者

前項の許可の條件及びは、君令で定める。

卷之三

22

一〇一。僕 職業を受取

(指定人向の専用)

一〇二

一、準用規定
第一〇一二條 第九〇六條方二項及以次三項，為九〇八條。第九一三條乃至第九一六條，為九一八條。

方九一九條前二九二條の規定

一〇一三番左の各号の一に該当すると以て、電気運転者は専用を停止し、又は専用の承認を取

一 専門者か、法令の

政治小説

第一〇一四條 二カ章の規定は、私設電気通信設備の一節として電気通信設備を貸与する場合に準用する。

(許敏齋詩集目錄)

一〇一五章 二二二章に特徴あるもの外、専用無線電信については専用有線電信、専用無線電話

につきには専用有線電話、専用報章電話について、専用有線電話に関する規定を準用する。

(省令係)

第二〇一六條 つ前に定めたるに、専用電話通話料に則して運送事業は、省令で定める。

第二〇一七條 専用有線電話の専用有線電話料に則して運送事業は、省令で定める。

第一〇一八條 専用有線電話料は、以下のとおりとする。

- 一 専用音響電話料
- 二 専用音響二重電話料
- 三 専用印刷電話料
- 四 専用印刷二重電話料

第三節 専用有線電話

(専用有線電話の専用有線電話料)

第一〇一九條 専用有線電話は、左の一様とする。
一 市内専用有線電話、同一都入区町へ省令で定めたる如く区内に準する区域を含む。(に属する専用有線電話)

第二〇二〇條 市外専用有線電話の専用者は、専用に係る市外専用電話回線について、分岐引込の請求をすることをさること。

(分岐引込)

第一〇二一〇條 市外専用有線電話の専用者は、専用に係る市外専用電話回線について、分岐引込の請求をすることをさること。

(専用回線の専用)

第一〇二二一〇條 専用者は、省令の定めるところにより、専用有線電話の回線を、構内交換機又は私設交換機に接続の請求をすることができる。但し、私設電話接続に接続の請求をすることのできる専用者は、才九二一様才一層各号に該当する者に限る。

(市外専用有線電話との接続)

第一〇二二二〇條 市外専用有線電話の専用者は、省令の定めるところにより、その市外電話回線を転換するに付り時市内専用有線電話の電話機に接続の請求をすることができる。

第四節 専用有線電話料

(専用有線電話料の割り)

第一二三條 専用有線電話、左の二種とすべ。

一 専用有線電話

二 専用電子電信

、専用有線電話を共用する専用有線電話等。

第二二四條 電気通信において工事と交換は「」と定めることを、命令の定めるところにより、専用有線電話回線を共用する専用有線電話に代わることとする。

（分波引込）

第二二五條 サ一二二、第一項の規定によつて開設した場合につき、分波引込について専用する。

第三章 料金

第一 款 通則

（料金種別）

第一〇二六條 専用有線電話回線に付する料金は、右のとおりとする。
 一 設備料 専用による電気通信の端末設備（専用をの定めに設置する電気通信設備）、市内線路又は特殊装置と設備として復合する場合に課するもの。
 二 維持料 専用による電気通信の端末設備（市外線路又は特殊装置を維持する場合に課するもの）。
 三 市外線路専用料 市外線路を専用する場合に課するもの。
 四 全額可込料 専用による市外電話回線に対する回線料金を分表した場合に課するもの。

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

五 暫料 端末設備の設置場所を変更する場合に課するもの。
 六 機器種別変更料 専用による電気通信機器の種別を変更する場合に課するもの。
 七 接続料 サ一二二、第一項の規定による、市外専用電話又は構内交換電話の交換機に接続し、又は市内専用電話と市外専用電話との接続する場合に課するもの。
 八 享真費信共用附加料 サ一〇二四條の規定により専用有線電話に共用を認めの場合に附加して課するもの。
 九 社人使用附加料 オ一〇九條の規定により社人使用を許可した場合に附加して課するもの。
 ハ 料金の特徴）

第一〇二七條 新聞・新聞通信又は放送事業の用に供する専用有線電話（以下新聞放送専用有線電気通信といふ。）に関する左の各号の料金は、特定期間（第一項の規定による期間内に内的の定期専用又は時間専用専用有線電話回線をオ一〇二三三條オ一項オ三号の規定により該料金を免除された場合の維持料）

二 専用有線電話の端末設備の維持料及び市外線路専用料
 三 市外専用有線電話及び専用有線電話の市外線路専用料

2 警察事務・刑事訴訟事務及び国有鉄道事業の用に供する市外専用有線電話及び専用有線電信（以下官房専用有線電気通信といふ。）の市外線路専用料は特定期間（第一項にかかるが新聞放送専用及び官房専用の取扱を受ける専用者の資格は、省令で定める（無線電気通信の料金））

第一〇二八條 専用無線電気通信に関する料金は、専用の料金、設備及び維持に必要な費用を算定し

て要する。但し、専用電気通信設備の一郎として吉森電気通信設備を利用してすることは、その部分については、専用有線電気通信の例による。

(料金の減額又は免除)

第一〇二九條 カ一〇・四條カ一項の規定により専用電気通信設備の設備及び維持の一郎を行い、又はその設備に必要な物件を提供若しくは設備費を約めた場合の専用電気通信に関する料金は、省令の定めるところにより、この限度に応じて減額又は免除する。

(料金額)

第一〇三〇條 専用電気通信に関する料金の額は、特に定める場合を除き、別表三のとおりとする。

第二款 料金の納付

(専用又は廃止などのととの料金の算定)

第一〇三一條 月の中全において長期専用電気通信の開通又は廃止若しくは承認の取消があつた場合は、その月分の料金は、月額で定めたものについては、その月の専用日数に応じて月額の日割で算定する。

2. 長期専用電気通信について、専用開始後一年未満の期間内に、専用の廃止又は承認の取消があつた場合の市外線専用料は、カ一〇・一三條カ二号の場合を除き、短期専用の例により算定して、不足額は徴収し超過額は置付する。

(専用規定)

第三款 料金の免除及び置付

(料金の免除)

第一〇三二條 カ九七・五條、カ九七・八條、カ九八・〇條及びカ九八・一條は、専用電気通信に関する料金の算定又は徴収について準用する。

第一〇三三條 左に掲げる専用電気通信に関する料金は免除し、要納に係るときは置付する。
1. 工事着手前に専用申請者又は専用者が、専用の申請又はカ一〇・〇・五條、カ一〇・〇・七條、カ一〇・〇・八條オ一項、カ一〇・一七條、カ二項、カ一〇・一九條カ一項、カ一〇・二〇・一條、カ一〇・二三條オニ項若しくはカ一〇・ニ五條の規定による請求を更に消した場合の設備料、移転料又は機器運搬費用料
2. 専用電気通信(時間専用の場合を除く)が、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き二十四時間以上不通と至った場合の不通期間に係る維持料、市外線専用料、分歧引込料、接続料、字裏電信用附加料及び他人使用附加料、但し、二十四時間に満たない場合は切り捨てる。
3. 時間専用電気通信が、専用者の責に帰せられない事由に因り、引き続き三分以上不通と至った場合の不通時間に応する市外線専用料、但し、三分に満たない場合は切り捨てる。
4. 第一〇・一三條カ二号の規定により、専用を停止された場合の停止の期間に係る維持料、市外線分歧引込料、接続料、字裏電信共用附加料及び候用附加料
5. 専用の申請を承認された場合において、現に必要な設置が既に終了し工事を要しないときの設置料

六

2 前項外二号及び四号の料金は、長期専用のときは、月額の日割で算定する。

(専用規定)

第一〇三四條 専用電気通信に用する料金の差額計算及び運賃の方法については、カ九八四條の規定互換用する。

第五章 電気通信設備の建設及び保存

(土地立入)

第一〇一條 電気通信省は、電気通信用の線路(電気通信線、その附属設備及び支持物をいう)、塔柱及び公衆電話所の建設、保存又はこれに必要な測量を行うため、やむを得ないときは、その業務に従事する者を他人の土地に立ち入らせることが出来る。但し、日没から日出までの間は、急迫の必要がある場合の外、構内の土地にはその占有者の承諾がなければ、立ち入らせることができない。

2 前項の場合には、電気通信省は、立ち入りの五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)に通知しなければならない。但し、急迫の必要がある場合は、五日に満たない事前の通知若しくは事後の通知をもつてこれにかえ又は線路若しくは塔柱の巡回のため構内以外の土地に立ち入る場合は、この通知を省略することが出来る。

3 前項の通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公表し又はその土地の占有者に通知しなければならない。

4 カ一項の規定によつて立ち入る者は、その身分を示す証票を携帶し、同様への請求があつときは、これを示さなければならぬ。

(土地の使用)

第一〇二條 電気通信省は、特許、権利の発行、塔柱及び公衆電話所の建設、保存又は測量の設置のため必要があるときは、他人の土地を使用することができる。

2 前項の場合には、電気通信省は、その土地の所有者及びその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならない。

セ。

ればならない。但し、所有者その他の権利者が不明のため協議することができないとさは、電気通信省は、使用の目的及び場所を市町村長に通知し、この通知を受けた市町村長は、辰るべく速かにその内容を公告しなければならない。

3 前項の場合において、電気通信省は、協議が整わないとき、又は公告後一箇月を経過してなお所有者その他の権利者が不明のため協議することができないときは、その土地を使用することができます。協議が整わないで使用するときは、所有者その他の権利者に、あらかじめその旨通知しなければならぬ。

(電気通信設備に対する障害の除去)

第一〇三條 電気通信省は、ガス支管、水道支管、下水支管、電灯線、電力線、私設電気通信線等、電気設置設備その他の工作物又は植物が、電気通信用の線路、塔柱の建設若しくは既存に障害がある場合は、その工作物又は植物の所有者若しくはその他の権利者に、その工作物の移動、植物の移植、塔柱その他の障害の予防又は除去に必要な措置を行わせることができる。この場合は、その所有者又はその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならない。

2 前項の場合において、電気通信省は、協議が整わないときであつても、その措置を行わせ又はこれを自ら行い若しくはオ三者に行わせることができる。

3 前二項の規定にからむらず、電気通信省は、緊急やむを得ない事由があるとき又はその措置が軽易ほどときは、協議を省略して、その措置を自ら行い又はオ三者に行わせることができる。

4 前二項の規定により、その措置を自ら行い又はオ三者に行わせた場合は、電気通信省は、事後蓮かにその旨所有者又はその他の権利者に通知しなければならない。

内
二
二

(電気通信設備による障害の除去)

第一〇四條 電気通信用の線路、塔柱が土地、建物その他の物の使用に対し障害を及ぼすおそれのある場合は、利害關係者は、電気通信省に対して、線路の移転その他の障害の予防又は除去に必要な措置を請求することができる。

2 前項の場合において、電気通信省は、工事上の支障その他のやむを得ない事由により、その請求に応ずることがでないときは、事由を明かにして請求者に通知しなければならない。

3 オ一項の措置に要した費用は、障害の原因が請求者の責に帰すべき事由に因るときは、請求者が負担しなければならない。但し、道路、道闊法による道路とする、以下同じ)についでは、この限りでない。

(水道又は建物の使用)

第一〇五條 電気通信省は、工事上必要がある場合は、初入者宅内の水道支管を地線として用い、又は引込線設備のため建物を候用することとする。

2 前項の場合には、電気通信省は、その所有者又はその他の権利者と、あらかじめ協議しなければならない。

3 前項の場合において、電気通信省は、協議が整わないときであつても、あらかじめその旨通知して、オ一項の措置を行ふことができる。

(損失補償)

第一〇六條 オ一一〇一様からオ一一〇三様まで及び前條の場合には、電気通信省は、土地その他の物の所有者又はその他の権利者の損失に対し相当の補償をしなければならない。但し、オ一一〇三

條の場合において、所有者又はその他の権利者が法令による義務を怠つたとき、又は道府に建設した電気通信線路の敷地の使用料については、この限りでない。

(補償額の決定)

第一一〇七條 前條の補償額は、電気通信省が、土地その他他の物の所有者又はその他の権利者と協議して決定する。

2 前項の協議が整わないときは、又は協議をすることができないときは、電気通信省がその額を決定する。

3、前二項の規定にいかわらず、電気通信線路の敷地の使用料は左の通りとする。

(補償請求期間)

第一一〇八條 カ一ー〇六條の規定による補償の請求は、補償請求の原因である事実のあつた日又はオ一一〇條の規定による訴願の裁決の通知を受けた日から起算して一年以内にしなければならない。

(補償決定に対する訴)

第一一〇九條 オ一一〇七條カニ項の規定による電気通信省の補償表の決定に不服ある者は、その決定の通知を受けた日から起算して六箇月以内に民事訴訟を提起することができる。

2 前項の訴は、オ一一〇條の規定により、補償額の決定に対して訴願を行つた場合は、その裁決を経て後でなければ、提起することができない。この場合は、その裁決の通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴を提起することができます。

(訴願の提起)

第一一〇條 この章の規定により、権利を侵害されたとする者は、訴願法の定めるところにより、

訴願を提起することができる。

(土地収用法の適用)

第一一一條 電気通信設備の建設及び保存のため必要な土地の使用又は収用に関しては、この章で規定するものの外、土地収用法の定めるところによる。

第六章 罰則

七五

(独占をみだす罪)

第二〇〇一條 オ三欖オニ頂の規定に違反した者は、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。
2 前項の場合において金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費レ又は譲渡したときは、その額を追奪する。

(従事員の怠慢の罪)

第二〇〇二條 電氣通信業務に従事する者が、正当の理由がなくて、その通信の取扱をしないときは、若しくは遅延させること、又は障害の修理を怠つたときは、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。

(通信秘密漏洩の罪)

第二〇〇三條 電氣通信者の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。

2 電氣通信業務に従事し又は従事した者が、前項の秘密を侵したときは、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。

3 本條の罰は告訴立待つて論する。

(通信障害の罪)

第二〇〇四條 通信運輸による通信を妨げ又は妨げるおそれのある行為をした者は、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。

(電報三回りノ破つたりする罪)

43

第二〇〇五條 電報局の取扱中に係る電報を、正当の理由がなくて、開き、破り、隠し、棄て又は漫入でない者に記入し苦しくは交付した者は、年以下の懲役又は円以下の罰金に処する。

但し、刑法オ二百五十八條又はオニ百五十九條に該当するときは、同條による。

(水底線障害の罪)

第二〇〇六條 電氣通信省の指定しに水底電氣通信線の区域内において、船體をとどめ、水産物をとり、若しくは土砂を掘り、又は水底電氣通信線の号標に舟搭くはいかだをつよさ又はその号標を汚損した者は、円以下の罰金に処する。

2 水底電氣通信線の布設若しくは修理のためにその位置を示す浮標又は布設苦しくは修理に従事する船舶より電氣通信線の指定した距離内において、前項の行為をし又は航行した者も同様とする。(私設電氣通信設備の施設者の命令拒否の罪)

第二〇〇七條 正當の理由がない、オ三〇〇ニ條の場合は、オ三〇〇三條の場合において、業務の一部の取扱を拒んだ者は、オ三〇〇三條の場合は、オ一便オ一号及びオニ号の荷物に從わなかつた者は、円以下の罰金に処する。

(電氣通信設備汚損変更の罪)

第二〇〇八條 正當の理由がなくて、電氣通信設備を使用し、汚損し又は交換した者は、円以下の罰金に処する。

(末遂罪)

第七章 総則

(損害賠償)

第三〇〇一様 電気通信省は、左の場合に限り、電気通信業務の利用者に対して、納めた料金の三倍相当額を、請求により、賠償する。但し、発信人若しくは受信人の責に帰すべき事由又は不可抗力に因るときは、この限りでない。

一、電報が受信人に到達しなかつたとき。

二、三色電報が郵便で到達することができる時日より遅れて到達したとき。

三、照合電報が誤りゆき生じて用務を果さなかつたとき。

2 前項の規定による損害賠償の請求については、方一様の規定を準用する。

(私設設備の施設者による業務の一節取扱)

第三〇〇二様 電気通信省は、左の場合において、省令の定めるところにより、電気通信業務の一節(私設電気通信設備へ以下私設々備という)の施設者に取り扱わせることができる。

一、その地域に電報局又は電話局がなく、その開設か事業上困難であつて、当該地域の居住者に著しい不便をもたらしているとき。

二、停車場その他の場所において、多数公衆の利用に著しい利便があると認められるとき。

2 前項の場合は、電気通信省は、その業務を監督し又は従事者を派遣して業務を取扱わせ、若しくは必要な物足りないものとして、私設設備の施設者は、自己の通信に著しい支障がある場合を除いて、業務の取扱を拒むことがない。

4. オ一項の私設設備により取り扱われる業務については、この法律の規定を準用する。但し、省令で別に定める場合は、この限りでない。
5. オ一項の規定により、私設設備の施設者に業務の一部を取扱せた場合は、省令の定める取扱費を支給する。

(非常電気通信)

- 第三〇〇三條 電気通信省は、天災その他非常事態に際し、重要通信の伝送に支障がある場合に、人命の救助、火害救援及び公安並びに秩序維持のため必要があるときは、省令の定めるところにより、左の措置を行ふことができる。

一 私設設備を提供又は変更させること。

二 前号の私設設備により取り扱われる業務を監督し又は従事者を派遣して業務を取り扱わせ若しくは必要な物を給付すること。

三 人命の救助、火害救援及び公安並びに秩序維持のため必要な事項を通報する電報又は電話を優先して取り扱うこと。

四、電気通信業務の一部を制限すること。

2 前項第一号の私設設備により取り扱われる業務については、この法律の規定を準用する。但し、省令で別に定める場合は、この限りでない。

3 オ一項オ一號の場合の私設設備の施設者に対する補償額の決定については、オ一〇〇七條及びオ一〇〇八條の規定を準用する。
(業務の一時委託)

第三〇〇四條 電気通信省は、電気通信業務の一部を電気通信省以外の者に委託することが経済的であり且つ電気通信業務の全般に支障がないと認めるときは、これを電気通信省以外の者に、契約により委託することができる。

2 電気通信省は、前項の規定により業務の一部を委託するときは、左の場合に限り、会計法オ二十九條の規定にかゝらず賃料契約によることができる。

一 競争に応ずる者がないとき。

二 災害等の他の事由により、臨時に業務の一部を委託するとき。

3 第一項の規定による委託の條件、契約者の資格及び契約の内容などについては、省令で定める。
(業務委託)

第三〇〇五條 電気通信業務を行うために必要な電報、電話、加入電気及び専用電気通信については、省令の定めるところにより、無料とする。

(料金納付の義務の廃止)

第三〇〇六條 電気通信業務に関する料金納付の義務は、その納めるべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないことによつて消滅する。

(料金の不納金額の収取)

第三〇〇七條 電気通信業務に関する料金の不納金額は、電気通信省が國税滞納処分の例により懲役する。

2 前項の不納金額について、電気通信省は、國税に次いで先取特權を有する。
(料金の追徴)

第三〇〇ハ候 不法に電気通信業務に關する料金を充かれ又は他人に充かれさせた者については、第三〇〇六條の規定にかゝわらず、その料金三倍收する外、充かれ又は充かれさせた料金の三倍相当額を増料金として追徴する。

(課税免除)

第三〇〇六條 電気通信業務の利用及びこれに關する権利については、國稅又は地方稅を課してはならない。

(航空機に対する準用)

第三〇一〇條 一つ本件においては、航空機は船舶とみなし、船舶に關する規定は航空機に準用する。

附 則

外
B

第一條 二の法律は、昭和二十四年四月一日から二年を施行する。但し、方四一二條オ三項の集金納付、方八〇四條の慶弔電報の賜呈金付き取扱及び如何取扱、別表(中)の配達料、方四〇一條オ三項の船舶無線電話、方九〇三條オ六号及び方九四三條乃至方九四九條の村務電話、方九二五條の市外簡易公衆電話、方九二九條の多數共同電話、方九三八條のホテル交換電話並に方九七五條オ一項但書の集金納付に關する規定の施行期日は、各規定について改令せむ。

第二條 左に掲げる法令は、廃止する。但し、この附則において特に規定したもののについては、二の限りでない。

- 一 電信法(明治三十三年法律オ五十九号)
 - 二 費信電話料金法(昭和二十三年法律オ百五号)
 - 三 電話加入権の取扱及び電話の譲渡に関する政令(昭和二十四年政令オ四十ヘ号)
 - 四 官府用電信及電報二種スル件(明治三十三年勅令オ三百五十六号)
- 第三條 無線電信法(大正四年法律オ二十六号)中、公衆の利用に供する無線電気通信に關する規定は、その効力を停止する。
- ニ 無線電信法オ二條オ三号中「施設者ノ專用ニ供スル目的ヲ以テ」を削る。
- 第四條 オニ條の規定にかかわらず、電信法オ二條、オ三條及びオ四十三條は、左のとおり改正の上、當分の間有効とする。
- 一 オニ條オ四号中「一人ノ專用ニ供スル為レキ削る。

二 第四十三條中「才之拂ヲ除クノ外」を削り、「本法中政府ノ施設ニ係ル電信又ハ電話ニ内スル」、「電気通信業者法」に改める。

第五條 電気通信者登記法の一節を次のよう改正する

「船舶電話又は機関」を「艦内交換機系」に、「電信電話」を「電気通信」に改める。

第六條 この法律施行前に從前の法令により書き、監査について、監査官又は電気通信者のなした受理、承認等、及び加入者又は加入申込者のなした申込請求等で、この法律に該当の規定のあるものは、この法律によつておしたものとみなす。

2 前項の規定の適用に關し、從前の法令によつての名稱は、それそれ下の名稱は相當するものとする。

一 電 話 国 稅

- | | |
|------------|---------|
| 略号登記 | 略号登録 |
| 配達先登記 | 配達先登録 |
| 別便配達及びしけ配達 | 特別配達 |
| 船舶通報 | 船舶量表電報 |
| 通報報 | 通報費 |
| 信号報 | 信号電報 |
| 海難報 | 海難電報 |
| 船舶通報登記 | 船舶通報の登録 |
| 放送無線電報 | 月報無線電報 |

二 伝 染 痘 情 報

放送無線電報

- | | |
|--------------|--------------|
| 電 話 国 稅 | |
| 電話加入の加入電話 | 車載電話又は監視電話局等 |
| 共同加入の加入電話 | 共同電話 |
| 甲種増設電話機 | 艦内交換機及び内線電話機 |
| 市外電話用市内専用電話 | 市外電話専用の加入電話 |
| 直通連絡回線 | 市内専用總機 |
| 増設機械へ甲種増設電話機 | 附屬機械 |
| を除く() | |
| 乙種増設電話機 | 切替電話機 |

三 功 效 電 話 機

この法律施行前に、從前の規定により登録した電話については、なお、從前の例による。

第七條 從前の規定により登録されたる予約新聞通報については、昭和二十五年三月三十一日に至るまでの間に限り、又お從前の例による。

第八條 特別配達料の施行期日に至るまでの間の特別配達料については、從前の規定による別便配達料の例による。

第九條 従前の規定により、現に取扱を承認されてゐる予約新聞通報については、昭和十九年三月三十一日までに加入申込を受理されて未だ開通に至らない電話については、

第十條 昭和十九年三月三十一日までに加入申込を受理されて未だ開通に至らない電話については、開通するまでは從前の例により権利を譲渡することができる。

2 前項の規定する電話の加入者は、この法律施行の日から六月以内に所屬の電話局に届け出るけれどもならない。

おのれの身を公算しにまつて、
おのれの身を公算しにまつて、

第十一條 この法律施行のとさまでに、従前の法令により、私設電話設備を加入回線に接続の請求を認められたものについては、従前の例による。

第十二條 この法律施行のときまでに、從前の法令により、加入者において設備及び維持を認められ
た曹便貢吉慶並にこの支那及び其の妻である。

十三族 この法律施行のとこまでに、新聞社又は新聞通信社相互間において新聞紙掲載事項を通じて、各該書類を提出する。この書類は公證に依る。但し、前記の書類に依る者は、當分の間、從前の別による。

するための子供電話専用の電話機であつて、従前の法令により無料で装置されたものについては、この法律施行日の日から有効とする。

第十四條 七級局の電話局に登録の加入者が村落電話を希望するときは、当分の間、村落電話に種類度更の請求をすることがたまる。

第五十五條 二の法律に規定する特殊市外通話区域に属する通話であつて、従前の法令により二の法律

が何よりも重要である。金葉は本意ではしておらず、石川徳音の領により微攻する。

第十七條 昭和二十四年 月分の予約新聞電話料の納付に因しこは從前の例により、月度の算定につい一は、年額料金の十二分の一とする。

第十八條 この法律施行のとさまでに納めた料金の還付に関しては、従前の例による。
第十九條 地に専用中の有線電信及び有線電写の専用に附する料金については、昭和二年三月三

十一日に至るまでの例は、右あ從前の例による。

外 13 B

卷之三

表一 題旨に関する議論

一
卷
之
三

料金種別

(一) 普通教育

日本大藏報
和歌文五十五字
以內

國朝文獻卷之二

和政和
文文文
五五十
字括字
以~以~
内~内~

（二）電報料の割合
（一）電報料の割合
（二）電報料の割合
（一）電報料の割合

國語文五十五字，又內

國朝詩集卷之二十一

課企字數十字の普通通常

例文類
電報の電報料と同様

料金種別		單位	
(1) 電報費	料	(1) 普通電報の電報料の二倍相当額	二百円
(2) 超過字数料	料	(2) 至急通常要報の電報料と同額	六十円
(3) 予約字数料	料	(3) 予約字数に對する 送稿料	四十円
(4) 超過字数料	料	(4) 超過字数に對する 送稿料	三十円
七 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
六 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
五 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
四 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
三 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
二 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円
一 同		一 日	
(1) 送稿料	料	(1) 予約字数料	一千円
(2) 超過字数料	料	(2) 超過字数 (和文三百字)	一百円

(三) 場合二度の回復率による放送の

第二等第成冊

三十日
五十円控し、配達実費が
れをこえるときはその実費
五十円但し、配達実費がこ
えをこえるときはこの実費
三十日
現金本紙の字数と同字数の
電報の電報料の二分の一
二十円控し、これをこえる
こと及びである。

卷之三

草案完成 5.2 (一部新設科金方案)

其 他

市内通話一回料金		市内通話一回料金	
(月額)		(月額)	
住 宅 用	事 務 用	住 宅 用	事 務 用
五百八十円	九百六十円	五百四十円	八百四十円
四百四十円	七百二十円	三百六十円	六百円
三百円	五百円	三十円	四十円
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
二 日 免 除	二 日 免 除	二 日 免 除	二 日 免 除
市内通話一回料金	市内通話一回料金	市内通話一回料金	市内通話一回料金
均一制局	均一制局	均一制局	均一制局
基本料	基本料	基本料	基本料
度数制局	度数制局	度数制局	度数制局
簡易公衆電話	簡易公衆電話	加入区分の認定のない局	加入区分の認定のない局
三 横 局	三 横 局	四 級 局	三 横 局
三級局	三級局	五級局	四級局
四級局	五級局	六級局	五級局
五級局	六級局	七級局	六級局
六級局	七級局	八級局	七級局
七級局	八級局	九級局	八級局
八級局	九級局	十級局	九級局
九級局	十級局	十一級局	十級局
十級局	十一級局	十二級局	十一級局
十一級局	十二級局	十三級局	十二級局
十三級局	十四級局	十五級局	十四級局
十四級局	十五級局	十六級局	十五級局
十五級局	十六級局	十七級局	十六級局
十六級局	十七級局	十八級局	十七級局
十七級局	十八級局	十九級局	十八級局
十九級局	二十級局	二十級局	十九級局
二十級局	二十級局	二十級局	二十級局
電 話 使用 料 の 二 分 の 一 の 税 三百円) 一 起、四級別局の事務	電 話 使用 料 の 二 分 の 一 の 税 三百円) 一 起、四級別局の事務	電 話 使用 料 の 二 分 の 一 の 税 三百円) 一 起、四級別局の事務	電 話 使用 料 の 二 分 の 一 の 税 三百円) 一 起、四級別局の事務
四 市 外 簡 易 公 衆 電 話	四 市 外 簡 易 公 衆 電 話	四 市 外 簡 易 公 衆 電 話	四 市 外 簡 易 公 衆 電 話

基 本 料
度 數 料
均 一 制 局

料金表		内通話一隻(月)三日		内通話一隻(月)三日		内通話一隻(月)三日	
料金	支用	料金	支用	料金	支用	料金	支用
百(月)住 二十円	二日 百(月)住 二十円	三日 百(月)住 二十円	四日 百(月)住 二十円	五日 百(月)住 二十円	六日 百(月)住 二十円	七日 百(月)住 二十円	八日 百(月)住 二十円
二月 百(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用	(月)事 務用
六 財 務 電 話	五、岸 壁電 話	(3) 交換機 (局設備維持)	(2) 内線 電話	三 城 局	田 波 局	田 波 局	田 波 局
加入者 局設備維持	局設備維持	加入者 局設備維持	局設備維持	田 波 局	田 波 局	田 波 局	田 波 局

料金種別	単位	料金額
一 特別加入区域内	一如へごとに	一千九百二十円
二 一般加入区域外	区域外輸送距離百米まで)ごとに	三百円
第五名義変更料	一如へごとに	五百円
第六機内保証金	超遠距離距離 五百以上	二千五百円

第二類 通話に関する料金

料金種別	単位	料金額
第一 公衆電話料	一箇数ごとに	一円
第二 市外通話料	一箇数ごとに	四四円
一 省道通話料	一箇数ごとに	六六円
二 普通通話料	一箇数ごとに	十二円
三 直接区域	一箇数ごとに	二十二円

八十キロメートル以内	二十円
百二十キロメートル以内	三十四円
百六十キロメートル以内	四十二円
二百キロメートル以内	五十円
二百四十キロメートル以内	五十八円
二百六十キロメートル以内	六十六円
三百二十キロメートル以内	七十四円
三百六十キロメートル以内	八十六円
四百七十キロメートル以内	一百四円
五百九十キロメートル以内	一百二十八円
七百三十キロメートル以内	一百五十二円
九百五十キロメートル以内	一百七十六円
一千二百五十キロメートル以内	二百四円
一千五百キロメートル以内	二百三十九円
一千八百キロメートル以内	二百六十九円
二千一百キロメートル以内	三百三十九円
二千四百キロメートル以内	三百七十九円

料金額	回数	料金額	回数	料金額	回数
二千四百四十円	一回	一千三百六十円	一回	五百四十円	一回
二千五百六十円	二回	一千五百六十円	二回	一百四十円	二回
九千四百円	三回	九千四百円	三回	七十円	三回
一万八千八百円	四回	一万八千八百円	四回	三十円	四回
(月額) 六百八十円	五回	(月額) 六百八十円	五回	十円	五回
一千二百八十九円	六回	一千二百八十九円	六回	五円	六回

別表三 有線電気通信に関する料金

第一類 専用有線電話機一機する料金

料金額	回数	料金額	回数	料金額	回数
一千五百六十円	一回	五百六十円	一回	三十円	一回
一千五百六十円	二回	五百六十円	二回	十円	二回
一千五百六十円	三回	五百六十円	三回	五円	三回
一千五百六十円	四回	五百六十円	四回	三円	四回
一千五百六十円	五回	五百六十円	五回	二円	五回

別表三 有線電気通信に関する料金

第二類 専用有線電話機二機する料金

料金額	回数	料金額	回数	料金額	回数
二千五百六十円	一回	五百六十円	一回	三十円	一回
二千五百六十円	二回	五百六十円	二回	十円	二回
二千五百六十円	三回	五百六十円	三回	五円	三回
二千五百六十円	四回	五百六十円	四回	三円	四回
二千五百六十円	五回	五百六十円	五回	二円	五回

別表三 有線電気通信に関する料金

第三類 電話取扱料

料金額	回数	料金額	回数	料金額	回数
五百六十円	一回	三十円	一回	三円	一回
五百六十円	二回	三十円	二回	一円	二回
五百六十円	三回	三十円	三回	一円	三回
五百六十円	四回	三十円	四回	一円	四回
五百六十円	五回	三十円	五回	一円	五回

料金額	回数	料金額	回数	料金額	回数
一千五百六十円	一回	五百六十円	一回	三十円	一回
一千五百六十円	二回	五百六十円	二回	十円	二回
一千五百六十円	三回	五百六十円	三回	五円	三回
一千五百六十円	四回	五百六十円	四回	三円	四回
一千五百六十円	五回	五百六十円	五回	二円	五回

三 特殊装置	
(一) 同時通報装置	電話機一回話時 (日額)
長期専用の場合	(日額) 二十円 (月額) 五百四十円
短期専用の場合	(日額) 三十円 (月額) 九百四十円
その他の装置	(日額) 全上
第三 市外線専用料	
(一) 一般の専用	長期専用の場合は三十分の一の額 (日額) 二十円 (月額) 五百四十円
長期専用の場合	(日額) 三十円 (月額) 九百四十円
短期専用の場合	(日額) 三十円 (月額) 九百四十円
その他の装置	(日額) 全上
二 長期放送専用	
(一) 長期専用の場合	(日額) 二十円 (月額) 五百四十円
短期専用の場合	(日額) 三十円 (月額) 九百四十円
一 新聞放送専用	
(一) 長期専用の場合	(日額) 二十円 (月額) 五百四十円

第三編 勝利と敗北篇に關する論述全

専用者以外の使用者一人につき
月額(日額)
准特料、市外線路専用料
の三割引込料の合計額の十分
の三十分の一割増の
長期専用の場合の二割増の
市外線路専用料の十分の一の額

電氣通信事業法案說明

第一章 誓則

この章では、電気通信全般についての墨水的導論を渡足した電信電話共通の事項でも、余り重要性がないと認められるもの及び場合の規定されてゐるのは、總則として法条の最後に一章を設けて其處に規定したので、總則としては五箇条のみである。

第一條は法律の目的を規定した。最近の立法傾向として、法律の制定により、電気通信事業の運営が規制される傾向にある。この規定は、電気通信の生命であり、合理的料金とは支出したと掲げるのが例となつてゐる。迅速、正確、安全は電気通信の生命であり、合理的料金とは支出した経費を回収し得る而も暴利となるない料金の事である。電気通信事業か、公共的な事業とはいえ、暴利事業ではなく、一層の獨立した國家企業である以上、収益を度外視する事は許されない。探算を無視した低料金をサービスと提供する事は、一層的には国民の利益となるかもしれないが、長い目で見れば結果事業の破綻を表し、電気通信事業が不可避の破綻を辿る以上その被害を蒙るのは国民である。此處でいう探算とは、勿論營利性だけの探算ではなく、固定資本に対する減価償却が料金の内に含まるべきに当然の事である。唯、公共事業であり国家事業である電気通信事業か、採算の事のみを考へ、一般の營利企業と同じく、ペイする以上の利潤を追求することは許されない。第一條はこの旨をも司機に規定している。

第二條は、この法案に使用されている重要な言葉について、定義を設けた。これも最近の立法慣例と合つてゐる。特に要領の獨占を規定するこの法案においては、その獨占の範囲を明確にする見地からも定義は是非必要である。その他、法律が官僚のためのものではなく、国民のものであるためには、その法律が誰が読んでも理解出来るものでなくてはならぬ。この意味においても、定義の必要があると思はれ

定義の方法は、大体国際電気通信法になつた、「これは電気通信業務の性質が、國際間に共通なものが多く、そのため同じ言葉に日本と電気通信業務だけに特有の意味を持たせることは、不都合である」と考えたからである。

はい、「この法律が公衆の利用に供する電気通信についてのみ規定する關係上、すべての定義を並じてこの旨を省略したのは当然の事である。

更に、定義について重要な事は、從來の機場電話・電報電話と、電信でもなく電話でもない電寫として規定した事である、この事は、これらの二つの電信の力テナリーの中に入れて考へていた我が國電気の行き方からすると奇妙であるかも知れぬが、國際電気通信法は明確に分けていたし、將來電寫が大いに発達すれば、当然電信電話と並列するものとなる事は自明の理であると考へたからである。

第三條は電気通信業務の範囲を規定した。從來の電信法第一條の「政府管掌の諸は種々範圍がありたので、この点を明確にした。唯、管掌を規定しても、現在未だ開拓していない電報電話業務の委託等例外かないりわけではないで、法律又は委任命令によれば、管掌の例外を設ける旨を第二項として規定した。

第四條は業務の制限を規定した。電気通信のサービスは、あまねく公平に一般公衆に提供されるべきものである。これは電気通信事業の本質の一つである。然し現在の如く種々の面からの制約がある以上、これは一個の埋怨である、早急に撤廃されるべき埋怨ではあるが、現実の問題ではない、このため必要なる懸念として場合を設けて業務の一節制限を認める事とした。

第六條は、国際電気通信業務を規定した。国際業務は種々の点で、国内業務と異なるところが多い。

このため、一切の電気通信に関する條約・規則・取扱等はこの法律に優先する旨を明確にした。なお國際業務についての料金は、賦政法第三条により法律事項とされているが業務の性質上この原則を遵守する事は極めて困難である。このため業務の円滑な運営のため、国際業務について賦政法第三条の特例を設け、料金その他の取扱に関して省令で定めうる旨の委任規定を設けた。

冒頭に、これを規定した。大体現行省令と同様であるが、和文電報中の本文中に記載した発信人の居所氏名は、本文字数に算入されることを注意的に扱いし、また第一〇四條で、特別至急電報として取扱う、氣象関係電報の指定は、その特質上、課金字語数に算入しないこととした。

三〇二 和文電報の字数計算について規定した。

政文電報の語数計算について、普通語の計算方法及び暗語の計算方法の原則的なことだけを規定し、その他の類似な語数計算の特例については、省令にゆづることとした。

三〇三 第四節 料 金

電報に因する料金と、電報料、特殊取扱料及びその他の料金に分類した。

電報料は、第一〇二條の種類の区別により課金することは勿論であるが、その外に、その宛先の地域的区別によつて、市内と市外とに分れるので、市内電報及び市外電報の区別によつて、課金することを明にした。但し、市内電報については、料金上、市内と市外の区別がないので、この課金区別はないことを明らかにした。

第二項では、連記した名宛について、名宛料を附課すること及び名

三一 二七 二八、二九、三〇。
三一 二七 二九、三〇。
三一 二七 二九、三〇。

宛料は電報料の一部であることを明定した。

特別な料金を必要とする特殊取扱については、取扱取扱料を納付すべきことを明定した。また照放は昭合に別便配達を特別配達に改め、返信料前納は、特殊取扱料として、返信料前納料とした。

四位未満の端数の切捨

料金額を料金表に割定

料金に割定する必要事項の省令委任

電報に因する料金の即納主義及び通貨納付の原則を明定した。

但し、取扱所では差し向き切手納付を認める方針である。

年額又は月額料金の納期の省令委任
料金を年額又は月額で定めた取扱について、月の中途中での、開拓又

は料金の異動を生じた場合の、料金の算定方法及び月額で定めた料

金の納付方法の省令委任について規定した。

料金後納の取扱を認める。

天災地災その他の場合には、電気通信局の認定によつて、料

金受信人との取扱を開始することを規定した。

電報記述による電報の料金後納する電報の料金は毎月分を一括して

省令の定める期日までに納付すべきことを規定し、第三項で、これらの料金並びに年額又は月額で定めた料金の、請求による集金制を

三八 三九
三九 三一

四一 表
新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

(一四六)

五二三

配達についての必要な事項の旨を委任

第六回 特殊取扱

本案においては、照合料別配達料 特別の料金を徴収する特殊取扱のみを、この実地では規定することを規定し、特別の料金を要しない特殊取扱、たとえば、複数、留置等は、電気通信局が命令で定め得ることとした。

六〇二

照合の取扱方。現行に全じ。

従来の別扱配達及び海陸配達を統合して特別配達どし、これ区別種配達、島しよ配達及びはしけ配達に再分類した。そして、別扱配達の名稱は、陸上における特別配達の場合にのみ限定することとした。名稱であるべく実体を現わすように意図した。

六〇四

発信人の納付した特別配達料が配達費用に元たなかつた場合及び特別配達料受信人払電報の配達料は、便り人から徵收する。現行通り従来同文電報は、同一の配達局に著するか又は同一市町村内に宛てた場合にその取扱を認めて來たが、本法では同一の配達局に著する場合のみに限定した。また、同文電報の一括中に、市内電報と市外電報の両者を含むときは、サービスの対象から、これを市内同文電報として、一括して取扱うこととした。

六〇五

一一〇、一一一
一一三
九九、新
一〇〇
八〇
八五
八七三、新
九七一
八七六、九六、九五、九五

六〇六

従来、同文電報については、和文と歐文との間に取扱上の区別を行ひなかつたが、前法では、これを区別し、歐文電報の同文については外國電報の取扱方法に一致させることとした。従つて字語数及び料金の計算方法も区別し、本法では、和文電報についてのみ規定した。現行の通りである。

本録は、歐文の同文電報の取扱方法について規定した。即ち従来は同文となるべき電報密信紙を一通々々作成してはいたが、前法では、和文電報と異り、一通の電信表にすべての名前で送り灰記載することとした。

逐信料前納の取扱方。現行と同じ。

受信報知の取扱方。現行と同じ。

連尾及び再送の取扱方。現行と同じ。

連尾又は再送電報の料金の計算の仕方だけについて本法で規定した。特殊取扱についての必要な事項の旨を委任

六〇一

六〇八

六〇九

六一〇

六一一

六一二

六一三

六一四

六一五

六一六

六一七

六一八

六一九

六二〇

六二一

六二二

六二三

六二四

六二五

六二六

六二七

六二八

六二九

六三〇

六三一

六三二

六三三

六三四

六三五

六三六

六三七

六三八

六三九

六四〇

六四一

六四二

六四三

六四四

六四五

六四六

六四七

六四八

六四九

六五〇

六五二

六五三

六五四

六五五

六五六

六五七

六五八

六五九

六六〇

六六一

六六二

六六三

六六四

六六五

六六六

六六七

六六八

六六九

六七〇

六七一

六七二

六七三

六七四

六七五

六七六

六七七

六七八

六七九

六八〇

六八一

六八二

六八三

六八四

六八五

六八六

六八七

六八八

六八九

六九〇

六九一

六九二

六九三

六九四

六九五

六九六

六九七

六九八

六九九

七〇〇

七〇一

七〇二

七〇三

七〇四

七〇五

七〇六

七〇七

七〇八

七〇九

七一〇

七一一

七一二

七一三

七一四

七一五

七一六

七一七

七一八

七一九

七二〇

七二一

七二二

七二三

七二四

七二五

七二六

七二七

七二八

七二九

七三〇

七三一

七三二

七三三

七三四

七三五

七三六

七三七

七三八

七三九

七四〇

七四一

七四二

七四三

七四四

七四五

七四五

七四六

七四五

七四七

七四五

七四八

七四五

七四九

七五〇

七五一

七五二

七五三

七五四

七五五

七五六

七五七

七五八

七五九

七六〇

七六一

七六二

七六三

七六四

七六五

七六六

七六七

七六八

七六九

七七〇

七七一

七七二

七七三

七七四

七七五

七七六

七七七

七七八

七七九

七八〇

七八一

七八二

七八三

七八四

七八五

七八六

七八七

七八八

七八九

七九〇

七九一

七九二

七九

り、それそれ照会・取消及び譲本に改めた。

三 懸念人の請求による賃金・改正及び取消の取扱は、新しく開始した取扱である。

七〇二

改正又は取消の請求の取扱方・現行通り。

その電報が送信前である場合、料金は徴収しない。但し、取消の場合の送信前取消料は該電報料金の還付請求のあつた場合にのみ、徴収することとして、差引計算することは第四節の料金還付の箇所で説明した通りである。

七〇三

改正又は取消の取扱方・現行通り。

七〇四

原会の取扱方・現行通り。課金の取扱

七〇五

原会改正又は取消の取扱方・課金の取扱。現行通り。

七〇六

開港及び居本の取扱方・現行の通り。

七〇七

必要事項の省令委任

一八一、一八二

本節には、一般の電報に対して特別の取扱をする電報のみについて規定し、特別電報以外の電報を通常電報と規定した。

特別電報は、左の八種類である。

第八節 特別電報

- 一 航空電報
- 二 新聞電報
- 三 無線電報
- 四 船舶通報電報
- 五 船舶通報電報
- 六 船舶通報電報
- 七 船舶通報電報
- 八 放送無線電報

以上八種類の特別電報は、當從未から存續しておつたものであるから本法において、從來と變った事項のみについて、左に掲げることとする。

一、慶弔電報に対する新たに贈呈金附及び花附の特殊取扱を制定したこと。これは、慶弔電報と同時配達されるもので、発信人の指定し得る金額又は花の代価を五千円を限度としたこと。

二、新聞電報に対しては、和文、歐文とも、課金指定を表示させることがとした。また、新聞電報について、料金受信人への取扱を請求し得ることとし、翌日開港電報の取扱は認めないこととしたこと。

三、無線電報については、從來、無線電信又は無線電話によるものは、すべて無線電報としてきたのであるが、新法においては、無線電信又は無線電話によるものであつて、しかも船舶に搭載する電報に限り、無線電報としての範囲に入れることとしたのである。これは實際的にも同様に規定されているので、之と歩を一にしたものである。

四、無線電報局において、船舶遭難の事実を知つたときは、これを、船舶救助上必要な機関並びに当

該船の施設者に通報しなければならぬこととした。これは船舶の施設者に対しても通報することを除いては、従来と異ならないが、その電報を有線電報通信系上、伝送を要する場合については現在何ら規定されていないが、本法においては、この場合は、非常電報として送達し、その電報料（有線部分）は、受信人に納付させることとした。

五 黄線電報に対しては翌日配達電報の取扱は認めないこととした。

六 営業電報については翌日配達電報の取扱は認めないこととした。

七 気象通知電報の料金は、その本文内容が、中央気象台の定める気象通知電報式によつているためその方式が異なるたびに変動するおそれがあるので、これを法律で制定するときは、中央気象台の電報式の改正と同時に改正し得ないおそれがあるので、基準のみを法律で定めて、実際は省令に委託することとした。

八 従来、多數特定人を対象として、同時にまとまる無線電報には、放送無線電報と同報無線電報の二つの制度で運用して来たが、この两者はその性質が同じであるので、これを一括して、同報無線電報として取り扱い、同報無線電報を再分類して陸海局同報無線電報及び船舶向同報無線電報の二者とした。そして、陸海局同報無線電報の発信資格者は、官庁又は新聞社若しくは新聞通信者とし、船舶向同報無線電報のそれは、新聞社又は新聞通信者に、限定した。なお、同報無線電報の受信施設は、原則として、その受信人が、私設無線電信として許可を受けて、建設し、保守した場合はなければならないこととした。

九 多数特定人を対象とした無線放送電報については、同報無線電報の取扱をすることは、前号で述べた通りであるが、多數不特定人を対象とした無線放送、即ち衛生に関する情報、東洋の豫報又は航行の安全に関する通報等は、前号の同報無線電報とは概念を異にするので、放送無線電報として、別の取扱をすることとした。

一〇 以上各号は、特別電報につき従来と異つた点の主なものであるが、特別電報は、その名の示す通り、特別の性質を持つた電報又は特別の取扱を必要とする電報であるので、本法に規定する通常電報に関する種々なる規定は、或は適用し得るものもあるので、その適用をし得ないものについては、省令で、これと異なる定めをすることとした。

(一三六)

別表一へ電報に関する料金(一)

一、電報に関する料金を、電報料、特殊取扱料、その他の料金に分類した。

二、電報料は普通・至急、翌日配達の三種に区別して定めた。

三、至急度別電報の料金を新たに定めた。

四、豫約新聞電報料は削除

五、慶弔無線電報料と無線電報の部に移すとともに、医療無線電報を至急扱にするに伴い、その料金を至急無線電報の半額とした。

六、従来の放送と同報を同一料金とした。

七、信号電報の郵便による場合の料金を廃止した。

八、新たに放送無線電報料を定めた。この料金は既存の一般電報の三分の一とした。

九、照合料一至急電報の取扱料は従来の二倍とした。

十、特別配達料は現在の十六キロまで一率に八十円であるのを紹介した。

十一、假し、便覧の準備等の關係もありこの実施は延期する。

十二、なお局しよ及びはしけの配達料の最高額を八十円より五十円に引下げた。

十三、返信料前項の最高額を三十円へ翌日配達電報については二十四)とし且つ、これをこえる場合はすべて課金指定中に記載せしめることとした。

十四、贈呈金付又は花付き取扱の料金は電報局替の料金によることとする。

別表三

第一 電用有線電信に関する料金

一、長距離専用についても設備料を課することとした。なお、市内線路の設備料はごしむき専用電話と同額とし、端末設備の設備料を定めた。

二、維持料、市内線路の維持料は従来市外線路と同一の額を課していくのを改めて、前号の設備料とともに専用電話と同一の額を徵収することとした。

三、時間専用を新設し、この料金については、市外線路は定期の十分の一、市内線路及び端末設備は短期と同額とした。

四、設備費負担の義務専用線の専用料は専令で定めることとする。

五、印刷二重の場合の市内線路は他の二倍額とし、且つ市外線路の距離の算定は実線部分については延長して計算することとする。

六、機器費別受取料を新たに課することとし、これは設備料と同額とする。

七、他人使用附加料一三割増しとする。

第二 電用有線電信に関する料金

一、専用有線電話の市外線路専用料は市外専用電話の専用料の一割高とした。

二、従つて既に専用中の市外専用電話を専用寫真電信に供用する場合は共用附加料として一割を課することとした。

三、新たに分岐引込料を課すこととし、市外専用電話と同額を課することとした。

四、他人使用附加料を設けた。

第三章 電話の構成説明

総論

この章においては、電話の範囲を官有官営のもので且つ公衆通信の用に供するものに限定した。従つて先づ私設電話は対象外となり、次いで専用電話もこの章から除外した。(第九〇一條一項二項) 船舶無線電話は、従つて当然この章で規定すべきであるが、然し現在我が国においては、そのサービスが存在せず、亦利用体系も一般の陸上の固定設備を中心としたサービスと著しく異なるので、これも本章から除外し、その必要が生じたときに新たに省令で定めることとした(第八九〇一條三項)。

従つて、この章で規定する電話は、特定の者に専属的サービスを提供するために設備する云はゞぞの人が電話の利用目的に応じて運営するための運営料の支払いを提供するための設備する公衆電話の二つに分類される(第八九〇二項三款)。従つて本章の構成は、以上の趣旨と、第一節通則にうたい、第二節を加入電話として、加入電話の種類及び加入者たるために必要な、それまでの利用契約の諸内容を規定し、第三節に公衆電話を置き公共交通電話の実体を規定し、第四節には、加入電話のサービス享受に必須の電話番号法を規定し、第五節に加入電話公衆電話全般を通じてサービスの実体であり基本である電話の規定を置き、最後の第六節に、サービス提供の対象たる料金に関する規定を置いた。但し、料金の金額そのものについては、諸種の都合で別表の形態を採つて一括掲載した。

各論

第二節 加入電話

第一款 通則

前述の如くこの章においては、特定の者の利用に供するための電話つまり公衆電話以外の電話以外の電話はすべて加入電話である現行電話規則でいうところの加入電話はこの法律の本節加入電話の種類(第九〇三條)の中の重複電話、共同電話及び構内交換電話の高報の三つだけを一括規定したものでこの法律にいう加入電話よりは、範囲が狭いものであり、且つ同規則では、增设機械として申て二種に分ち、本法案でいう構内交換電話の交換機と内線電話機及び附属電話機を一括して加入電話の附属機として取扱つているが、然し附屬電話機は加入電話の附属機であることに對し、構内交換機と内線電話機は、もはや本電話機の附属機であることは誤りであり、用電話機と並び、加入電話サービスの一形態であるべき実状に鑑み、本節では、独立の加入電話として別に分類した。従つて、現行規則の加入電話は、垂直電話及び共同電話として夫々用ゐるべき加入電話の一形態として規定したのである。現在この法律でいう單独電話と構内交換機とは、料金額が既に異つてゐる点に鑑みても、その分類は当然必要であると思はれる。なお専時電話は、重複電話の一様であるが、その制限に特異な点が多いので、独立せしめ、亦、岸壁電話は、現在別の運行規則に規定せられ、加入電話となつてゐないが、これも性質からみて、専用電話と同じく單独電話に近いものであり、唯、そのサービス形態において、かなりざれど異なり、この款の通則も一節適用されないものがある等の事情で、加入電話の一形態として独立に規定した。村落電話は、この法律において別に創設したもので、実際的には重複電話乃至共同電話である。然しこの制度の趣旨は、僻村等の片田舎に、事業の公共性質に鑑み、サービスを供与して然も事業敗政への負担は極力最小限に留めようとすることにあるので、サービスの機能については弱い、一般のそれと異にせざるを得ず、従つて、それらとは別個に独立の加入電話としたのである。即ち、加入電話の分類は、必ずしも単独電話からの区別でなく、規定の面で特異な制限の多いものは、便宜上夫々分類したのである。その他の規定の内容については、現行の制度と大差はない。即ち

(二四〇)

第九〇四條は、種類変更で、從來の單独と共同相互間のものに加えて、構内交換電話の独立に伴い、加入回線が交換機に取扱され、ば構内交換局機、電話機に於れば單独電話の当然の事務の相互転換を認めたりにすぎず、第八九・五條、加入区域、第六條、加入主体、第九・七條、優先受理、第九・八條、電話機の設置場所、第八九・九條、電話番号、いづれも現行制度と同じである。

次いで第八一〇條、財團株式は、構内交換電話の独立に伴り、それを除き且つ現行の各種増設電話機が該株式によるもの又しか認めていないのを、切換又は分岐いづれをも認めてサービスを掛け、他は専用のまゝであり、第八九一一條の譲渡及承継の禁止はボツ勅に基づく取扱をそのまま規定し、第九一二條電路機械の移動などは、やはり現行制度を踏襲し、通話停止の際の設備転用は、電話公債法の規定、更に前記ボツ勅政令の踏襲である。但し、第五項で、天災、地震等の場合の復旧義務の免除と、加入取消をうだつたのは、戰災電話の例に鑑み、今後再びかかる禍を防まぬやうにしたのである。第九一二條、加入者の不作鳥義務、以下第八九二〇條、登記者に対する处罚も現行規定そのまゝである。(但し院名更分は余り好ましくないので廢止した。)第九二二條、私設電話の接続も現行規則の接続電話の私設の場合であつて、内容に裏りなく、実行上、製造権回している如く私設を極力制限し可及的に構内交換電話たらしめることが同じである。)電話法の废止と私設電話電話法の未定に伴い、接続を認める私設電話の範囲を明記したにすぎぬ。

第八九二二條、法令委任は、申込その他の行為を要式行為として明記したにすぎぬ。亦、ハッシュ氏のモデルを採り入れて、共同使用の制度をうたえれば第八九一七條は別歌のとおりとなる。

第二款 單独電話・共同電話及び専用電話

現行電話規則の加入電話である。この法案で、現行規則の制度と異つた点は、第八九二三條を單独電話

の特殊装置として、現行の別別市外電話契約と発信又は着信専用装置の外、現行規則では、市内専用となつてゐる市外通話専用装置を普及の容易化を図つて、こゝに加えたこと(構内交換局機はこれを導用)と現行では内規で実施しておる貿易電話を第八九二五條に貿易公衆電話として法文化したこと、更に第八九二六條で市外貿易公衆電話の制度を新しくつくり、解説教習のため市外電話のための貿易公衆電話を設けたこと。更に同じ特地設置のため第八九二九條で多款共同電話の規定をおいたことである。(多款共同で、二共同とは距離制限その他につき別別の扱いを要する。)

貿易公衆電話については、当初敗政と極めて不利な公衆電話ボックスの花火の代りに、この制度を充実して、企業らしい経済的な運営を図りたい意図であつたのであるが、前述のボツ勅の内容をなすじてのメモに鑑みて勘念し、現行制度のまゝに存続すること、し、か、市外貿易公衆電話は、当初加入電話の一節利用たらしめるか、又は通話局の代りに民間へ委託の公衆電話にするか試験が政川たゞ、会計法上の制限などのため結局この規定の内容の如く加入電話として同様的な公衆利用への開放策を採つた、然しこの制度は、核算の二省分裂に伴ひ、定期指置、敗政負担等の点から見て、僻地へのサービス拡充には、今後通話局に代えて推進されるべきものと想つ。なお、市外線加入の加入電話といふことは全く例外へ市外電話専用装置も例外であるが、別途、市外線加入と異り、装置に当つても特別な附加料金も運賃上課せらるべきので、貿易公衆電話より制限を強め、市外線加入の加入電話は常に同時に市外貿易公衆電話でなければならぬ)といふ條件を附し、公益のための制度であることの色彩を強くした。従つて、普通の車内電話で市外線加入といふものは認めない。

その他の第八九二四條、臨時電話、第八九二七條、共同電話の距離制限、第八九二八條、共同電話の通話休止の規定は現行制度と同じである。

(二四一)

第三款 橋内交換装置

(三)

現行規則の甲種専用電話機である。従来の如くどの設備者持区・電線設置会社等に仕じていた間は専用、このサービスの重要性が増大し、且亞洲通信省自ら所有し設置し運営する建前となつた現在においては現行規則のやうな狭い規定では済しませぬ。これがこの点で異り、終二の加入電話として規定する所以である。然してその規定の範囲については、主にP.B.Xへ橋内交換電話の開通とするが、電話サービスの高度化に伴い要求せられたもので、電話事業の普及発展について、益々重要性を増し、且つその内容もそれにつれて複雑高度化する傾向にあるので、ともすれば固定化しがちの法の中に、詳細に規定し盡すことは困難であり、亦妥当でもない要に鑑み法規には、このサービスの根本的な基準となるものと考へられるものの大を概括的に規定し乍ら彈力性を持たせざるよりこの方針で進んだ。以下各條文について改訂は、

第九三〇條 橋内交換機の規格は、設備者持の單一化、従つて料金の低廉化を図り、且つ併せてサービスの質の向上を図つたのである。

第九三一條 补償金の額付

P.B.Xは、いづれも普通の加入電話に比して加入者室との設備に多額の費用を要する。規模の大きさ複数ものは特に然りである。従つて、その経費が運営通信者の負担であり、利用を通じて償却を図る以上は、一定の利用期間の償還を要する。従つて本紙において、只電報式又は自動式交換機を設備するP.B.Xには、その利用期間を設け、且つ加入者の責に帰すべき開通内の交換機の廃止又は変更に、補償金を定めた所以である。

第九三二條 内線電話機の設置場所は、單独電話などの準用である。

第九三三條 橋内交換電話の装置の密度は、加入者の利便を因るため当然である。

第九三四條 大表取扱は、現行規則にあり、P.B.Xの飛華向上機つて亦交換全般の能率向上のため必須で積極的実施を図るべきである。

第九三五條 橋内交換局線の特殊装置

現行規則では車載電話たる加入電話である。この法案で分離したのに伴い、特殊装置（第九二三條）を運用し、亦通話中の附屬機械は切換電話機（第九一〇條）のみを適用する。

第九三六條 橋内交換電話の交換取扱の委託業者

第九三七條 橋内交換電話の交換取扱の委託業者

現任実施していることを、設置法との關係で明文化した。

第九三八條 ホテル交換電話

C.C.Sのメモに伴う新しく制定であるが、具体的には法令に載つた。

第四款 岸壁電話

これは現行の規則の内容とそのより前述の如く加入電話に含めて法案に納めた文である。

第五款 村落電話

前述の如く市外簡易公衆電話多賀共同電話と共に障害撤消のため新しい制度である。

現在最少規模の交換局は七級局（二十五加入以下）である。そして、その平均加入数は十加入程度と思われ、且つ、現在新規に交換機器を要望するものも大体十加入以下の程度のものと認められる。ところで新規に交換を開始し、その結果に必要な経費を分擔すれば、建設について市外線・交換機器

(一四四)

数・加入者設備及び理論上に局舎が必要であり、維持についてはそれらの維持費と、交換手及び管理若非交換事務取扱者の人件費を要する。郵政省との分離に伴い、従来事實上電話事業としては無料で利用しえた特定局の局舎も、今後は再考を要するのではないかと思はれ、人件費については、勿論電政負担かとして一定比率で郵政省に譲込を要する。一方収入としては、使用料は月額住宅用三百円、事務用五百円及び市外通話料である。郵政へ譲るむべく人件費が支拂手一人当たり大体年額十三万円見当を要する矣から思ても、保單の不均衡は明かで、十之八九の加入者は少しあない場合特に著しい。

事業の公共性質から、これらの運営へひけーピス提供は専用に附することと許されず、一方料金の標準並の引上げようべくして不可能の実状にある。従つて、その妥協の策として、交換手その他の人件費の簡約、局舎費の節約により、事業費の減少を図り、他方その加入者へ転換された交換手の費用負担、局舎の費用等は、それらの加入者の合理的な課税により、同一内は電気通信局の入件費等よりは事業上遙かに僅少で済ませ得る如く図ると共に、料金も七級局より削減し、尤も母保單の不均衡は免れえめにしろ、その全体的ほんんど、その負担の合理的な課税により、同一内は電気通信局の入件費等よりは事業の交換開始に取止め、この村落電話の制度により導入へのサービス供給を行つた。

第九四三條 村落電話の設定

村落電話設定の条件である。六加入以下は多數共同で設置する、一の電話は最初から七名以上の加入希望者が集つて設置する場合と、多數共同加入から発展する場合と、或は区域外加入へもしあればこれを

基として設定する場合が予想される。契約はそれそれの希望者又は加入者と同じ内容のものを個々に結ぶのである。

第九四四條 村落電話の加入区域

この制度が、既成公共団体を中心とし、その住民の団体加入的な性質に近い点に鑑み、行政区画とする。

第九四五條 村落電話の加入者団体

交換手等の加入者団体負担、交換手の設置場所の開発等との協調の負担がある点から、一般の加入者と異なり、この電話の加入者は、一応団体を形成し且つ地方公共団体等を代表者とする必要がある。(準する者としては農業協同組合等を想定)

第九四六條 村落電話の交換装置置場所

交換手は代表者の建物内に置く、この点とP.B.M.と同じである。

第九四七條 村落電話の交換取扱

P.B.M.と同様である。且つ前条と共に加入者の共同利用、共同負担であつて、決して委託ではない。

第九四八條 村落電話の設置契約の取消

この制度の特質に基づき、加入者個々の加入取消と共に、それが亦村落電話全體の廃止に至ることがあると共に、本局の場合は村落電話ではなくなる。即ち、加入希望者が増加して二十五を超えるは、六級局として交換開始し、一級の加入電話となり、他局の加入区域となれば本同様である。

第九四九條 村落電話設定契約の内容など

契約の内容となるべきものについては、省令に委任した。

(四五)

「附」

(四六)

以下郵務局で取扱中の商易郵便局の如く、總政においても、委託業務を認める方針に変えれば、この電信も電話事務を地方公共団体に委託する七般局として扱う方法もある。然しその際は委託費の点で、この制度で但つた主なる目的たる人件費の節約は大して期待できない。従つて、もし委託業務を認めるとしても、村落電信に及ぼさず、むしろ市外商易公衆電話について採用し、利用できる場合は地方公共団体委託の通話局とする方が実益があると認められる。

第三節 公衆電話

現行規則には、公衆電話の実体についての規定はない。(但し、実行上区分別し規定している。)この法規は法規は現在実施しているものとそのまゝ明文化した。但し、意図としては、通話局について市外通話局は、成るべく市外商易公衆電話に切换へ、又特設公衆電話を臨時的な利用に活用したい意向をもつてゐる。

取扱局を一般に委託でくる料金公衆電話が望ましいが、種々の關係で「簡易電話に関する本」の内容等)一應見合せた。(第十九五〇)。吾俗通話は通話局のみ局内通話を取扱う意向である。(第十九五一條)

第四節 電話番号法

番号法についても、現行制度を変更する意図は大してない。但し、現行規則に規定する場所に関するたゞ具体的な事項は命令に譲り(第十九五四條)法規では、発行等の積極的な自管の原則をうなうと共にへ

(第十九五二條)他方用紙番号等から、当分は料金のものも認めざるを得ない点に鑑みその正確を期するたゞ可事實とした。(第十九五三條)但し、運営に対する罰則を特別に規定する意図はなく、運営の実際に任せることもありである。

第五節 並 話

今度云うまでもなく、通話はサービスの主内容で加入者にとつて最も利害關係の深いものである。従つて、利用者の利害に直接根本的に關係する事項は明文化する必要がある。然し取扱上極めて技術的旨の、又公衆電話の通話等は命令に譲ることとした。(第十九六一條、第十九六二條等)

内容については、現行の制度と異なる点は、市外通話区域、夜間通話の採用及び特急通話の禁止である。先づ市外通話区域は、「これを普通区域と特殊区域に分つたが、これは現行の普通区域と特別区域の別とは異なるものである。即ち、現行の壁石式交換局の加入看文に対する制限による特別区域は廃止して、普通区域に吸收し、次に、現在の即時、準即時区间と特殊区域とし、この区域の通話には、通話種別を設けず、普通々語一本としたことである。(第十九五六條と第十九五七條比較参照)

次に夜間通話を、専用局において割り当てる目的で、低賃料にして創設し、亦特急通話を廢止し、該位の後階を普通と至急の二本連にした。(第十九五七條)勿論至急も廃止したいのであるが現在のと通能力に繕へ、收入を思ふとき、一舉に至急の廃止までは飛躍にするのでこれは存置した。なお、併せて、オーバーゲインの通話時分についても一分刻みにしたいのであるが、これも收入に反はす影響が大きすぎるため見合せた。(第十九六〇條)

次に規定としては、第十五五條 通話の種類は現行のとおりであり、亦第十五八條 通話の取扱は現行の通りナムベーコールの原則をうたつものである。特に定める場合は、命令で規定するのであるが(四七)

（四〇）
英語翻訳に限らず他の言語に対する翻訳は必ずしていいものと、岸壁電話の搬入呼

第六編 料金

現行規則と規定としている料金規定は、料金より制定による割引の体系採用により極度に混亂して居り且つ、この結果に付いても料金額の別表形式は依然ない事情にあるので、その料金規定の体系は、現行規則のものと著しく異つた。以下各款について見れば、

通志

料金の節を重んじ、過剰なところある場合は減らし、過剰なところの場合は増やすことによつて、料金の額を算出する。この算出法は、(1)料金の割合と(2)料金の額の二種類である。(1)料金の割合は、各料金の料金額に占める割合を算出し、各料金に重ねた料金に分ち、加入者別の料金を、(2)料金の額は、(1)の割合を算出した後、各料金の料金額に算出した割合を乗じて算出する。この割合は、料金の額の算出に用いられる。料金の額の算出は、(1)料金の割合と(2)料金の額の二種類に分かれて算出される。(1)料金の割合は、各料金の料金額に占める割合を算出し、各料金に重ねた料金に分ち、(2)料金の額は、(1)の割合を算出した後、各料金の料金額に算出した割合を乗じて算出する。この割合は、料金の額の算出に用いられる。

次いで方々の御用、お内閣専用及び外務省使用料の貯蔵と合意を定し、使用料、附加使用料賦課の制度化合意のたまに、そなへて本部電話の開通が、翌月六月に老舗商の課金制度別へ度数制、均一割の夢

中華書局影印

内通加料の電話使用料の額には含まれる。——とも現行の規定通りである。

(二五〇)

第三章 料金の免除及び交付

これについては、施行制度に一部修正は実施をねだれた。

第九八三種 料金の免除及び交付の中、「一等」「二等」「三等」「五号」及び七号は現行のまゝであるが、四号で電気の障害に対し、運行では懸念三口以上不適とはづけているのを、月の中通算三日以上の場合免除に改めたのと六号の部に没入・ドゾ筋に基く掛合割賦に伴い、運送承認が認められず、新規に新加入となり、専用工事要件のに装置料をとる不合理へ日々の如き高額のものに特に至り、臨時電路の加入実績の際の装置料年の音響力飲用と図った。但し、この算定の結果、他にも加入音響共同の移動、或は荷物変更等の場合も装置料がかかる以外、他の各種で撤去せず放送していた場合も機械設備があれば免除されることを注意せねばならぬ。但し、これはあくまで運送通信者の所有し、設備維持するものに限ることは勿論である。

更に第九八四條で、現在運営で実施している還付料金に可能な場合は差額計算を積逐的に行えるよう明文化し、併せて請求期間を「徵收の場合と同様六ヶ月」として内情を因つたことである。

別表

加入電話に関する料金の表は現行のものと大差なく、制度の改廃新設に伴う変更と、更に整理したに留まる。

第五章 専用電気通信の構成説明

総論

専用のサービスについて、現行で、電信・電話を含むと電話と別に規定されているのを、この法律で一本にまとめて制定した關係で、その限度において停車を異にするに至つた。

次に、専用電話について見れば、延べ市内・市外に分れ、市外専用では端末設備に、市内線路部分まで含めているが、これを市内専用と同様、端末設備及び市内線路を区分して、現行の市内専用に関する料金を同じように適用することに改めた。従つて料金体系は現行のものと、その限度において異にするに至つた。

全体的には、以上述べ、現行のサービス体系、料金体系を原則的には踏襲している。そのためで、現行の設備料の金額は、單なる装置料ではなく、設備の初期費でのものまで含んでいて、加入電話に出し、皆しく内情をえて居る、可及的検討是正の要がある。

各論

第一節 通則

専用のサービスは、実態については、権力市外通話の共通向上を図ることにより、成大制限した意向をもつて起案した。ふつて加入電話の加入権類似の性格は絶対に認めず、初回利用権としての専用するとの理由はあるが、然しごとに伴う諸種の請求事項も、加入電話よりは、専門に制限し、亦各自を制限したい意向である。

以下各條について見れば、第一條へ定義しては、専用の意義と併せて種類を第一項でうたい、第二項で超短波使用的の然の特例をうたつた。

(一五一)

第一〇〇二條へ専用の種別)で長期・短期・時間専用のサービス契約期間による種類をうたつたのであるが、時間専用については、指令で割合、放送に限ることを規定する意図である。^(五二)

第一〇〇三條へ専用の承認)前述の如く、専用サービスは制限する意図があるので、本條で専用は認めないのが原則で、認める場合は例外であることを規定し、且つ認める条件も省令で最重に制限する意図を含んでいる。

第一〇〇四條へ専用者の行う設備及び維持)では、元未電気通信局が行う業務は、自ら所有し設備し維持するのが原則であるが、専用については、専用者に費用支拂は利用者の専門的な條件に基き、専用者をしてこれらのことを行はせる必要があることもあるので、一応規定した。専用の料金は、その限度において指令で減額又は免除する。(第一〇二八條参照)

第一〇〇五條へ専用電気通信の移転)これも前述の如く一應は認めはするが、実際の制限は、指令で大體に行ひに意図さある。

第一〇〇七條へ専用機器の種別の変更)これは専用の種類の変更まで専門に常に認める意図ではない第一〇〇八條へ専用電気通信の復旧(リーリース、併合契約として一定限度までは止むを得ない。然し、天災等の大規模災害に対しては復旧義務を負はぬ所以と定めて規定した。

第一〇〇九條へ他人使用の禁止)如へ電話と同様であり、但しこれについては、現在の専用の実情に鑑み收入確保の意図で、只同使用を認めた。

第一〇一〇〇、譲渡及び承継の禁止)ボツ勅の際に沿い、且つ現在発生のある市内専用の既設のものも否定したが、これは多少問題はあると思はれる。

第一〇一一條へ特定人向の専用) 略

第一〇一二條へ専用規定)加入電話の加入主体、機械設置場所、加入者の不作業義務、従事員の勤怠立

入、修復免責、補修費用の弁償、加入申込受理などの料金不払の時の取消、滞納懲罰、申込手の要式行為の規定の準用である。

第一〇一三條へ専用停止及び専用の承認取消)は法令違反の外に、文書通信共用のための制限が加はる。第一〇一四條へ複数の貸與)本條は仮設電気通信事業の一項として充当される場合にのみ充當し、別途端末施設は私設若尔行うも、同様の全部について当該権を賣却する場合は専用として取扱う方針である。第一〇一五條へ専用無線電気通信) 略

第一〇一六條へ指令委任)略

第二節 専用有線電話

専用電話については、現行のサービスがなんぞ及ぶにはない。第一〇一八條へ専用有線電話の種類)、第一〇一九條へ附屬機械など)、第一〇二〇條へ分岐引込)、第一〇二一條へ市外専用と市内専用との接続)は現行の通りであり、第一〇二二條へ専用回線の接続)も、電信規則にあるのを移したにすぎぬ。現行電話規則の直通連絡機は、元未市内専用であるからこれに吸収した。^(五三)

第一〇二三條 電算中の写真通信及び模写通信は、第一〇一七條の専用電信におけると、もにその利用料金及び同様の性質に区別すべきものがあるのと、この料金もに別する場合のものとし、それそれ異なる種別として規定した。

卷五十一

についても、実質的に

用のものに還元したこと、字義書類を支拂ふ場合に、その共用附加料とせん（共同）使用附加料を課けたこと、接觸料に市内専用、市外専用の別を設けたこと。亦、接觸料に後日の場合を加えたことなど、料金そのものについての変更であつて、新聞放送、官庁専用の種類も現行のものを踏襲しているが、新聞放送、官庁専用については既設のものは止むを得ずとするも、今後新規に行はれるものにつけては、一般と同じにするか、又は少くとも減額率を引き下げようという意見もあり、出来ればこれを採用したいと考えてゐる。次々についてには、第一〇二六條は料金種別の列挙であり、第一〇二七條で新聞放送、官庁専用の料金特定期と併せて新聞放送専用の一月以内の定期専用及び専用専用のサービス料金を定めたつて（三三條第一項第五号）、これによつて、必ずしもこれ以外の者は、かかるサービスを認められないので、事実上料金の関係でこれ以外の者には與えられないことになると思う。第一〇二八條は無線電報通信の料金の命令委任をうたい、第一〇二九條は前項のように

物件提供率の検討の結果、別表三を作成することとした。

付についても現行制度と変わらない。

納付についても現行制度ど変わらない。唯、年量の半額を月々支払ふこと、年間の取扱い料金を一括算定する方法を防ぐため、長期専用の一年未満の座上に対し短期専用の料率適用を規定（第一〇三二條）したに有
きぬ。

一〇三三六第一項第二點に反し、即入遣話に於

設備料を免除すること（第一〇三三保第一廻第五号）を入れたことから、本項の適用は、五号の実際の適用は、前回放送専用の時回専用及び臨時的な短期専用の際に、現在最も問題となる設備料の免除につき、命令又は内規で余分の應務を避けるため、電気電話は、臨時電報の充當を一応認めたものと解定日後進荷料（第一〇二七源第一号）にて、両者の均衡を図ることを目標としたもので、現行の設備料の不合理性格に原因する妥協策である。

第五章 電気通信設備の建設及び保全

(五)

この章は現在施行中は別の法規として制定されている電信報電器設置規則に該当する部分である。電気通信設備の建設保全のためにには土地建物又はその他の物を購入し或は他人の土地に入り、又は障かいとなる物を除去する必要がある場合が多い。これらの場合は、それらの物の所有者又はその他の施主が承諾すれば問題がないが、電気通信局の要求を拒んだときは強制的に使用その他の措置を行う余地を設けておく必要がある。これに関する規定が本節である。

第一〇一條は、土地の使用を規定した。現行建設令第二条に該当するものである。これと異なれば、土地区入には原則としてすべての場合に通知を要することとし、その通知の方法を詳細に定めたことである。

第一〇二條は、土地の使用を規定した。建設令第一條に該当する。異なる所は、土地の使用は原則として協議によること、し、協議の相手方が不明のときは、市町村長に通知し、市町村長はこれに上つて公告を行うこととした。協議整わないときは又は公告後一ヶ月を経てなお相手方が不明のときは、一方的に使用し得る旨を規定した。その他、人造物の使用は他の条文に譲り、施行方では官署の土地とその他の土地では取扱が異つてゐることを規定した。

第一〇三條は、障かいとなる物の除去を規定した。建設令第三条に該当する。現行法では、障碍物の移転のみを規定しているが、その他の障害の予防又は除去に必要は措置を行わせる旨を新設し、障礙物の原因となるべき物の中に電気鉄道設備を追加した。なお、この場合も原則として協議によるべき旨を規定した。

第一〇四條は電気通信施設等が、他の物の使用に準據たる場合に、利害關係人が電気通信局に対して線路の移転等を請求しうる旨を規定している。建設令第五条に該当する。施行法に加えて、その

請求に准據たる場合は、事由を明かにして請求者に並びて、これを義務と電気通信局に譲りてある。当該の事由からてある。なま、道路法による道路の使用について、線路等の他の障害となる場合の線路除去の費用賃組は、他の場合と異り、常に電気通信局の負担とする旨の規定が規定生きているので、これをそのまま法定した。

第一〇五條は、建設令第一條の營造物使用に沿えて、加入者宅内の水道支管を地盤として使用する旨の規定を新設した。

第一〇六條は、憲法第二十九條の趣旨に基き、補償額は損失に応じて相当であるべき旨を規定した。建設令第七條に該当する。電気通信局は、やむを得ない場合は、この章の規定により土地の使用その他の强行措置を行つうるが、これは公共の利益のために個人の権利を制限するものであり、このための相手方の損失に対するは、充分の補償をしてなければならぬ。この章の一連の措置は、すべて相手方に損失を加えるのが目的ではなく、設備の建設保全のためのものであり、且つ憲法が個人の基本権を保障していることからも、補償は完全であるべきである。從來や、もすれば、所謂「お上」の仕事として損害を蒙るとしてもやむを得ないとする封建思想が見られたが、かくの如き思想は徹底的に排除されるべきであり、争議としても公法性を強調するの余り、個人の権利を必要以上に傷けることは绝对に許されない。この意味から、損失に対する補償が充當であるべき旨を規定した。なお、この補償金額は、経費としてサービスの原価に導入され料金の決定に影響するものは当然である。更にこの條で完全補償の例外として、相手方が法令による義務を果していなかつたとき及び道路法による道路に線路を建設した場合を規定した。委員は、前記の協定の他の部分である。

第一〇七條は、補償額の決定方法を規定した。建設令第八條では原則として協議により、協議整わないときは、市町村長評定して決定するとしているのを、原則として協議により、協議整

(五)

さは、電気通信法が決定すると改正した。或は決定は第三者が行つた方が、より公正であるかも知れぬに訴願の提起を認めたので、ぞれ程の不都合は生じないと考へられる。

なお、線路の敷地の使用料については、各々の場合協議して決定することは、場合が非常に多くて不變であるから、本條で法定することとした。

第一一〇八條は、会計法第ニ〇條の例外を規定した。会計法第ニ〇條によれば、國に対する債權の時効期間は五年であるが、書類処理上、不幸の場合は五年は都合が悪いので、一年に短縮した。なお、不條の補償請求期間は、会計法と異り、時効期間ではなく検査期間である。

第一一〇九條は、簡便額の決定に不貲ある者が、訴訟を提起し得べき旨を規定した。建設保令第八條では、その訴訟提起期間を、決定の通知を受けた日から一箇月としているが、これを六ヶ月に延長し、國民の権利を保護した。

第一一〇一條は、訴願と規定した。この章の規定による電気通信者の措置によつて違法に権利を侵害せられた者は、行政訴訟特別及び民事訴訟法によつて救済を求めることができるが、不当な権利侵害につりては、第一一〇九條をもつて、その救済の方法がない。又訴訟は費用その他の点で實際には一般公衆とは遠隔に存在である。従つて、不当な権利侵害に対する救済としても勿論違法な権利侵害に対しても實質的な救済規定として本條を設けた。

第一一一二條は、この章に規定する以外に電気通信設備の建設保存については、一般法たる土地収用法を適用する旨を明かにした。従つて線路・場所反対公衆電話所以外の電気通信設備の建設保存については、土地收用法の適用があるわけである。

第六章 賞 則

この章には、電気通信事業を運営して行くために必要と最も限度の罰則を設けた。規定の方針として刑法によつて处罚しうる事項については、むるべく刑法によること、し、從來の電信法に掲げられたものでも不要と認められるものは削除した。

第一一〇一条は、業務の卸占をみにす罪を規定した。これは從來電信法第二七條～不法施設及び使用力罪)によつて直接に卸占を保護していきたが、この法律では第三條第二項で正面から卸占を規定したので、これに対応するものとして本條を設けたのである。

なお、郵便法では、法人の使用者等が卸占をみにした場合に、その者を罰する以外に法人に対する罰金刑を科する旨の規定があるが、電気通信業務については、郵便の場合と異つて、設備等の關係から違反行為の発見が容易であり、そのため法人組織の大規模な違反行為は始んど不可能と思はれるので、法人に対する罰金刑は規定しなかつた。

第一一〇二條は、從事員の怠慢の罪を規定した。電信法第ニ大條及び無線電信法第二四條に加えて、

前に郵便の詐欺を犯した場合を追加し、工事面の怠慢を取り締ることとした。

第一一〇三條は、通信秘密侵害の罪を規定した。電信法第三十一條 無線電信法第ニ〇條と同様であるが、電気通信は起訴後と雖も、在証中に犯つた犯罪を漏らしてはならない旨を明定した。ほお、郵便法第ニ〇四條は、通信障害の罪を規定した。電信法第三七條及び無線電信法第ニ四條と同様である。

第二〇〇五条は、電報を聞き、破り又は受取人でない者に交付する等の罪を規定した。^(一) 電信法第三五

條 無線電信法第二三條と同様である。唯、從来受取人でない者に交付、或違を含むとした者と規定してあつたが、今後犯行に携つて行った場合は駆逐、局で渡す場合は交付と明確に分けたので、駆逐の言葉を追加した。

第二〇〇六條は、水底線障礙の罪を規定した。電信法第四條と同様である。

第二〇〇七條は、私設電氣通信設備の施設者が、業務の取扱又は設備の提供を拒んだ場合の罪と規定した。電信法第二三條と同様である。

第二〇〇八條は、電氣通信設備を正当な事由からして汚損変更した場合の罪を規定した。電信法第二三九條と同様である。

第二〇〇九條は、第二〇〇一條、第二〇〇三條乃至第二〇〇七條の下述罪を規定した。電信法第四一條と同様である。

この章の各條には、体罰の期間及び罰金額は空白として定めなかつたが、これは現行電信法、無線電信法の罰則については、制定後の社会状勢に大きな変化があり、そのため相当の異動を見れないと考えたからである。これは法務省等と協議して現在に適用した体罰期間、罰金額を決定すべきである。

第七章 罰則

この章には、電信電話法の本章ではあるが、余り重要性のないもの及び重要なものはあるが場合の限定されているものも規定した。然し、総則に入れるべきものと総則に入れられべきものとは、單に程度の差であつて、本章内に與るものではなく、その区別は絶対的なものではない。

第二〇〇一條は、損害賠償を規定した。従来は電信法第二四條によつて電信電話の取扱に関する損害賠償の責に任せず、民法の特例をなしていたが、電信法制定当時とは社会観念の変化、技術の進歩において赔偿の違いがあり、従來の方針を貫くことは不適当と思はれるので、賠償の責に任することとした。

然し乍ら、民法の原則によつて相当因果関係による賠償を認めていては、事務処理上問題を発生するおそれが多いので、賠償金額を算出しに料金額の三倍に限り、その代りに、後りに損害がその三倍以上に達しつかつたとしても、三倍額を賠償することとした。

なお、損害の賠償を電報に限つたのは、電報は通話と異つて一方通信であり、損害を與える公算が多いためである。

第二〇〇二條は、私設電氣通信設備へ以下私設々備という、による業務の一取扱を規定した。電信法第三條では「公衆通信の用に供する」と規定して設備の提供をも包含しているが、今後は設備の提供は、後に述べる非常電氣通信の場合に限り、それ以外の場合は單に電気通信の業務の一取扱を取り扱うこととした。而して強権を以て取り扱わせる場合を限定し、且つ、私設々備の施設者は自己の道徳に著しい支障を及ぼさない限度において、取扱の義務がある旨を規定し、施設者の権利を保護した。

なお、この規定により私設々備により取り扱われる業務は、電氣通信者の業務であつて、後に述べる

委託とは異なる。

(二六三)

第三〇〇三條は、非常時應に於ける電氣通信を規定した。天災その他非常時應においては、電氣通信者が、私設々備を含めてすべての電氣通信設備を総合的に管理運営することが必要である。このため、天災その他の非常時應において、人命の救助、災害救援そのため必要ある場合は、電氣通信者は、私設々備を提供させ又は一定の内容の電氣、通話と優先して取扱う等の措置を行ひ得る旨を規定した。

第三〇〇四條は、業務の一都委託を規定した。電氣通信業務は被占であるか、或る場合は、この業務の一部三電氣通信省以外の者に委託して行わせることが經濟的であることがある。この場合、委託したために電氣通信業務の全報に支障があれば別であるが、その様な支障がなければ、被占の名に拘泥する必要は不要ない。このことは經營の合理化とも密接な關係がある。この意味において、今後の電氣通信事業の經營に委託業務に相当増加するものと予想される。たゞ委託は、あくまで合意によるべきであつて、本條は前二條より強制規定でないことは、当然である。

なお、電氣通信自ら業務の委託を行うときは、契約によるものであるが、この場合は会計法第ニ十九條の規定により、競争契約によらねばならぬ。然るに臨時に業務の一部を委託する場合等に競争契約によることは極々の不便があるので、会計法第三十九條の規定に従ふ。わうすこつよほ場合は、通常契約により厚ベシ旨を明定した。この様にして会計法第三十九條は全面的に廢除されるわけであるから、同様包含による大藏大臣との協議も必要でない。

第三〇〇五條は、電信料の算出を規定した。電信法第二二條と同様である。

第三〇〇六條は、料金納付の義務の消滅期間を規定した。会計法第ニ〇條の五年区帯を處理の便宜上六ヶ月と規定した。電信法第二〇條と同様である。

第三〇〇七條は、不納料金に対する回収措置の適用を規定する。電信法第二一條と同様である。

第三〇〇八條は、不法に料金を支へた又は免かせた者に對する料金の追徴を規定した。從來は電信法第三ニ條により罰則によつて取り締つていたが、その性質から見て、罰則を以つて肅むべきものではなく、鉄道における客運費と同じく、料金の追徴を以て処理すべき問題である。この理由により、料金を免かれ、又は免かせた者からその料金の外に免かせた金額の三倍相当額を罰料金として追徴し得べき旨を規定した。

第三〇〇九條は、課税免除を規定した。これは兎征の既設運賃に対する通行税の如きものか、電氣通信の料金に対して課せられることを防止すること、目下地方税として課せられている電話加入権税を廃除したい意向からである。

第三〇一〇條は、船舶に関する規定の航行権に対する準用を規定した。現在の客觀状況から、各船舶と並べて航行権を規定することは、避けるべきと參へたので、最後に準用規定として設けた。電信法、無線電信法中で、この法条から除外されている種々(第一章、第四章、第五章、第六章同様)。但し、私設電信電話に関するものを除く。

電信法

第四條(通信停止又は制限)

第五條(不穩通信の停止)

第六條(通行料権)

第七條(助力請求権)

第八條(通行料免除)

第九條(共用及し建物使用権)

第十條(鉄道用地使用料不給)

(二六三)

第一二條（郵便料金額額の算定）
第一二條（三種力のみ（手寫、
第一六條（漏泄通信の重罰）
第一七條（料金取扱規則）
第一四條（賄賂受付）
第一七條（不法若く又は使用の規
第ニ七條（不法若く又は使用の規
第ニ九條（通行證等拒否の罪）
第ニ二條（料金充脱の罪）
第ニ三條（通話通信の罪）
第ニ四條（通報の過失の罪）
第ニ五條（本法準用 通報信号等）
第一四條（細則の一部使用）

第二章 質問法

（資料一覧表）

昭和二十二年

号月

89

アメリカ合衆国通信法

遞信省電波局

國立公文書館
National Archives of Japan

国 立 文 書 館
National Archives of Japan

第四一二條	公記載たるへき提出有書類り訴訟手續に於ける使用	四八
第四一三條	送達を受くへき代理人の指名	四九
第四一四條	本法に於ける裁有規定の非排他性	五〇
第四一五條	訴訟執行に於する制限	五〇
第四一六條	命令に関する規定	五〇
第五編	訴訟手続	五〇
第六章	訴訟の規定	五〇
第五〇一條	一般的原則	五〇
第五〇二條	規則並びに其の違反	五〇
第五〇三條	副引及相殺の場合に於ける手続	五〇
第五〇四條	訴訟に關する規定	五〇
第五〇五條	境界の裁判管轄区	五一
第六章	訴訟の規定	五一
第六〇一条	現行云の下に於ける義務、権力及職務の委員会へ之移転	五一
第六〇二條	此上更改正	五一
第六〇三條	審理人・記録・資産及充当金の移転	五一
第六〇四條	移転禁止及改正の効力	五一
第六〇五條	通信の許されざる發表	五二
第六〇六條	島町・大鹿町の轄域	五二
第六〇七條	法律の効力発生の日	五三
第六〇八條	各條の可分性	五四
第六〇九條		五六
第十章		五六

第一編一總則

卷之三

卷之三

アメリカ合衆國上院及下院に召集せられたる議会に於て左の法律を制定したり

卷一

れをもつて、一體博大なる利用を営むるに至るゝをもする事あるが爲めに、併せて、此の目的と以て、國防の目的と以て、更に從來數個の報査任者に法律に依り附与せられたる權能を集中することと並に、有機的無機通信に於ける州司及外國同業との間すら追加的権能を附与することに依り前記の議案の一齋月刊なる実行を確保する目的と以て、本法を依り、「財政通信委員会」として知らるへし、該委員会は以下に規定する所に依り組織し、且該委員会として本法の規定を実施及虚制せしむ。

桂の通

(1) 第三〇一條の規定に従ひ、本法左の各号に通用せらるるもの若は左の各号に因して委員会に密接
接する一切の無線局の特許及取扱に適用す。但フイリッピン・群島若は「キヤナル」地帶に於
する荷物若は無線通信又は伝送する者故は完全にフイリッピン・群島若は「キヤナル」地帶に於
する荷物若は無線通信又は伝送に適用せす。

(2) 第三〇一條の規定に従ひ、本法左の各号に通用せらるるもの若は左の各号に因して委員会に密接
接するものと解釈すへからす。

(1) 通信事業者の州内通信業務の場合は其に附する料金、類別、手続、業務、設備若は規定

宣傳局は間接に自己を營繕せざるは既に公職者とされば直接に自己と共通の管轄の下にたるる他の通信事業者の設備とか機器の運送といひこの状態は外國通信に従事する通傳事業者

日本法第二〇一張乃至第二〇五條、西條を含む)、前段の規定を含むる限り(ニ)に據ける通信事業者に適用す

第三條

定義

表

本法の目的の範囲内に内容か他の意味を必要とせざる限り(イ)「有線通信」若は「有線に依る通信」とは、伝送の発出及接受電気契約の振舞、「ケーブル」若は其他同様の連絡に依る一切の種類の電子物、符号、信号、画報及音響の伝送と意味し、此種の伝送に附する一切の機械、設備装置及器具(弊と通信の受付、発送、対応及配達)を含む

「無線通信」若は「無線で営る通信」とは、一切の種類の書き物、符号、信号、畫像及音響の無線による伝送と意味し、此種の伝送に附する一切の機械、設備装置及器具(弊に通さる受付、発送、対応及配達)を含む

「幹線整備者」とは、本法の規定の下に於て當与にられたる若は經理して効力を有する無線局許可の所有者と意味す

「無線に於けるコネクタ」の伝送」若は「エネルギーの無線伝送」とは、此種の伝送並に此

種の伝送に附帶する一切の機械、設備及器具の所有者を含む

「割離通路」若は「割離伝送」とは、その名の通りの通信若は伝送と意味す

(一)合衆國の州、準州若は属領、「フレリッジ」群島及「キヤナル」地帯を除く)又は「コロムビア」区より合衆國に在る州、準州若は属領へ「フレリッジ」群島及「キヤナル」地帯を除く)

・又は「コロムビア」区に至る

(二)合衆國、「フレリッジ」群島若は「キヤナル」地帯との間、但此種の通信若は伝送が合衆国内にて行はるるに限る

ニテ隔て経由することなくして合衆國の内部に於ける地帯の間

表二 用語

- (1)「合衆國の同一の州、準州若は属領又は「コロムビア」区の内部に於ける地帯の間の有線通信」は、其の外部の場所を経由するものは、此種の通信が一の州委員会に依り取扱はるとされ、之を含みます。
- (2)「外國通信」若は「外國傳送」とは、合衆國に於ける場所と外國との間若は合衆國に於ける場所と合衆國外に在る某地點との間を於ける通信若は伝送と意味す
- (3)「合衆國」とは合衆國の州及準州、「コロムビア」区及び属領を意味し、「フレリッジ」群島若は「キヤナル」地帯を含ます
- (4)「一般通信事業者」若は「通信事業者」とは本法に從はざる一般通信事業者に言及しある場合を除くの外、有線若は無線に於ける州若は外國通信又は「エネルギー」の州若は外國無線伝送に料金を受ける為一般通信事業者として、大手する者と意味す。但無線伝送に從事する者は、此種の者に於て從事する限り、一般通信事業者と見做されます
- (5)「幹線」とは個人、組合、聯合、株式会社、企業者合団若は社団を含む
- (6)「無線局」若は「局」とは無線通信若は「エネルギー」の無線伝送に從事する者の設備を異ふる者と意味す
- (7)「移動局」とは移動せられ得る無線通信局にして通常活動するものと意味す
- (8)「陸上局」とは移動局との無線通信に使用せらるる移動局以外の局と意味す
- (9)「移動業者」とは移動局と陸上局との間に於けるものと意味す
- (10)「連絡業者」とは二箇若は其以上の連絡せられたる者に依る同一「プログラム」の同時的传送をする無線通信業者と意味す
- (11)「設置」とは直営若は中継局や中継に於ける公衆の受信を目的とする無線通信の伝播を意味す
- (12)「連続放送」とは二箇若は其以上の連絡せられたる者に依る同一「プログラム」の同時的传送を意味す
- (13)「アマチュア局」とは軍に個人的目的を以て且全般的利益を伴はずして無線技術に興味を有し正當に許可せられたる者と被り運用せらるる無線局を意味す

National Archives of Japan

「電気交換業者」とは、一電気交換業内の業務者は第一の交換局に依り通常提供せらるる性質の相互通達を取扱ひ、又は提供する為に運用せらるる同一支線又は内力端電気会社局の一通絡系統内の業務を取扱ふ事と定められ、又は前項外に此の種に付するものと認定す。

五、四月，羅復之、高士奇、

卷之三

二 制度

於ても特別会議で開催することを得
ハ又財務法は正せられたる一九二三年の等級法を認めたることなく

(一) 委員会は幹事一名 各部主事一名 教師長、一名及助手三名以内 法律顧問一名及助手三名以内 互選し、其の職務を規定し且其の権限を決定することを以て 委員会は特殊の業務の運行の為に設立することと定め

〔二〕各委員は四〇〇〇〇弔を超える年俸を以て幹事一名を任命し且其の職務を規定することと縛
徳本陣頭間及技術長は何れも九〇〇〇弔を超えざる年俸を受け幹事は七・五〇〇弔を超えざる
と發せ各部主事は七五〇〇弔を超えざる年俸を受け其物半は七五〇〇弔を超えざる年俸を受く

(1) 委員会は其に手へられたる職務の執行の路に必要にして且議会が認めたることあるべき經費（文官勧善社及改正せられたる一九二三年の等級法）に從ひ、委員会の職務の實行上必要な事務官、教師、検査官、審護人、審査官及其他的の勤務員を別に任命する権能を有す。

次に昨在地父兄他に於ける實體本業の家業、里親所、
印刷及製本業と合ひ) 五支出すること正得、「フントン」市以外の場所に於ける調査者は公務の為
を藉りて乍ら手取り下に於て委員の薪俸實費を蒙りて下ぬ一切の旅費を含む事後既成の一切の支出は、
定期的に行はる如く、参考書籍入荷立入り等の事務費を除き、

(利)委員会の委員四名は委員会の定足数を越す委員会は一つの正式印章と肩しりと裁判所に通告すへさも
承認せる内譯付証明書の提出に基きて許され且受拂はるへきものとす

(三)委員会は本法に抵触せざる限り其の職務の執行上必要なることあるへき一切の行馬を為し、此種の規則及機程を定め且此種の命令を發することを得

委員は自己が全般的開発を目的する審問会は事務手続に着手すべからず事務官は委員会に依頼し且自身若くは審問人として専門と競合することを避けるため審問会の運営又正式の行為の一切は記録に假をへざるものとし 委員会は専門手続は開催当座否の要求もろどとは公開せらるゝべきものとす 委員会は専門手續と専ら取扱力増強を寄す記録若は専門手續の公開を是認する趣意を有す
（）委員会は議会に対する年度報告を作成すべきものとし 其の體は議会に送付せらるる他の報告と同様額率すべきものとす 日本報告 政委員会の蒐集せる資料及外國有機及無機薬品等に、ニベルギーの無線伝送の實験に満足する問題の決定の為有益と認めらるることをもへざるもの、時に 委員会が必要と認むることあるへざるに因する追加的法規に付ての勅告を含むへざるものとす 但委員会は其の公共の利益の為に希望すへざるものと認むる日本法の改正を勅告する特別報告と
一九一五年二月一日前に作成すへざものとす
引受審査会の作成する一切の調査報告は記録に載せらるゝへざものとし 其の寫一部は異議を申立つることあり乍らその旨を奉告する旨の申立書を提出する場合の審査若は許可者に提供せらるゝへざものとす
べき事項は公報の専門受取者の趣に最も良く適し得る場所受取方若くは發て其の報告及決定の刊行を終すへざものとし 此種の公報刊行権の公報若くは若干の州の裁判所の一切に於て別に証明若くは認証なくして行つて可付物に含まれたる委員会の報告及決定の正當なる認証だるへざものとす

第五條 委員会の調節
委員会は其の命令と於て其の委員を三個又内の部に分り各部を三名以内の委員を以て構成する様に定め
て本法に依て附与せらるる委員は委員会が令することあるべき一箇若は二箇以上の部に配属せしめ
られ且勧告することと得 各部は其の部長と選定すへし 部に於ける該員 部に配属せついたる委
員の該専門は勤務不可能の場合は委員会の委員長若は委員会の指名する委員は別
段の命令ある迄 右の間に隨時に勤務することを得

と本末に依て附与せらる。

(3) 委員会は、本法の下に於て又は議会の他の委員会の下に於て又は議会若は上下院の何れかに付されりを以て、其に付せられたる者は附託せらることあるべき事項に關して生る委員会の事務、業務若は職務の所掌者若は執行部の職務を如何なる時に於ても命令を以て改正、変更、補足若は廃止することを得。此種の命令の一切は即時に效力を發生し且委員会の別段の命令ある迄継続して効力を有すべきものとす。

前項に於ける委員会が一個若は二個以上の命令に一致し且其に從ひ、前記の如く組織せられたる各部は、前記の如く委員会より実行の為自己に監督若は附託せられたる前記の事務、業務若は業務の可及かには、蘇周交決定、命令、確認、報告若は其の他の行為を過半數に依り賜す権力及権能を有するものとす。而て右に開して同は法律に依り委員会に隨時与へられる監督権及権力の一切を有し且其に從ひ、前記の如く同様の義務及責任に於て右へきものとす。前記の如くして自己に監督若は附託せられたる事務に關して前記の事務、業務若は業務の可及かには、蘇周交決定、命令、確認、報告若は其の他の行為を過半數に依り賜す権力及権能を有するものとす。而て右に開すつて云ふ第40条の規定に依る委員会の異議と事件として、委員会が之を憑せるときと同様の効力及效果を有し且其と同様の方々に於て賜され、証明せられ且実施せらるることを得。委員会の幹事又印鑑は委員会各部の幹事又印鑑に於て賜るものと見做すへからず。

(4) 本條の規定若は本條に依る行為は委員会より其の権力の何れかを奪ふものと見做すへからず。

本委員会は、本法若は議会の他の法律の下に於て生する又は議会若は上下院の何れかより附託せられたる委員会の事務、業務若は職務の何れかの部分に各個の委員若は委員会の命令に依り右に認する実行の為指名せらるゝ委員会の勤務費一若は二若より上より成る場合に、委員会の命令を以て該若は附託し且此種の賦付若は附託を委員会の命令を以て如何なる時に於ても改正、変更、補足若は廃止する懸念を本法に成り附手せらる。但右の懸念は左記に及ぶへがらず。(一)委員会自身の発達手續(三)に基き行はるる調査(二)当事者の同意乞き限り、公認書間に於ける口供書の承認を含む筆跡手續(三)に依り特に要求せられたる調査。此種の命令の一切は即時に效力を发生し且委員会の別段の命令ある迄解説して效力を有すべきものとす。此種の各個の委員若は此種の命令を以て勤務する職務名せらるる勤務員の缺席若は其他の理由に依る行島不能の場合に於ては委員会の委員長は必要あるとさば

委員会の別段の命令あるまで臨時に特務する機関の委員若は勤務員と指名することを期。前段に依る委員会の一員若は二個以上の命令に一致し且其に従ひ、此種の各個の委員若は過半数に依り行はる事は前項の如く委員会より実行の権自己に委員若は附託せられたる前記の事務、業務若は職務の可れかに付。審問又決定、併し審議報告若は其の他の行為を論ず權力及義務を有するものとし。當日に因し、法律に依り委員会に監督等へらうる官署監視権力の一切を與し且同様の義務及責任に付ふべきものとす。

第二編 一般通信事業者

業者及料金

第ニノ一條
作業者及料金
作業者は無線電波の利用者は外國通信に對する一般通信事業者の一切は、正当なる要求あるときは此種の通信業者に提供し、且委員会が審問を行ひたる後公共の利益の趣に必要若は適當と認かる場合に於ては、委員会の命令に従ひて他の通信事業者との協議因連絡を設置し、通過格段並に實に適用せらるる料金及此種の料金の区分を設立し、且此種の互通経路を運用する場の設備及運営を設くる義務を有す。

(イ)此種の互通業者の通の及共に開する一切の料金、手続、課割及規程は正當にして合理的なるへきものとし。不當若は不合理なる此種の料金、手續、課割若は規程は本法に於り不法なるものと見做す。但本法に從ふべき有線若は無線に依る通信を實現、便簡、反覆、書面、西文書、新聞用官用及委員会が正當且合理的なりと決定することあるへと他の種類に分類し且該種の料金を通常の通報業に付定あることを期。又に本法の規定若は他の法律の規定は本法に於ふべき一般通信事業者か本法に従はざる一般通信事業者と業務の交換の為契約を締結すること若は該契約の下に運用することを、委員会が此種の契約を公共の利益に反せずと認めるときは妨くるものと解釈すべからず。

業者及優先

第二條

(イ)何等かの子役若は若者に就り直接若は間接に同種の通信業者の場合は算に開する料金、手續、課割、規程、設備若は業務に於て、不正若は不合理なる差別を設くること、何れかの個人、組織、場所に付し不當若は不合理なる優先若は利益をため若は与ふること又は何れかの個人、組織、場所に対し、不當若は不合理なる避忌若は不利を与ふることは一般通信事業者にとりて不法とする。

(四)本法に於て料金若は業者とは通報放送に於ける若は何等かの通報の無線通信に附帯する線路の使用の為の料金若は該使用に關する業者を常に含む。

(五)本法の規定に故意に違反する通信事業者は此種の各犯罪に付五十の弔及此種の犯罪の懲罰する各日に付ニ五帝リ料金を合衆國に納付すべきものとす。

第三條

(イ)連絡通信事業者を除く一切の一級通信事業者は委員会の指定する合理的なる期間内に左記の号に示す表を委員会に提出し、印刷し且公衆の閲覧の為に公開し置くべきものとす。

(イ)自己の承認の諸地圖及通過経路の設定しあるとときは自己の承認の地圖と自己の連絡通信事業者の系統の地圖若は本法に従ふべき其他の通信事業者の系統の地圖との間に於ける州間及外國有線若は連絡通信の為の自己及自己の連絡通信事業者の一切の料金但此種の料金が兵通のものなると類別のものなるとを問はず。(イ)此種の料金に影響する規制、手續及規程の表

は委員会が規則を以て要求することあるべき種類の他の手続を含み此種の形式に附屬し此種の場所に添示して公表の開闢の場に公開し置くべきものとす。との各款は其の有効期間を表示すへどものとす。前記の通信事業者は其の連絡通信事業者の名稱に此種の款と提供し此種の連絡通信事業者は此種の款と委員会が要求することあるべき公開の場所に開闢の場公開し置くべきものとす。

前項に依り提出及發表せられたる料金、類別、規程若は手續の変更は委員会が規則を以て定

古ろことあるべき種類の形式は於て委員会は三十日間の陳告の後に其は行ふべからず。前記の通信事業者は其の有効期間を表示する理由に依り各個の事例に於て本條に依り若は手續の變更に至り又は特殊の事情若は状態は適用可なる一般命令に依り定められたる條件を接受することを許す。

前記に依る若は本法の趣旨に基く別段の規定ある場合を除くの外は通信事業者は本法の規定に依る法の下に定められたる規則に一致して表を提出及記載したる後に新されは此種の追加に依る若は参加すべつす。此種の表に記載せられたる料金より多額の増額の比類の通信若は其の開設する事務に付当時同様の表に記載せられたる料金より多額の料金の又は別の代價を負担せしめ要求し改変し若は收受すること

(二) 前項に依り改変せられたる料金の一様に何等かの手續若は手續に依り新規若は認可すること

此種の表に記載ある場合を除くの外此種の通信に於て新規若は便宜を何等か及び又は此

の如く新規せらるる場合に於て新規若は度をもること

内 四割度(一)

地力占有し且社理の違反が存在し若は存在不へしと委員会が認める限り一個若は二個以上の通信事業者が設置反を止むべく態合に依り、明義の如く規定せられたる料金以外の料金又は前記の如く規定せられたる料高料金を超過する若は料金料金を運せざる料金と爾後発表、要者若は儀改せざるへ、前記の如く規定せられたる額罰を採用すべく且前記の如く既定せられたる規程若は手続に於び且遵守すべき旨の命令と定むる態能反対刀と居する。

(d) 通信事業者 通信事業者の高級役員、代表者若は代理人又は右の何れかの管財人受託人賃借人若は代理人にして本法の規定の下に委せられたる命令に従ふことを爲し得ざる者は犯さる者若は各社員に付一〇〇ワ帝の料科を合衆國に納付へきものとす各個の違反は分離せらる犯罪たるへとものとし、謀範する違反の場合に於ては各自は分離せる犯と見做さるへさものとす。

損害に対する通信事業者の責任

第一〇七條 一般通信事業者が本法に於て禁止せられ若は不法ありと定められたる行為若は事項を屬し、爲しの若は属すに委す場合又は本法に於て處すことと要求せられたる行為若は事項を屬さざる場合に於ては此種の一般通信事業者は石の如く損害を受けたり若は二名以上の者に対し本法の規定の此種の違反の結果生れる損害の全額並に合理的なる法律顧問若は業者の損害に対して各賠償事件に於て裁判所の決定するものに付責任を負ふべきものとし、石の業者の費用は事件に於ける費用の一端として課せらる事且減收せらるべきものとす。

損害の賠償

本法の規定に於くべき一般通信事業者より損害を蒙りたると主張する者は以下に規定する處に從ひ委員会に異議の申立てを爲し若は石の如く一般通信事業者が本法の規定の下に責任を負ふものたるこれあるべき損害の賠償に付肉懲罰区域の合衆國の区裁判所に訴訟と提起することを得。但右の者は此種の兩区域手続に付する権利を有せず。

委員会に対する異議の申立て

第一〇八條 本法に於くべき一般通信事業者が本法の規定に反して爲し若は爲さざる事項に付異議を申立てつる

者 政府内閣府 目次部若は別委員会は事実と簡單に記載すへき請願書を以て委員会に申請することと傳へるときは委員会は石の如く申立てられる異議の陳述書き右の一級通信事業者に付し、該事業者に付し委員会の定むる合理的なる期間内に文書を以て異議を認め若は異議に付するこことを衣ふべきものとす此種の一級通信事業者が起ぜられたりと申立てられたる請求における期間内に賠償するときは、右の一級通信事業者は石の如く異議を申立てられたる特許の法律違反だけのみ異議申立て人に対して責任を免ぜう。へどもとす此種の一個若は二個以上の通信事業者が付すの期間内に異議を認めざるとときは前記の異議を調査すへき合理的理由ありと認めらるときは、異議を申立てられたる事項を適當なりと認むる種類の方法に於て且此種の手段と以て調整することは委員会の任務とす如何なる時に於ても、異議申立て人に対し直前の損害なしとの聲明を以て異議の申立てを却下すべからず。

金 託 及 附 の 命 令

第二〇九條 実施の審査後 調査申立て人側が本法の規定の下に於て損害賠償額を定めると委員会に申請するときは、委員会は異議申立て人に其が更くべき権利を付與と指定期日若は其以前に支拂ふべきことを通信事業者に命する命令を發すべきものとす。

無 料 送 遣 及 無 料 乗 車 証

第二一〇條 本法の規定若は他の法律の規定は、一般通信事業者に付し、其の役員、代理人、使用人及び等の者の被服に無料送達証を發行若は給与し又は右の者の被服の購入額に無料送達証を支拂することを禁止するもの。又は委員会が規定することあるべき規則にてて、本法の規定に従はざる他の一般通信事業者に付し、其の役員、代理人、使用人及び等の者の被服の被服の購入額に無料送達証及無料乗車証を發行、給与若は支拂することを禁止するものと解釈すへからず、「使用人」なる用語は本法に使用せる限りに於ては被服中の使用者、年金を受ける使用者及退職せる使用者を含むべきものとす。

提出すべき契約書の様

第二一一條 本法に從くべき各通信事業者は他の通信事業者若は本法の規定に従はざる一般通信事業者との

商の契約、認定者は決定にして本法の規定に依り影響せつる方通信に開し且自ら当事者たることあるへざものとの一切の届を委員会に提出すへし

第二二二條

(b) 委員会は通信事業者が其他の契約の提出と要求する監視を所すへざものとし、且通信事業者が行し委員会が決定することありへきル契約の場を提出することを免除する若能を有すへざむのとす

通信事業者の債務・運送・調査する高級役員

本法の実施より六十日以後は平素に就ふべき通信事業者ニ通じ上の高級役員若は役員の地位を保有することは如何なるものにとりても不法とす。但公共若は個人の利益か此種の保有に依り不利益に影響せんとするへざことを委員会の規定せしる形又没方法に於て正當に示したる上此種の保有を委員会の命令を以て許可せられたるときは此限りに非す本條の效力発生する石の通信事業者の高級役員若は役員にとりて、自己の利益の為に直接若は向後に右の通信事業者は依り施行せつれども若は毫行せつるへざ該等の弊害、貸入若は免詞に於して、金錢若は有価物を受むること右に於ける收入の一割の分配を受くること又は賃車料定に適当に合されたる資金よりの石の通信事業者の配当の決定及支拂に参与することは不法とす

通信事業者の資産の債務登定

委員会は本法の適用される場合必要あるとさは監視審問を行ひたる後、本法に従ふべき通信事業者に依り所持せらるる若は使用せらるる財産の全部若は一寸の債務確定と委員会の定あることあるへき日現在までて行ふことを譲
同委員会は如何なる時に於ても此種の通信事業者に付し其の所有若は使用する資産の全部若は一切の目録を委員会に提出することを要することと得石の目録は委員会が命すべき項目及方法にて今預せる右の資産の単位を示すへきものとし且右の單位の新規用具見廻原價及裁價を算したる計算用具額を委員会の命することあるへき日現在を以て示すへざものとす而て此種の通信事業者は委員会が命令を以て要求すへざ合意的なる期間内に此種の目録を提出すへし

(c) 委員会は如何なる時に於ても此種の通信事業者に付し、其の所有若は使用する資産の全部若は

一聞か公衆の使用に置かれたり時に於ける最初の原価を示す説明書を委員会に提出することを要求すことを得、此種の最初の原価を示す書には、前記の資産は委員会が認定することあるへき方に於て令譲せられ、且最初の原価も同様にして決定せらるへざものとす。而て此種の原価の一部が計算書若は其他の記録より決定され得ざるときは此種の原価の決定せられ得ざる資産の部分は、之を委員会に報告すへざものとす。而て委員会の命令あるとさは右の最初の原価は委員会の規定することあるへき方法に於て見積らうへざものとす。此種の最初の原価か報告せられだる時に於て資産を所持する通信事業者が其を取扱する處最初の原価以上若は以下を支拂ひたるときは、右の取扱費及び初期に開して委員会が要求することあるへざ資料は右の最初の原価と共に報告せらるへざものとす。本項の下に通信事業者の為す報告は報告せられたる後、最初の原価の導られたる一回若は二個以上の償還及報告が作成せられたる方法ヒ寄する其他の事項にして委員会が要求すへざものを示すへざものとす

(d) 本条の下に通信事業者の資産に付報告せらるる最初の原価は、合算又は其若は其の改治的区分に依り与へられる地役権・特許若は特許に則しては、此種の地役権・特許若は特許を算するに合法的必要とする合理的なる必要経費を超過せるものと含むへからず該経費は他の一切の原価より分離して、委員会が要求することあるへき開目に於て報告せらるへざものとし、而て委員会が行い通信事業者の資産の核算登定は右の地役権・特許若は特許に付ては、前記の如く合法的に要せる合理的なる必要経費を超過せるものとす

(e) 委員会は新規の建設、設置、改良、起除若は一般通信事業者の資産の條件、改置、使用及類別に於ける常時の変更に付、常に報告を受け居ることを得

(f) 委員会として此種の通信事業者の資産の何れかの価格査定を為すこと、右の資産の最初の原価は於ける其他の一切の変更に付、右に対する一切の追加及改善の原価に付及右に対する投資に於ける一切の変更に付、常に報告を受け居るへざものとし、且通信事業者の資産の原価及価格査定することと得せしる目的を以て、此種の各通信事業者は其の義務を負するものとす。(g) 委員会

会の命令することあるへど合理なる期間内に委員会が命令を以て要求することあるへさちに開する機密にして地図、契約書及技術の要旨書の寫真及他の資料、記録及文書を含むもの委員会に提供すること、(二)委員会の代理人の一切に対し此種の正当に権限を与へられたる代理人が要求する時及際に於て自己の資産並に自己の財産書、記録及文書を自由に検査することと許すこと、(三)委員会が要求及検査することあるへど方法及範囲に於て前記の権限者は探査を妨げずして於て委員会に協力し且發明会を援助すること、而て本條の施行の目的を以て委員会の定めた規則及規程の一切は法律の完全なる效力及效果を有すべきものとす。右の理由を以て委員会は此種の権限を有するに非れば委員会の記録及資料は公眾の開闢及実験の為に公肉せらるゝるものとのとす。委員会は此種の権限を有するに非れば委員会の記録及資料は公眾の開闢及実験の為に公肉せらるゝものとす。

銀河の延長

運用すること又は此種の追加若は延長せられたる鐵路と並え若は用ひて伝送に從事することを現在若は將來の公衆の利便及必要が此種の追加若は延長せられたる鐵路の建設若は運用又は建設の運用を要求し若は要求すべし旨の證明書を委員会より數め得たる後は非れば、為すへからず此種の證明書はその鐵路の建設、取得、運用若は延長の際には本條の下に於て必要とせざるものとする(一)某の一州の内部に於る線路にして州間鐵路の一端を成さざるもの(二)長三十哩を越えざる而内鐵路部分鐵路若は終端鐵路(三)本法第二ニ一條の下に取扱はるる鐵路更に委員会にて適當なる要求を受くるときは本條の規定に拘無く臨府若は該若の興務を許可することを準以此理の證明書に対する申請書を受理せらることを。委員会は、此種の追加若は延長せらるる鐵路

(一) 建設局は選用か選舉せつて居る各州の知事たる石の申請をもして通告せしめ且其の認一通を建設計に準して認可と受くる権利を有す。委員会は其が決定すべき通告の公表を要求することを得。委員会は申請通りの選用書を發給することを拒否し或は申請書に記載せられたる所に準して認可と認めたる若は該認可は認可の延長の一的部分若は二部分以上に分し又は此種の権利若は該権の部分の行使のみに付し認可書を發給する権力を有すへどものとし且該認可書の君勢と際し公費の利便及公費を要する事あることあるへしと認める徴項及條件を附することを得。此種の延長書を發給以後は該公費の権利若は該権者は此種の延長書以外に承認を要くることなくして、たゞ各号を總することを得る。其以類は購入することを得る。(一)此種の延長書に合まれ若は其の発給に際し附せつてある該項及條件に従ふこと。(二)此種の延長書に於り該はうの建設、取締、選用若は延長に着手すること、本條の規定に反する建設、取締、選用若は延長は不得。委員会、州委員会、影響を受くる州若は因縁を有する当番者の告狀を候とて同該管轄区域の裁判所に依りて禁じらることを得。

(二) 委員会は異議の申立てに基く若は異議の申立てなくして自己の意見に基く申立てに於て、充分審査を行ひたる後、北種の申訴手続の当事若たる通信事業者に對し一般通信事業者として其の意見を述べて公費の元なる該権を縮小のこと及其の範囲を延長することを許可若は委員会が此種の延長に付公費の利便及公費の発行を認めたると認められ、之を手小へかうす本項の施行上発せうるお委員会の命令に従ふことを正み若は怠る通信事業者は此種の延長若は設備に付與を要する義務を行ふ能力を害することなかるへしと認むるに非れば、之を手小へかうす本項の施行上発せうるお委員会の命令に従ふことを正み若は怠る通信事業者は此種の延長若は怠慢の建議する各日以付一〇〇ドルの料金を合算額に納付すへきものとす。

卷之三

（）委員会は一般通信事業者が同感せし取引にして右の通信事業者に対する設備不備否、研究費否、収入、優待若は職員の扶助は與するもの並に又は本法に従事へき有識若は無識通商に於て右の通信事業者に就り定められたる若は定めらるへき料金及若は屬されたる若は属さるへ

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

27

本部に影響するところあるへどもを調査へさるものとし 実に此種の取引が公衆に充分なる業務を
遂す通信事業者の能力に不利なる影響を及ぼしたるや否反対に又は此種の業務は討する
旨の不當者は不合理なる者 二若は不當者は不合理なる料金の詮所を結果とする事ありやに付
議会に報告すへさものとす 旨の取引と完全無縫する為 委員会は此種の設備 予備品 研究
業務 改入 審査若は該顧客を供給する者の運営の者は何等年金する文書 請願 及通報の一切を
皆も計算書 計算及便箋つ一切を入手し これを該司又調査する應用 三可トへさるものとす 委員会
は其の報告中には此種の取引に因し更甚なる詮所の窮の甘の勘定を告げしもへさるものとし 将に
尤の名義は減り法規を対応すべしものと見ひるゝと解す トへさるものとす (一)此種の取引の無効を
宣し又は此種の取引の顧顧客は該件の實質として委員会が公法上別段の局若置すへさるものと望
ふるものと據て此種の取引の実行を許す 委員会に争ふこと並に又は (二)改備 予備出
研究 業務 改入 審査若は該顧客を供給する者は其の供給を承る者が直接若は間接に此種の
過往事項を告げしもは肆に管理せらば此へば其と直接若は間接に共通の管理の下にある者なる
爲母に種々取引と付き 委員会の承認と受けしもろこと並に又は (三)此種の取引が通信事業者の
予備品 云者 改入 審査若は該顧客が供給する者若は一帯の委
員会が云々の料金を請求と見て規定すへさる事務の請看及條子に於て且此種の規程に於て既半
額入れに附することを要する審査と委員会に与ふること
ト委員会は前款を開設するに於ける委員会の勤告と共に 委員会に報告すへさるものとす
各委員会は公法に從ふへき一般通信事業者の契約にして本ほは較小へさむの一級通信事業者と取
引するへどと契約の他の当事者に果するものとの一切を開設すへども力ヒし且委員会の調査結果
を公認目に付並加附法規や希望すへさるものとさやに開する委員会の勘定と共に議会に報告すへ
さものとす

第二十九條
本法の規定は、本省に於けるべき通信事業者、監視人及管理受託人等一切に本法が通信事業者に適用せらるる旨同一の範囲に於て適用せらるゝものとす。

第三十八卷

らうる高級販賣代理人若は其の看はして其の職務の範囲内に於て行鷹する者の供應、不依頼若は過失は一切の場合に於て右の看と共に此種の通信事業看若は利用看の依頼 不依頼若は過失と見做さるへどものとす

年次報告及其他の報告

方法並に有線及無線通信及「エネルギー」の無線送信は於て技術的發達及改善に付、新規の發明及発達の利益を公衆の國民に使用可能ならしむる目的を以て、常に機器を變化するゝものとす。委員会は此種の通信事業者並に直接若は間接に共通の管理の下にある者より、委員会として義務を履行し且委員会創設の目的を遂行するを擇せしもろは必要なる充分にして完全なる情報を受くることを得、委員会は本法に於かへき一切の通信事業者並に直接若は間接に此種の通信事業者を管理し若は其に管理せられ又は其と直接若は間接に共通の管理の下にある者に監督せしめ、年次報告を要求し給ふ。報告を作成すべき方法を規定し且委員会が情報を必要とするところへき一切の向處に對する特殊の回答を此種の者に要求する権能を有す。此處の年次報告は、発行せられたる資本株式の額、株式の各種類の額及特權、其の拂込済の額及其の拂込方法、支拂済の額及剰余資金への存する場合、株主の數、又株式の各種類の大株主三十名の氏名及該株主各人の有する額、社債及一時借入金並に其の利子、通信事業者の資産、特種設備の原価及価格、使用人の數及各等級に支拂はれたり奉給、一切の職員及役員の氏名並に其の各人に支拂はれたり奉給又は貰取及其他一切の報酬の額、毎年改善に蒙されたる額、其の支出状況及び運営の性質、各業務部門及び一切

二

財源よりの所得及收入運用費其他の経費開支の対応年次寄附料収入を含む毎年の通信事業費の財政的並用が完全なる提示と詳細に示すべきものとす。此種の報告料金若は料金に関する規定、料金に影響する規定、約定若は契約に因する委員会の要求することあるべき情報をも含むへこものとす。

(4) 報告及び委員会が指定すへき十二箇月の期間に因すへきものとし、且委員会が通常の期間を超過する場合を除くの外、報告作成の目的たる一箇年の終了後三箇月以内に「フジントン」の事務所に於ける委員会と提出せらるゝるものとす。而て本條の規定に従小へき者が前記の年次報告の成り立てる場合は、石け延のり付ける明細内若は委員会の総長せる期間内に該報告を作成及提出せざるときは本條の規定に依り評議だる期間に対する特殊の回答を之が合志的に登記せりれたる時より三十日以内に應さざることは此種の者は石け用する不履行の結果する各日には、一〇〇席の料料を合算額に付けて、さきのとす。委員会は、所持及経費り月次報告を提出すること並に何等かの事項にして其に付委員会が行方することを法律に依り許可若は要求せられたるものに因する定期的反若は特殊の報告を提出することと。此種の通信事業者に對し、職務若は行政的命令さへて要求することを得て此種の定期的若は特殊の報告を委員会の要求あるときは宣誓を附せらるへるものとす。此種の通信事業者が委員会の定める期間内に此種の定期的若は特殊の報告を承認及提出せざるときは、該通信事業者は右に規定せる料料を納付せしめりうへるものとす。

第二二〇條

計算書 記録及覚書 請願 消却費
委員会は本法に依りへき通信事業者の依頼すへき計算書、記録及覚書の一切にして通信の動勢並に全額の收入及支出の計算書、記録及覚書を含むものの請求を自由裁量にて規定することとす。

(1) 委員会は此種の通信事業者の為に、減価消却費が運用費の下に適当に含められ得へき資産の種類及此種の資産の種類の各々に因して別に定めたる減価消却費若は其の他の費用との併合と認まる所に於て通信事業者と分類せらる上、或可く速かに規定すへきものとす。委員会は其の費用の下に併合する形式に於ても含むへからず。

(2) 委員会は現在其の費用に於て存在する一切の費用、記録及覚書の運送手数料に係り、本条の規定に依る若は作成せらるる正書する一切の計算書、記録及覚書を如何なる時に於ても入手し且之と検査及調査する権利を有すへきものとし、核算書類又文書の保存及取扱いに因する本條の規定は常に適用すへきものとす。委員会は其の費用に於て、記録及覚書とちぎれたり計算上の各記入を取消すへき事務の責任は此種の記入と終し、許可しもは要求する者が無しへきものとし、且委員会は、此種の旨に依る記録及覚書の提出中は記入を中止せしむることを容認する。但し、通帳の内みの累積を禁止する法律の規定は本條の規定に據る事項の累積を禁止するものと看做すへからず。

(3) 此種の並び事業者の間が此種の計算書、記録及覚書と核算の上に於て委員会の規定せり。但し、作成する事実及取扱に付此種の計算書、記録及覚書と核算の方法に記入を改ざんせしめりすること、若は作成に係る計算書、記録、文書、書類及通帳を委員会若は其の種類を与へつたる代理人に検査の結果出することを忌し得る若は拒否場合に於ては、此種の通帳事業者は此種の各犯罪の隸属する名目付五十の席の料料を合算額に納付すへきものとす。此種の並び事業者の承認する計算書、記録若は覚書と被疑し、毀損し、破壊し、改換し、改換し若は其の手段若は考覈に依り偽造する若又は通信事業者の業務に關する一切の事実及取扱に付此種の計算書、記録若は覚書に充分、眞實及正確なる記入を故意に爲さず若は偽し得る者は監査を犯せるものと見做すへきものとし、且肩罪の決定に基きて一〇〇の席を下り五〇〇席と想えざる罰金若は一年を下り三年を超える期間の通帳又は右の罰金及禁固の兩者に處せらるへきものとす。但し、委員会は運用計算若は財

政に司すカ此種の書類記録帳並用紙若は文書はして適當なカ期商接続兼し算へきものと明記し
且此種の帳簿書類若は文書が保存せらうヘシ對向と規定する命令と自由裁量に於て發すること
ニ尊

(一) 委員会の委員事務官若は勤務員は以上に規定せり所に依る帳簿若は其他の計算書の調査
すに附るに到ることあるヘシ第其若は精算を確度すへからず但委員会若は裁判所に依り指令セ
ラルことがあるときは此限りに非す

(二) 委員会が公債の定むる旨に従ひ何者かに依り依成せらるヘシ計算書記録及算書の本體の形式及
方法を規定せる後はおのれく定められたる若は委員会に依り承認せらるることある以外の計算
書若は算書を依成することとは委員会に成り得たる後若は承認せられたる以外の方法を於て計
算書を作成することは此種の者にとりて不法たるへきものとす計算書依成の所要の方法若は形
式の委員会に依る委員の通告は委員会に致り右の委員の能力発生より少く共六箇月以前に此種
の者に与へりカへきものとす

(三) 合同会は不法に從小へき通信事業者と識別し且通信事業者の諸種類に付平債の下に於て講保
ム好むことと反此種の行為が公共の利益に適合すと認めるときは何れかの別に於ける單個の種
類然は二個以上の種類の通信事業者が本債の開保と有する事項に關し州委員会
の規則に従ひ居る場合に於ては、本債の下に於ける條件の何れかより除外することを得
る委員会は計算書記録若は算書に關する條件を規定する以前に通信事業者が本債の開保と有す
る各州委員会は通告すヘキものとし且此種の者委員会は其の意見を提出する適當なる機會を享
ひべきものとし更には種の意見又報告と算書を考究すへきものとす

(四) 委員会は本債が開保する事項に關する委員会及州委員会の權力を更に規定し若は調和せしむる
處の法規の必要に對する調査し且議会は證考すへきものとす

電話公社に關する特種規定

第二二一條

(一) 一個若は二個以上の電話公社が自己的の資産若は其の一都之單一の会社に併合する許可を申請し
其は該外の資本、賃借若は其外同様の方法に於て他の一個若は二個以上の電話公社の資本の全

六十九條

該若は二等又は該会改め營理權を取扱する許可を申請し且此種の併合せらるる会社が本債に從
ふこととあるヘシ賃借委員会は此種の申請に關する公債審問の詳及場所を定め且営業的資産
若は其の一都が存する各州の詔書及電話公社に付する營理權を有する州委員会並に適當と認む
ることあるヘシ其他の者、即ちの適當なる通告書と与へるものとす此種の公債審問の後申請
せられたる併合の取扱若は營理か營業を變くヘキ者にとりて有効にして且公共の利益を一致す
と委員会が認むるとときは委員会は其の旨證明すべきものとす然とときは申請せられたる取引
と不法とする議会の正律の一個若は二個以上は適用すへかひす本項の規定は電話公社を監督及
取扱る各州の権力に何等かの制限若は拘束を加ひるものと解釈すへからず

(二) 電話交換事業の局の若は其に關する料金額開手費、課務、設備若は處理に關しては、該交換事業
の一部が州若は外國通話と成すことと雖も、此種の事業の州若は州委員会若は地方政府当局の規定に従
ふべきものなる場合は本法の規定は適用せらるるもの若は委員会に營理權を与へるものと解釈
すへからず

(三) 有線電話通信に從事する通信事業者に付本法を施行する目的を以て、委員会は此種の通信事業
者の資産にして有線電話通信に使用せらるるものと解釈せらるヘキものと決定することを得此種の認別は通信
事業者、通信事業者の資産が存する州の州委員会(該州が州委員会を有せざるときは知事)及
委員会が規定することあるヘシ其他の者に通告せよ上層向の後行なるへきものとす。

(四) 有線電話通信事業者の資産の価値を算定を爲すに當りては委員会は、本法に於て許可せられたる
機器と爲したる後、此種の通信事業者の資産の中州若は外國電話市外業務に使用するに定めら
れたる部分のみに付、自由裁量に於て核算を査定することとす

第三編 1 無線に關する特種規定

無線通信若は「エナルギー」の無線伝送に対する特許状

本法の目的は、州内及外國無線伝送の通信路の一切に對する合衆國の管理權を保持すること、及
該邦當局の附与せる特許状の下に於ける認定期內の諸種の者に依る此種の通信路の使用(所有

第三〇三

（ローラードン、熱血一下ルト・リコー、ラスカ、グアム、アメリカン・サモア）及ハワイ等は本筋に定まる地帶より明白に除外せらる

別段の規定ある場合を除くの外

は、元記の刀を(い)の番号を属すべきものとし且け乃至(い)の番号の權能と有すべきものとす。内無職局を分類すること。

(二) 局の種類の若くは各個の局の位置を決定すること。
(木) 使用せらるへき装置の種類と其の外部的影響に因して規定すること並に各局及具に於ける装置

(八) 法律に抵触せざる規則にして局相互間の妨害を防止し且本法の規定を施行するに必要と認めら
るることあるべきものを制定すること但所及致し被許可者は局の運用時間に於ける放送は

此種の変更が公報の利便若は利益を創造し又は公報の必要に費する所あるへどこと或は此種の変更に依り本法の規定が一層充分に遵守せらるへきことを委員会が公開審問の後決定するに非
れは、専特許権者の同意なくして、之を行ふべからず

(ナ) 各局が業務を行ひへき区域后は地帶を定むること
教する知識の利用を一層的に奨励すること

(父局)に對し「アログラム」の記録又は「エナルギー」通信等は信号の伝送の記録にして希望すへきものと認めらるることあらへきものを作成することを要求する一般的な規則及規表を制定すること。

三

(ii) 鉄道車輛上の無線局を全許若は一埠契約の條件やより除外し又は此種の規則を自由裁量に於て変更すること

(i) 局の「オペレーター」の資格ありと認むる合衆國公民に之を委託すること

(ii) 船舶許若に左記各号の行為たりたると委員会が認むるに充分なる証據あるとき二年を超える期間を以て「オペレーター」の免許を停止すること (合衆国に對し相手方との締約の規定にして委員会が本法に依り施行する権能を附せられたるものは此種の法律若は條約の下に委員会が制定したる規則に違反せること若は(2)自己の艦橋せらる船員の船長の合意のある命令を履行せざりしこそ若は(3)故意に無線装置を毀損し若は其の毀損せらる若と放置せること若は(4)無用なる無線通信若は信号又は不協調は卑慢なる言語を含む無線通信を伝達せること若は(5)故意若は悪意を以て他の無線通信若は信号を妨害せること

(i) 一切の局の叫出符号を指定すること

(ii) 委員会が合衆国の管轄權に従ふべき無線局の有効なる運用の局及本法の適当なら施行の局を要する事実を有する者若は其他に依り以前に使用し居りたりと之の理由さへと合衆国の政府に對して居る石の使用に關する要求を提出する旨署名を附して立候せらる後における特許狀は委員会に寄り附手せらるへり

第三〇五條
内閣總理に當し且合衆國に依り運用せらる無線局は本法第三〇一条及第三〇三條の規定に従ふ
特許狀に依る電票

(i) 周時許狀の申請者が許定の開設數若は二一ナルを特許狀若は其他に依り以前に使用し居りたりと之の理由さへと合衆國の政府に對して居る石の使用に關する要求を提出する旨署名を附して立候せらる後における特許狀は委員会に寄り附手せらるへり

(ii) 無線局が航空に対する傳遞を成し若は次へべき合理的可能ありと認むるときは無線局にべき金を支拂ひ並其證明を施すことを要求すること

第三〇六條
内八制度

(i) 合衆國船舶局合衆國船舶局商船組合者は河川沿岸築路部の船舶上の無線局は本編の規定に従ふものとす

(ii) 合衆國船舶局合衆國船舶局商船組合者は河川沿岸築路部の船舶上の無線局は本編の規定に従ふものとす

(iii) 合衆國陸軍の移動局を除き合衆國に依り所有且運用せらる一切の局及其他の陸上及海上の一切の局は委員会に依り指定せられたる特殊の叫出符号を有すべきものとす

第三〇七條
外國船舶

(i) 委員会は公使の利便、利益若は必要に覺する所あるときは本法の制限に從て本法に依り規定せらるる周時許狀とその申請者に対して附与すべきものとす

(ii) 本編に依り設定せられたる一切の地帶の國民と送信及受信の方法の無線放送服務に付平等に適用することを本法に依り宣言す而て石の平等を期する為委員会は或可く早く、放送特許狀、周時許狀運用時間及局の能力の平等なる割当と前記の各地帶に對し申請あるときは且申請ある限りに於て行ひ且維持すべきものとし、又に特許狀の申請ありたる際、特許狀若は特許狀の請求と附与若は拒否することに依り運用時間を變更することに依り及局の能力を増大若は減小することに依り、実現すべきものとす

施設の割当特許狀の期間

第三〇八條
本法第30一条は外國船舶か合衆國の管轄權内に在るとき船舶上に於て無線通信若は信号と送信する者に適用すべからず此種の通信若は信号は秘密を防止する為の範圍にして本法の権能の下に公布せらるることあるべきものに從てのみ伝達せらるるべきものとす

三

ることと想。但尙賛会が審査と認むる場合におては公衆園の船舶若くは航空機上の病に対する特許状持許状の書類及特許状の變更等此種の正式の申請なくして委員会が課することあるへど係件の下に免許せらるることを得るも比體の特許状の期間は過期する場合に於ても三箇月を越ゆ

を解 但委員会が緊急と認むる場合に於ては公衆の船舶長

(3) 比較的の申譯書の一項は局を置き、申譯者の公私體身分並に財政的技術的及某他の資格に因
して委員会が選定することあるべき事項申譯せられたる局及其の予定通信開通局あるときは該
局手續を附し、荷運送立置候、易せんとする運送費及費用、局を適用せんとする一日の時間若は其他の
期同局の使用目的を了す事務若か要求する事あるべき其他の事項を表示すへきものとす。委員会
于此種の原申譯書の提出後及之等の特許権の期間中力拘何なる時は於ても申譯者若は特許権者
を付し此種の原申譯書を登記すへきや否は並若しくあら又は比種の特許権を取消すへりやと委
員会として決定するを得せしもへこ事項の割り兼ふ器を要することを特許権の申譯書及若は
此種の原申譯書は申譯者及若は特許権者に依り宣誓若は誓約の上署名を附せらるへるものとす
(4) 合衆國又は大陸をりと島嶼たると其向は合衆國の言語處に於小へき事例若は履額と外酒との
間の請求的直信を目的とする若は其の屬に應用せらるる場所に対する特許権を附与するに當りて
は委員会は一九二一年五月二十四日附蘇賈セロウ院だる合衆國に於する語法「ケーブル」特許権に關して課する權能を認めたれ
たる條項條件若は期限を課することを得

特許申請書に用する審査特許状の形式特許状に附せらるる録件

第三〇九條
局許可狀又は局特許状の登録若は変更に付す中調査の上其の権利が公衆の利益に害を及ぼすものであるへしと認定するときは委員会は右の認定に一致して特許状の登録者は変更を許す。そこかどく委員会が此種の申請書と調査の上此種の決定に達せるとさは委員会は申請者に其の旨を通知し、右の申請書に附する書面の端の時及場所を定め且通告し要に此種の申請者に付し委員会が規定することあるべき規則及規程の下に審査を受くる該会を与へきものとす。

(四) 委員会が附与することあるべき局特許状は委員会の規定することあるべき一般的形式に依りて、さるものとす。但各特許状は他の機関の外に此種の特許状が最も多く用いられるが外の方本法に於て局を適用し得るものとする。

(一) 商標特許状は其の権利と連れておなじくして許可せられたる以外の方本法に於て局を適用し得る特許状に指定せらるる同特許状を適用する権利を特許権者に与ふるものに相当する。

(二) 特許権者は其の下に手へつれたる権利は承認と相反して該特許の目的若は異化の方本法に依り権利の譲渡たるへからず。

(三) 本法の下に登録せられたる一切の特許状は本法方本法の入鏡に依り附与せられたる機関権者は、其の権利を譲渡せらるゝへかもとのとす。
(四) 商標特許状の所持及譲渡に対する制限

第三の一の保

(一) 本法の要旨する商標特許状はその者に附与せつばあはたの者に依り所持せらるへからず。

(二) 外國政府若は其の代表者

(三) 外國政府の主管力下に組織せられたる機関

(四) 商標権者と被相殺外國人若るに至るは資本株式の三分の一を越ゆるものか外國人若は其の代表者に依り登記上所有せつられ若は承認せつらるゝ社團

(五) 商標権者若は四分の一を越ゆる権利若は外國人若は其の代表者に依り又は外國政府若は其の代表者に依り又は外國力主權力下に組織せつられたる社團に依り登記上所有せつられ若は承認せらるる他の社團に依り直接若は向様に管理せらる時は該社團の特許状の権利若は取消か公共の利益に害する所あるへしと委員会が認可さとさに於る。

本項の規定は合衆國の船舶航空機若は其他の移動商工上の無線装置に付し特許状を附与することと比擬の装置の設置及使用が議会の法律若は合衆國が当事者たる船舶に依り要求せらる居ると論す。

さは訪くるものに兼す

(六) 平法の要旨する局特許状若は本法の権利を行使することと苟されどろ同規則及特許状と於て与へられたる権利は委員会が充分なる情報を得たる後公共の利益に資する所ありと決定し且同憲書を予するに非ひは如何なる者に對しても譲渡し転付し若は故意に依ると改意に依らざると同はす何等かの方法に於て處分し又は此種の特許状を所持する社團の管理若は譲渡に依り同母に之を譲りへかづす。

特許の場合はに於ける特許状及許可書の拒否

第三一一條

委員会は第一二三條の下に裁判所に依り特許状を附与せられたる者(若は此種の者に依り直接若は開港場に管轄せらるゝ者)に付し商標特許及び若は局の譲渡に付以下に要求せられどる許可書を拒否することと本法は依り命ぜられ且無線装置の製造若は販売の抑制に依り排他的取引約定に依り若は其他の手段に依り直接若は開港場に管轄せらる者は不法に占有し若は被させんと不法に全てたる原因に依り直接の最終判決を既得の裁判所より受けたる又は裁判の不正若は方法を適用せりとか般然判決を受けたる其他の者(若は此種の者に依り直接若は同様に管轄せらるゝ者)に対し此種の特許状及若は許可書を徑ち能と本法に依り与へつる特許状の財産は、競争の不正なる方法を禁止する法律の違反に付或は不法である割合及然ら茎に又は取引の制限の嵩の結合契約若は確定を禁止する法律の違反に付或は被せらる者が此種の者に對し訴訟手続を取ること又は此種の社團の解散の請求を提起することと訪くるものに兼す。

特許の取消

第三一二條

(一) 申請書又は本法第30条の八條に依り要求せらるることある事務開港場に於て公債の調査を受けて、公債を依り委員会が該申請書に付し特許状の附与と拒むことを正当と認めしめたるべき事由が隨時要するに依り、該申請書は本法の制限及條件又は本法若は合衆國の批准せる條約と依り直接と付へつれたる委員会の規定に違反し若は之を遵守し得ざりし事は依り局特許状は取消さるることと傳達此種の取消命令は附送通知を記載せらるるの監査書が特許権者に与へられて

より十五日後^ハに非此は敵力を発生すへか^ウ此營の將帥隊員^ハ此營の命令に因する廢止を發^{ハシメテ}く^ル第^二の十五日内の如何^{シテ}將^ハも委員会に申請書を提出^{スル}ニ得^ル而て此營^ハ申請書の提出^{アリ}ト^クときは右の取消命令^ハ廢止^{ハシメテ}該^ハ申請書が委員会の認定^{スル}ことあるヘキ規則^ハ下^ルに行^ハる^ル廃止^{ハシメテ}セらる^{ヘキ}ものとす右の廢止の申請書に蓋^{シテ}委員会^ハ右の取消命令^ハ廢止^{ハシメテ}要^ス若^ハは取消^{スル}ことを擇^ス

次第に其の下に得能者をもつたる者を新規者と定め此等は本筋に於て是れを許可する者には公衆の利益保護及公衆が開拓せられ又は本筋者は合衆國の批准せる條約の規定か一筋充分に遵守せりるへして委員会が認むるときは暫時開拓して若は石の特殊状況は許可書の期の終了前登録会は限り破棄せらうることと傳 但此種の変更命令は此種の開拓許可若は許可書の所持者が破棄するとする行方不明の結果若は理由にて通知告白せし且此種の変更命令が發せらるへきに非ざる理由を示す場合を除へられたる事に非されば決定的となるものに非ず

三

國同様に器用し若き影響する娘深穏忍足踏

る外國商賈に懲警し若は勧善する懲警噸器及裝置の製作販売及取引並に川商若は外國無線通話
を適用せりとへきことと本法之依り實事す前記の諸法律中の何れかの規定の下に行はれたる民
事若は刑事訴訟に於て又は照報トレーニー 葦真会若は其他の政府被委任者か國務行廳を經す實能
を法律に依り其への如きを事務而圖する若の受賃会若子是也の政府被委任者の認定及命令を権制
若は再審する若ホシされども其公に於く特許權者の前記の諸法律若は其の何れかの規定の違反に付
所罪と認ムララムとさは裁判所は其の諸法律に依り課せらるる刑罰のみに此種の特許權者の特許
取扱命令若は裁判の執行前に威力を生ずる日若はとの命令の定むへき其他の日を以て取消さるへ
きこと及其と対比の特許號の下に於ける一切の権利が終止すへきことと相安及若は命令する
ことと特許權の特許權者は石の裁判所他の命令及判決以開して法律に依り定められたると同
一の上訴若は再審の権利を有すへさるものとす

10

第三一回
本邦の板刀を充て三する日以後は平定刀下の急進をかれたる特許の機関は数々実験に係る工事
キ」通商若は信吾の料金を變くる場の販送若は接受の業務に直接に從事する者或は直接若は
間接に自己と管轄する者と自己の倅り管理せらるる又は直轄若は直接に自己と共通する管理の下
にある者を通して代理人を通じて若は其他の方に依り前記の業務に間接に從事する者は合衆國
の州準州若は通商又は「コロムビア」に於ける場所と外國に於ける場所との間の「ゲートウェイ若は鐵道
は係る若者は電気の鐵路若は蒸氣と風吹鐵道建設若は其他に於く直轄若は間接に代理管理若は
運送へかりともものとし或は合衆國の州準州若は馬車又は「コロムビア」に於ける場所と外國に
於ける場所との間に於て競争を実質的と設し若は商業と割離すること又は商業の何れかの方面
に於ける競合又は主と割離することを目的とし且若は此種の結果を生することあるへそとさう前
記の「ゲートウェイ」鐵道若者若は電気の鐵路若は蒸氣の物的財産若は其他の資本に於ける又若は其他
の合本割前の一部又は利権を取扱所有若は希望すへかりす更に合衆國の州準州若は馬車又は「コ
ロムビア」に於ける場所と合衆國の他の州準州若は馬車に於ける場所との間若は以合衆國の州準
州若は馬車又は「コロムビア」に於ける場所と外國に於ける場所との間若は「ゲートウェイ」若は鐵道
は係る若者若は電話の輸送若は郵便に於ける場所と外國に於ける場所との間若は直接又は接続の實質的直要
に於事する若者若は直接若は直接に自己と管轄する者と自己の倅り管理せらるる又は直轄若は直接
に自己と共通する管轄の下にあり若者を通じて代理人を通じて若は其他の方に依り前記の業務に
間接に從事する者は合衆國の州準州若は通商又は「コロムビア」に於ける場所と外國に於ける場所
との内に鐵道通信若は其の伝送及若は営業の場の若者若は其の運送又は直轄と實質的直要若は
其他の依り直接若は直接に限界の限界、所商若者若は運用すへかりさるものとし或は合衆國の州準州若
は馬車又は「コロムビア」に於ける場所と外國に於ける場所との間若は直接に於て競争を実質的と設し若
は商業と割離すること又は商業の何れかの方面に於ける場所と外國に於ける場所との間若は直接若は
是は此種の結果を生することあるへそとさう前記の無線局若は直接若は郵便の物的財産若は其他の

公務員候補者の放送局使用

第二一五條

特許権者が法律上の資格を有する公務員機関者に該局の使用を許すとさば統監の該局の使用に付此種の公務員候補者の他の一切に対して同様の機會を手へしものとし委員会は本規定に依する規則及規程を定むべきものとす但此種の候補者は本條の規定の下に該局の使用を許すとさば統監する能力を有せざるものとす此種の候補者に於ける自己の品の使用を許すへし義務なふ云大抵り特許権者に譲り受けることなし

第二一六條 編引及其他の力開発の計畫

講三一六條 全部的若は一部的に最速者は先端に基く實昌と標示する編引業者は先出若は同種の計画の廣告若は其に關する情報又は此種の無引業者は提出者は同様の計畫に依り申請者は審査の上与へられたる審査の業として此種の實昌の一端若は全部と余むも力の伝告若は其に附する請義と如何なる者と該も合衆國の法律に依り特許状を受ける該業者を利用して放送すへりかゝるものとし且此種の局を運用する者は該業に同上の放送を許すへからず本條の規定に違反する者は有罪の決定に基き此種の業が被認する迄一日を付一〇〇〇弔を超過する罰金若は一年を超えてさう禁錮又は其の兩者に處すへさものとす

有料放送する旨の「アナンス」

第三一七條 無線局に依り放送せらるる事項にして算出費率全額若は其他の肩幅機械が直後若は直接に如何する者かより業主若送する者に文書若は若は請求せつゝ又は改局は依り承認せつゝ若は收受せつゝれたるもの一回は其が放送せらるるより次度の者に依り再合に依り文書若はより若は放送せつゝれるものとして「アヌンスセイカヘキモクニ

伝送装置の運用

第三一八條 本法に依り商許請求を要する無線局は於する一月の伝送装置の天際使用は本法の下に登録せつれど「オマレーツ」免許状を有する者に依りてつけはるへさものとす如何なる商と體も委員会に依り自己に發給せられたる「オマレーツ」免許状の下に且共に大小に非れば此種の局に於ける此種の装置を運用すへからず

建設許可書

第三一九條

(1) 建設許可書が申請書に添き委員会に依り既に對手せつゝるに非されは承玉の效力発生後に建業が開始せつゝる若は起業せらるる局の運用に對しては特許狀は本法の機能の下に發給せつゝ可書を附すすることを導本申請書は商と建設及運用すへき申請者の公民權身分並に財政的技術的及實地の能力に關して委員会が観測を以て規定することあるへき事項申請せつゝれたる局及の予期過橋相手局一圓若は二箇以上の方有權及位置使用せんとする専門教局を選用せんとする(2) 此種の建設許可書は並の局の実際的運用開始予定期を最も早き月及最早も遅き日と以て特許可書が自動的に有效せつゝる旨を規定すへきものとす此種の許可書の下に於ける権利は委員会の承認を受くるに非れは解消なる者に於しこも該付若は其の方法を從う讓渡の目的たるへからず建設許可書は政府局「アマナニア」局又は郵便する該局郵便局若は航空機上の局にて付ては之を譲せざるものとす建設局は然該理設の為許可書の時手せつゝる局が完成するとき且申告書及許可書は亦されたる機場條件及要務の一切が充分に履行せつゝたこと及許可書の附与以後に於て王ビヨ若は委員会が切に切るに到れる原因若は事情が委員会の判断に於て此種の局の運用をして公共の利益に害を及ぼすことを委員会にとりて明るかとなるときは委員会は前記の局の運用の為に前記の許可書の合法的な所持者に付し特許狀を開始すへきものとす

遺失等を防ぐための指示

第三二〇條

委員会は船頭の遺失等の送信若は委員会に信号を發する機器局を監視する機器若は信号を發する機器局を監視する機器を有す此種の局は其の送信機が運用し居れる全期間中委員会を有する機器若は前記の局の運用の為に前記の許可書の合法的な所持者に付し特許狀を開始すへきものとす

マレーラーとして監督権を失之に問する際は脚本には対し指揮をつかむべく監督改めて脚本の監督を

遼寧信號必通信

前記船上の機械室の一切は事務室に依り定められたる範囲内を以て直轄の無線通信若は信号を送
信する為蓋を開き向日す少く共一百噸の距離を越て通信と送信及受信し得る装置を設備すべし
ものとす。過駆の無線通信若は信号及其次に謂する無線通信若は送信發は危険せらる
ることあるべき妨害力量を減退することなく航行力最大限を発生する爲調整せらるることを禁
め。政府函及公報閣の領水内に在るしきの各國船舶上の局を含む一切の無線局は過駆中の船舶に與
する無線通信若は信号は總て先頭位を占めへどものとし。運転の無線通信若は信号の聽取を妨
害す。當主へ三回度或よりて十三一秒の送信とせず。上へ此のとし監視中の船舶に對する信号若は被
聞の從事し居る場合と餘くの外莫に開する無線通信若は信号は信号に妨害を懸念する事無からへし
と徑信する。近は如何なる無線通信若は信号をも送信することと危険小へきものとし且監視中の
船舶に可能なる限り誤解斷の信号は從ふことだ然りて強制すへるものとす。

第三三三

詩經二二

西府民以商為業，其間多有富者。時人謂之「西富」。

回前葉の特權制の設定の目的たる政府制は運営中の弱能に或する様若く無能過甚及弱能位置其の下五分間は自己の迷惑を免れ得べし。

は陸付監の方々に譲る所の内に於する事體はおする御前よりの要求の場合は除くの外は、地方標準時の各時商の最初の十五分間に限り原価通便若け信号を送信すべきものとす

是れ電力の使用

運用する無線局を含む一切の無線局は所定の通信を実行するに足要なる最小量の電力を使用するものとす

第三二五

(四) 合意書の管轄若くは在る所何なるかと盛も盛若くは該處の運輸局若くは其に附する各通港を故に公若くは送信し又は公若くは送信せしものへからざるものとし如何なる放送局と雖も原局の管轄若くは該處の管轄あるに非ざれば他放送局のアリゾラム若くは其の一端を再放送すへからざるものとす
(五) 充分なる強度の出力と有し且若くは発射の合意書に於て確実に受信せらるる如き物理的直轄は必ず外國の無線局より放送する目的を以て音波と電気的「ノルギー」又は發生せる音波の幾種的直轄は物理的複製に複化したる上本國の無線局に伝送若くは配付する愚使用せらるる無線放送「ヌタ」又は其他の場所若くは装置を設置使用若くは經持することは予め適當なる申請書に基き委員会に許可書を乞ふるに非所くは如何なる者に付しても之を許さず
此種の申請書は委員会が現程と見て宜まることあるべき事項を含むべきものとし且其の認許若くは拒否の局將許収又は其の審査若くは審査に付する申請書に關する本法第30九條の條件に依り若くは委員会が審査の結果若くは許可の結果最も最早公共の利益にあらずと認むるときは取消され得べきものとす

琴記二六錄

本法の規定は郵政局に依り傳送せらるる無線通信若は信件に付する換函の権力を委員会に与小のものと之を理解若は解釈すへからざるものとし、且無線通信に依る言論自由の権利に干渉する権能は操作は之を公布若は規定すへからず合衆國の管轄権内に在る者は無線通信に依り半減野記

若は不敬なる言語を使用すべからず

第三二七條 海軍大佐本國領的認定に依る制限をき限り該大臣の定むる額額及條件並に料金の下に該料金は正當にして合意の爲めべきものとし且該條件及條件並に料金は實業の甲立あるとさば委員会の再審を修正に付す（さものとす）所在地の如何を問はず該國の所有に屬し且該領有の管轄の下にある一切の船舶を本認の目的の爲めに使用する権能を本法に依て有す（イ）合衆國其の軍事若日属領に於て航行せりれ又は外國に於ける合銀團公民に依り若は合衆國の新聞社会に依り航行せらるる對開の鐵道又は新聞通路を雙倍及送信する為及回報船相互商船及客船間アラスカ内の地方駐在互商並ハアラスカ大合衆國大陸間に於て私用商業通信を雙倍及送信する為但此種の通信の中合衆國の太平洋岸「フイ」「アラスカ」「グアム」「アメリカン・サモア」「フリリッジン」群島と東洋との間及合衆國と「ウエーブラン」諸島との間の新聞置替を除くの外一切のものの受信及送信に於して定められたる料金は同種の並書及原書に於して私的は所有及運用せらるる商は依り課さるる料金より或機会のへりりざるものとし更に本會に得けたる目的の何れかの爲め此種の局を使用する権利は適用至爾否は地方間互通では双方と私的に運用せりるる船舶との間に関する限り私的及所有及運用せりるる商が此種の圖形互通否は双方相互間又は地方と私的に運用せりるる船舶との間に於ナう通常の正常なる運送大に於けるに就るときは如何なる時に於ても終止すへきもりとしきの場合を異次は海棠大佐れ算の荷造若者なるへさものとす

第三二九集
吾國之社會問題等種種の事柄に對する意見にして吾輩の規定あるべきものを行ひて
あら爲す。——この問題をきずんで、大學へとつる衆議院の議員も連絡して就任中の政府の他の
閣僚の問題、本多は實業大王と並用する種類と有る恒元櫻の任男は就職の旨が勧善する御内閣官に依

り承認せらるへるものとす
第四編 訴訟及施行に関する規定

法律及委員會之命令之施行可否。當

(2) 初河をもる者と無も魚類の交換に関する以次の委員会の命令に従ふこと能はず者は假ふことと想
小間も假命令の武力行使するときは委員会若は被審当事者又は公使館へ其の領事総長は依リ
は此種の命令の強制に対する公使館の適當なる行政判断に申請することを得審査の後該裁判所が該
命令の実現の一端として差せられ且正當に送達せられたること及右の者の假命令を遵守し居らさ
れることは失禮するときは該裁判所は禁止令狀は發り又は該令狀以外の手段にして被審の者若は
其の裏設變更へ個人若は代表者が兩國北陸の命令を遵守することを命するに違ずる者は其他の達實のものに成り此種
の命令を差すことをとす

(二) 改正江戸城の第一段の三年二月十一日附審議の件出立及改正裁判所成法第二三八條(一)の規定は本法序二端の下に坐する専門委員にして合衆國が新種人たるものと適用せりカガモのとす
次セラムヘカモカドス

第三〇二條
不當に反し州間商業委員会の命令の施行若は取消せ得する一九一三年十月二十二日の法律の規定は本法の下に於する委員会の命令へ無線局の連絡許可書若は規定無線局持

許可の審査官は委員会に付する半導電器研究室にて運営する委員会の命令を除くことを施行し其の遵守する事と規定した。又は其の運営が可能ならして前で記述する所の場合は、その上と規定する事としないこととする。

四、總務課許可書

總務課許可書

總務課許可書

總務課許可書

總務課許可書

總務課許可書は、總務課許可書の審査官は總務課局幹部課の委員会に付する者にてて行はる。又は其の運営が可能ならして前で記述する所の場合は、その上と規定する事としないこととする。總務課許可書は、總務課許可書の審査官は總務課局幹部課の委員会に付する者にてて行はる。又は其の運営が可能ならして前で記述する所の場合は、その上と規定する事としないこととする。

五、總務課許可書

總務課許可書

總務課許可書は、總務課許可書の審査官は總務課局幹部課の委員会に付する者にてて行はる。又は其の運営が可能ならして前で記述する所の場合は、その上と規定する事としないこととする。

六、總務課許可書

總務課許可書

第四〇回 結
委員会が調査を行ひときは如何なる場合と程も該調査に向する報告書にして委員会の終結を前提
に於ける委員会の決定命令若くは條件と共に記載すへるものを作成することは委員会の義務とする而て機
密照拂を判定したる場合には於ては此種の報告は復審定の基礎となる事実の認定を含むべきものとする
委員会の前に於ける再審問
申請手続に於て委員会が決定命令若くは條件を定めたる者は該事務の当事者は如何なる時に於ても
石の決定命令若くは條件又は其に症められたる事項の再審問を申請することを得て充分なる理由
ありこゝと明かにせらるるときは此種の再審問を自由裁量に於て認許することは委員会にとりて合
意的とす但第三編の下記定められたる決定命令若くは條件の場合に於ては再審問の申請を無し得る
期間は石の決定命令若くは條件の效力を失する日の後二下目に限らるべきものとし且此種の申請は
当事者又は石の決定命令若くは條件に依り損害と蒙れり若くは利益に影響害を及ぼしたる旨を依り得
ることを得再審問の申請は委員会が判定することあるべき一審的権利を據るへるものとのとは應
つて請求は委員会の特殊命令あるに非されば委員会の決定命令若くは條件を遵守する事とを
固河なる旨に付しても免除し又は其の施行を停止若くは定期する何等かの效力を有するものに非す
再審問が聽取せられたる場合は於ては其に最も争い争訟手続は原審問に於ける争訟手続に或可く一致
すへるものとし此種の再審問を行ひ且前審問以次產生せる争実を含む一切の争実を荷受けする機関
の決定命令若くは條件の要に於て不正者は足認し難きことが委員会の判断に於て明らかとな
るとさは委員会は之を達成に取組要旨を修正することを得 原決定の此種の再審問取組要旨
す焉正の變更あらざる決定命令若くは條件の原命令と同一の規定を從ふへるものとす

卷十二

通信事業者の金銭の支拂を制する命令に此種の命令に於て走められたる期間内に於はさうときさく実現申立て又は此種の命令に依る受益者は自己の居住する若は該通信事業者の主要運営事務所に存する若は該通信事業者の課務の通過する区の合意園の区域裁判所に又は一般的裁判所と肩する出裁判所にして当事者を管轄するものに訴訟請求を要するを准用す及前段たる委員会の命令を簡單に示す訴訟書を提出することと併合意園の区域裁判所に於ける此種の訴訟は該種の訴訟の整理の間接的費用の認定及命令が右の訴訟書に述へられたる事實の十分なる証據にてべきこと並に訴訟書が又は裁判所に於ける費用若は訴訟書の上款に差生するに非ざる限り訴訟手続の其後の経過は於て自費用を負担せしめらるゝべきものに非ざることを除き一切の差は於て他の損害賠償に關する民法前論と同様の手續に依りべきものとす 訴訟者は其の勝敗が決定するときは訴訟の費用の一擧として譲し且後せらるべき合理的なる解説人裁断を受給せらるべきものとす

金銭の支拂に因せざる命令日有效期間

本法の別段の規定まき限り金銭の支拂に因する命令以外の委員会の一切の命令は該命令の送達後三十日未満をもさざる期間内に效力を発生すべしものとし且委員会の命令ある若は該命令は特定の期間中 命令の規定する所に従ひ確認して效力を有すべしものとす 但該命令が委員会に依り停止変更若は取消せられ又は所轄裁判所に依り停止若は取消せらるるときは該命令の費用の一擧として譲し且後せらるべき合理的なる解説人裁断を受給せらるべきものとす

の割合の規定を設け、金銭の支拂に附する命令以外の委託

此後、源氏は御内閣の事務を司るにあたる。源氏は、御内閣の事務を司るにあたる。源氏は、御内閣の事務を司るにあたる。

御所ある般照は今こそ、迷言を口供に依り假ちへきことを命うことと譽此型の口供せ。合衆

の裁判所に付事、ひ表面力なれど、に裁判所の審理機商若は上級裁判所の所長若は判事、而長市に
すま長市、今幾國の裁判所若は高等法院及裁判所の判事、当事者力何れかの體所若は被験人にて
めさる又は申訴子孫若は調査の事件は國債をき公認人の前と於て取らることを得、此種の行為
状と認ることを被察する当事者若は其の被験人より手当当事者若はその被験人の中最高の者より
先づ文書を以て通告を手かるを要し候宣告者は駁人の氏名並に其の口供の取られ時及場所にて
記載すへるものとす以上に規定せる所にだり駁人が受取れ力前ビ出頭の上証言すること及起訴
の提起を提出するなどを預期せらるかと同一の方迄はたて如何なる奇と難も出来ぬ上証言する一
と又起訴書類を提出するなどを預期せらるかことを確

(一) めのれハ甚に昔人の要求あるときは禮闈せしむし且司列を廢棄せらるへどものとす。右の者、詔書は口説て讀る御法書は拂り老は其の権限の下に次第に廃成せらるへざものとし且ス講じて成せり此たる便口説者に代りて署名せつるゝ事も力とす。
口説へ依り取つる力ことの至ましさことある禁言を擧げへき證人か外國に在るときは、委員會に依り署名せらるる甚は委員會に提出せりあへき制定書云以て兩当事者が簽り定められたる事

(1) 本法に許されたる所は依り口銭を取らかに説話人及其を取らる明察官若は其他の官吏は合意の所に於ける同様の職務に付委務はあるると同一の報酬を受くる権利を大々に有するものとす
(2) 説何等の者と雖も自己に對して要求せつくる為証言又は書類若は其他の延縫が自己に罪を負ひしめ若は自己に料料若は罰金を課する権ありとの理由に依り委員会の前に於て又は委員の各若は二名以上に依り署名せらる若は發せつれたる委員会の呼出狀に依して又は本法若は成るの改正に対する違反の申立に基く若は其より生ずる刑事上若は其他の訴訟事由若は訴訟手續於て附隨の上疑問する事若は機密文書、料金表契約、協定及書類を提出することを

せらるるものに非す個々個人は自己が説述を稍く嫌うる故と見て断言を拒絶する特權を主張する幾説書き端すこと又は書類若は其他の證據を提出することを強制せられたる處置若は事項に付て若は其の如に起訴せられ又は群衆若は罰金に處せらるることをも右の如く説明する個人は右の如き証言に於て爲したる協議にては起訴及處罰と見どらることをさるものとす。

(2) 勝利を得る場合に於て委員会の呼出状若は合法的若る要求に從て出頭の上証言を爲し、合法的なる審査に回答し若は標註、文書、料金帳、契約、商走及書類を提出することを急り若は権利者は棄却されせるものとし、且用保管地区域の裁判所に依る有罪の決定に基き一〇〇席以上五〇〇席以下の罰金若は一年以下の禁錮又は此種の罰金及禁錮の兩者に處す。

第四一〇條

聯合評議会の利用 || 州委員会との協力

(1) 単訟手続に依り影響を及ぼす又は其に含まれる有罪若は無線通信の行はるる若は計画せらるゝ諸州の各々より委員会の定むる時に依り一名の評議員若は三名以上同様の評議員を出して構成せらるゝとき既合評議会に本部の施行に於て生ずる事項を附託することと縦而て此種の評議会は以上に許されたる所に於て審査を行ふ為委員会は依り指名せられたるときの委員会の委員の場合に於けると同様の権力と専へられ専門職の義務及責任は從ふべきものとする既合評議会の行為は委員会が運営と以て走らへき監督の效力及效果を考慮し且其の争訟手続は此種の方法に於て行はるゝるものとす。該合評議会の各州の場の一名若は二名以上の評議員は当該州の州委員会に依り者は州委員会は二つある場合は當該州の州委員会に依り指名せらるゝ且該州直轄委員会に依り任命せらるゝべきものとす。該合評議会は委員会が定むべき手續と並くのとす委員会は宿題と伝達する角曲と可す。該多額の課税評議員は委員会が定むべき手續と並くのとす委員会は宿題と伝達する角曲と可す。

(2) 委員会の通信事業者に就する取扱上の管理権と引ての州委員会と此種の州委員会の管轄権の從ふべき通信事業者と委員会の管轄権に於ふべき通信事業者の料金の徴収、計算、料金、手続、特別支拂の用意の実施を司し、留保とことど得て而て委員会は其か定むべき規則及規程の下に於て、委員会が行はるる手續と有する事項に關して州委員会と共同審査を行ふ権能を有す。該合議会は本部の施行に於て、州委員会は依り提供せらるることあるべき協力、兼務、記録及

内十三判度(1)

第五一一條

営業と利用する権能と肩手

常駐事務の連合体

内本法の規定の実施に關する訴訟手続に終ては、此種の訴訟手続が委員会の前で終て開始せらるゝと合衆國の巡回判所に於て始めて開始せらるゝと之はす通信事業者の外に、考究中の料金、提携若は手続に關係を有し若は其に依り影響を及ぼす一切の者を当事者として含むかことは命令的とす。而て審査、調査、命令及決定は通信事業者に關して法律及び許されたる若は許さるへきと同一の方法及範囲に於て且同一の規定に於て、石の追跡的当事者に關して及ぼしを行はるることを得。

(2) 金額の支拂を期する命令の実施に關する訴訟に於ては、委員会が單獨の命令と以て判定する複数の債務を逐くへき一刻の当事者は原告として連合せられ、且此種の債務賠償と別途する此種の命令に對し当事者を了す通信事業者の一切は被告として原告に對することを得。此種の訴訟は此種の連合原告に依り且此種の連合原告に於て此種の連合原告の何れかの者が此種の連合被告の何れかの者に對しては證の終結と提起し得たゞしに於て、提起せらるることを得。而て該訴訟が提起せられたる区に於て提出されことある此種の被告の何れかの者に對する呼出状の送達は、石の被告に於ては該訴訟の原告が單獨の主要なる連合原告の何れかの者が此種の連合被告の何れかの者に對しては證の終結と提起し得たゞしに於て、提起せらるることを得。而て該訴訟が提起せられたる区に於て提出されことある此種の被告の何れかの者に對する呼出状の送達は、石の被告に於ては該訴訟の原告が單獨の主要なる連合原告の何れかの者が此種の連合被告の何れかの者に對しては證の終結と提起し得たゞしに於て、提起せらるることを得。

公証録方式へと提出書類—訴訟手続に於ける使用

第五一二條

本法の規定せられたる所に依り委員会に提出せられたる料金及賃料の寫並に通信事業者の一切の契約、協定及約定の履行に示すの規定の下に要求せられたる所に依り委員会に提出せられたる通信事業者及其他の者の年次若は其他の報告に含まれたる統計表及数字は委員会の幹事の監督の下に公証録として保管せらるへきものとし、且委員会に依る調査及一司の裁判所の訴訟手続に於ける調査の目的の為に其等が意味する事項の十分なる證據として空署せらるへきものとす。

National Archives of Japan

卷一百一十五

次に前記ノ如く公認機を成す圖記の料金表、獎勵、獎勵、湯匙、封筒等は當初の頃此の寫及後
筆々として受取金の計算を附して歸事の認明等のものは極めて頻繁に同様の算用を用いた結果として受取
せらるゝべきものとす。但要員会は公私ノ利益に資する所何處へも爲念、外國有線若は無線電報之
類する足跡、構造若は約定を此種の契約、契定若は打たつて或は大體の通信会社に外國通信会社
の競争に於ける上に於て不測ニ与ふる事あるときは、緊急にて附すものとぞ得

而後於《新說中西哲學》以討論為主，並非實力之重者，故未選入。

本法に於ける取扱規定の非排他性
本法の適用は習慣法若しくは成文法に依り選擇する取扱規定と如何なる方法に於ても制限若くは変更するも力には非ずして不去の規定は此種の取扱規定に対する追加的なるものとす

卷一百一十五

の原因を主とする時より一箇年以内に回復せらるべきものとし、其以後は終ては開始せらるゝへが

10

通則料金の賄賂の爲には、訴訟行為の原因が生ずる時より一箇年以内に通信事業者に対して交付請求に該する該行爲を開始し若は告訴を委員会に提起すべきものとし、其以後に於ては、かうす。但通則料金を請求する請求が一箇年の限定期間内に通信事業者より文書を以て提出されたるとき、前記の期間は石の請求又は其の一時的は該部の起算には通信事業者より請求せらるゝからす。

不書に付し通志書が手へつれたる日にして該通志書に記載せられたるものより一箇年を経て標題とあるへども、

測通信の発達に伴する詩吟行處の原因は、不思議の目的の為には、通信事業者に於ける該通信の記述とし、其以後に於て生ずるものと置換され、

(八) 金銭の支拂江等する事務会員の賃料の端の封緘書は該命令の日附より一箇年以内に区處の所長は川底湖附に提出せりるへしものとし 其以後は於て提出せらるへがラす

（1）委員会の一切の命令は通常なく「フンントン」市に於ける通常事務者の被相手代理人にてはは

(1) 今迄に明瞭の規定ある場合を除くの外 委員会は其が適当と認ある報告書に基き且應當と認もある方法にてて萬の命令を停止否は審査する體制を本法に於て存へらる
此種の命令が執行され得る限り此種の命令を遵守し且定て一破することは 一切の者 其の代理人及使用人並に其の管轄人及委託人の義務となるべきものとす

第一卷 第一章

卷之三

は幕すに到らしめ若は爲すと設置する者云は本法に於て認悉すを要求せられたる行届若は事務を設
置に及知りつつ為すと認悉し若は署すと書さ又は此種の省略若は又能て故意に反對りつつ生ゼ
しき若は氣置する無ば是に關し有罪と決定あるときは本法に處罰（科刑以外）を規定せき此
様の犯罪には一〇〇〇の點之認悉する其金若は二年と起ざる其内の禁制又は其の商否と廢
せらるへきものとす

百鬼ものとす

は采擷通巻を伝達するなどの關係人並に采擷六

に依り 西銀若は同般に 何等かの手取若は考案は成り老日其を置して此般の並行本法に依り 西銀若は同般に 何等かの手取若は考案は成り老日其を置して此般の並行本法に規定せられたる料金表の定むる通信の便送に対する正規の料金に対する割引若は相殺として金額若は其他の前項対象物を収容し若は必要と應諾するときは 本法に依り規定せられたる四

此走せら取て力科群は合

審者が其の主導する巡回審務所を有するに、若は通信事業者の旅館若は系統が通過する方には於て複数の力合團の名に於ける民事訴訟に於て改修せらるゝへきものと此種の料金は本法に於て規定せられたる他の一般的者は特異的差異と共に併設せらるゝべきものとする合衆國の裁判長の宿泊料金より支拂せらるゝへきものとす。下に本法の下に於ける料金の算定の為に起訴することは、諸巡回事務所の運営たるへきものとす。此種の起诉の費用は合衆國の裁判所の運営の為の充当金より支拂せらるゝへきものとす。

はこの管轄区域外に於て行

現行法の下に於ける義務、権力及職務の委員会への移転
第六〇一條
内政の建設に対する政府の補助金を受けたる鉄道及電気会社に於ける電気陳述の運用に関する一八八
八年八月七日の法律の下に於ける州間商業委員会の一切の職務、権力及職務は、これを本法に依
り委員会に譲り及与し但然、権力及職務の處理の移転は州間商業法及其を改正若しくは補足する

卷之三

卷之二

一切の本規の下に於ける州間商業委員会の若者、權力、職務等は當然既に影響を及し又は右の
諸法津に抵触し若は其の施行を妨くるものと解釈せへがつす
但施行の遅滞の規定の下に於ける委員会及び委員會課に於する郵務長官の一切の裁量、權力及職
務は之と本法に依り委員会に譲り及ぶ

第六〇一 案

廢止及改正

(1) 改正せりれたる一九二七年の無線法は本法に依り廢止す

(2) 改正せられたる財商貿易法の規定は其が有線若は無線の取扱又は有線若は無線に依り運用
する電信、電話者等「アーバル」会社に開する限り、第一條(五)の最後の但書及第一條(六)の規定を除
くの外、本法に依り廢止す

(3) 一九二一年五月七日附協定せられたる合衆國に於ける海賊、アーバルの逕揚及運用に同する法律
と称する法律第二條の最後の一文は左の如く改正す。本法の規定は通信の伝送に關する就用通信
委員会の權力及管轄權を制限するものと解釈せへがつす

(4) 一九一四年十月十五日附協定せられたる法なる却制及強占を禁止する現行法を補足する為及
其他の目的の為の法律と称する法律第十一條第一項を左の如く改正す

第十一條本法は然小へき所に於ける本法第二條、第三條、第六条及第八條の遵守を限制する方
の趣旨に本法に於り之を左記各号に付す

(1) 改正せられたる州間商業法に從ふべき一般通勤事務局に適用可否をも局合に付州間商業
委員会には有線若は無線通信又は「ニンルキー」の運輸は既に実施する一般通勤事務局
に適用可能ある場合に付新規通勤委員会に付実行、銀行團及鉄道会社に適用可能な場
合に付競争り「トシ」、實に開示の前、付はるる當該他の性質力商業の一切に適用可能なる
場合には應用「トシ」と委員会に付

第五章 委員会の設置、組織、資産及発行の移転

(1) 質部「ラナオ」委員会の官吏及雇用人に本法に依り其の職の廃止せられたる該委員会の委員を
除くして該の前職が委員会の有致する運行に必要なりと委員会が認める者は一概別

第六〇二 案

第六〇三 案

吉は賃給を廢止することなくして本法に依り委員会に移さる組委員会は、此種の官吏及雇用人
に課さることあるべき義務に一致せしむる處、此種の賃給の改正を促進すること
等

(1) 大記各号を本法に依り委員会の監督及監督の許す(2)一切の官銭及資産(3)賃給所付金及賃給を含
み且監督用無線局を含む(4)本法に依り委員会に課せられ及へられる義務、權力及職務に
關する州間商業委員会及財務長官の管轄權の下にあら一切の記録

(5) 賃給(6)官員会に於ける支成の賃給用し得べき光當金及充當金未支出或額の一切は一九〇六年
二月二十七日の不足禁止法(7)付ける當該の要求に因るかく委員会の自由裁量に於て本法に
被り許されたる交出の國的の何れか及一切の屬したる委員会に依り支出に使用せられ得べきものと
す

第五章 移転、廢止及改正の效力

第六〇四 案

(1) 本法に依り廢止若は改正せられたる法律の規定の下に於て又は本法に依り委員会に移されたる
事務、權力若は職務の実行に於て州間商業委員会、聯邦「ラナオ」委員会若は郵務長官に依り裁決
せられ、起訴されられ若は与へられたる命令決定、規則、規定、新可、契約、特許及特權にし
て本法が效力を失する時に有致るもの的一切は、委員会に依り若は法律の施行に依り変更、
終止、更替若は廢止せりものに追連続して效力を有すべきものとす
(2) 委員会の組織力等に於て財務長官が委員会に付されたる義務、權力及職務の管理を含み、若は(1)本法の規
定に付与せられたると同一の管轄權の実行と合ふときには、
せられたる若は解説中する準拠手續、署名若は調査は其が委員会の前に於て最初より開始せら
れたる場合と同一の方策に於て委員会に依り解説せりるべきものとす、但此種の準拠手續、署
名若は調査が(1)本法に依り委員会に付されたる義務、權力及職務の管理を含み、若は(1)本法の規
定に付与せられたると同一の管轄權の実行と合ふときには、
だめ下に委員会に付与せられたると同一の管轄權の実行と合ふときには、

(3) 本法の下に委員会に付されたる一切の記録は此種の記録が最初より委員会の記録なる場合と同
一の範囲に於て委員会に依り使用せられ得べきものとす、但此種の記録は從事する一般通信
事務者に於ける州間商業委員会に於ける職務消却費の最終的準備及決定に一切並に此種の評議及

卷四

(二) 本法の規定は委員会の組織の日以前の高野ことれども訴訟に影響を及ぼしえばその非ず而て此處の訴訟の一切は本法が適用せざりし場合と同一の方は公務院に於て經験せりるへきものとし複数訴訟に於て訴らるる訴訟手続提起せりる方と訴及でざる方の判決に何不似し。公務の遂行に因して公務員の被委任者若くは官吏に就り若くは其に對して公法的に専門せられたる訴訟は、専能審理力及民務の此種の被委任者若くは官吏より委員会への本法の規定の下に於ける訴訟の理由に依り申訴せりるへからず但復訴件は同様問題の解決を達成するに此種の訴訟の専轄が必要なることと云ふす。申請書若くは満足の訴訟書が右の判決の後す二箇月以内の時に於て提出せらるるときは該訴訟が委員会に付し若くは委員会に付して離解せらるることを許すことを母

有機物は無限に擴り財閥は外國通商を受信する者は該通商を援助する者には其と連絡する者を
セツルたる通信路に於ける場合を除くの外 大體以外の者は満洲石は發表へかつ
いも対人 その代理人若は代理人(ニ)此種の通信を其の宛先に転送する旨度第せられ若は權能を予
へられたる者(三)通信が漏泄せしのうることあるへさ謹通信局所の計算係若は既分保だら適当なる
處所(四)自己の動機する範囲(五)開港管轄区域の裁判所の発せり時出狀に應するとき(六)其他の
合法的なる當局の要求あるときを信人より委任を受けてる者は 通信を傍受し且此種の傍受せら
れるに通じる存在、内容、要旨、主旨、趣意若は意味を詮句なる者に詮句若は發表すへからず
當該裁判を受ける者は 有識者は無限に依る財閥若は外國通商を受信し若は其の受信を援助する者
又は右の通信若は莫に含まれたる情報を自己の利益若は当然權利の有せざる他の者の利益の局に
使用すへかりす 次趣の特徴を備えたる通信を受信せる者は該通信若は其の一部の内容
主旨、趣意若は意味を切るに到れる者は 此種の情報が石の如くにして得られたることを知り居
るときは 右の通信若は其の一節の存在、内容、要旨、主旨、趣意若は意味を詮句若は發表し又

右の通信者は其に含まれた方情報と自己の利益者は当該権利と同様である他の者の利益の趣に使用
すべからず。但本條は放送せられたる無線通信又は一般公衆の使用の爲め若くは遠距離的開通して
アマチュア若くは其の他の者に依り送信せられたる無線通信の内容の文書、満足、英義若くは利用し
得用せず。

歐洲に大規模の有志連合が参戦し居れる戦争の態勢

(八) 軍事、政事の脅威又は公共的危険、災害、若は其の國家的危急の状態が存在する旨の誓ひを含む
該國の中立を確保する為の大統領の指揮あるときは、大統領は、其の適當と認めるところ、
と廃止、修正若は剥奪するものと解釈せらるへからう。

(九) 合衆國が参戦し戦争中は扣りつつ舌は故意に暴力若は暴力の脅威を依り脅迫を以て無理強制を
若は有職に於る州長若は外國連絡を妨害し若は虚妄せしめ又は其と帮助することは、如何な事
者にとりても不法行為へきものとす。大統領は、公共の利益が必要とすると思ひるとさは如何な
事に於ても通信の比種の妨害若は虚妄を防ぐ爲め美國の軍隊を使用する権能を本法に依り
て附与せらる。但本条の規定は、一九一四年十月十五日以前實せられたる「不法なる前例及規則
止と禁止する現行法律を補足する為及其他的目的の為の法律」と称する法律第六條若は第二十條
と廃止、修正若は剥奪するものと解釈せらるへからう。

(十) 軍事、政事の脅威又は公共的危険、災害、若は其の國家的危急の状態が存在する旨の誓ひを含む
該國の中立を確保する為の大統領の指揮あるときは、大統領は、其の適當と認めるところ、
と廃止、修正若は剥奪するものと解釈せらるへからう。

(十一) 本法に依り大統領は、其の適當と認めるところ、
と廃止、修正若は剥奪するものと解釈せらるへからう。

(十二) 本法に依り大統領は、其の適當と認めるところ、
と廃止、修正若は剥奪するものと解釈せらるへからう。

規定する所に於ひ 停止後は改正すること及無線通信局を閉止せしむること及國庫の窮盡及
被擄を該局より撤去せしむることを要 又は天賜領の規定すらことあるべき規程の下に 所有
者に正当なる賃借と与へたる上 政府の何れかの者が此種の局並に又は其の装置及設備を使用
若は管理することを許可することを得

(二) 天賜領は此種の使用者は修理に対する正当なる賃借を確定し且確定せられたる後之を變くる
裁判ある者に付する相当及支拂り修理会を証明すべきものとす右の如くにして証明せられたる
額が之を變くろ修理ある者によりて不満なときは 此種の者は 石の額の七五パーセントの
みを支拂はるへきものとし且此種のセミパーセントの支拂はる額を算せらるゝ力とさけ石の使用及管
理に対する适当的な賃借たるへき額を取す如き額余の額の賃借を受くる爲め蒙國を訴ふる裁判
を有すへきものとす此種の訴訟は改正裁判所獨裁官第ニ十四條第二十項並は第百四十五條に依
り規定じうれたる方法にて提起せらるへきものとす

法 権 の 效 力 発 生 の 日

第六〇七條 本法は審議会の組織せつるるとき效力を発生すへきものとす但本條並に第一條及第四條は一九三
五年七月一日に於りと發生すへきものとす審議会は審議会の委員の名前を以て組織せ
られるものと認のつかへきものとす

答 備 の 可 分 性

第六〇八條 本法の何れかの規定若は何れかの者は事情に対する該規定の適用が無効と認のうるときは本
法の該条の規定及他の者若は事情に対する該条の規定の適用は 右に於り對照せらるることなき
ものとす

第六〇九條 本法は「一九三四年の通商法」として引用せらるることを構

納 費

一九三四年六月十九日

印 刷
新宿區四日市東警察
加 算 廉 島 堂

電気通信事業法草案

第一章 総 則

第二章 電 報 則

第一節 通 信 則

第二節 発 信 則

第三節 字 語 数 の 計 算 則

第四節 料 金 則

第一款 通 則

第二款 料 金 の 支 払 則

第三款 料 金 の 拂 戻 則

第五節 配 遣 則

第六節 特 殊 取 扱 則

第七節 照 会、改 正、取 消、閱 覧 及 び 謄 本 則

第八節 特 別 電 報 則

第二節 加 入 電 話 則

第一款 通 則

第二款 單 獨 電 話、共 同 電 話 及 び 臨 時 電 話 則

第三款 構 内 交 換 電 話 則

第四款 岸 壁 電 話 則

第五節 通 話 則

第六節 料 金 則

第一款 通 則

第二款 料 金 の 支 払 則

第三款 料 金 の 免 除 及 び 拂 戻 則

附 別 表 一

第二節 専 用 有 線 電 信 則

第三節 料 金 則

第一款 通 則

第二款 料 金 の 支 払 則

第三款 料 金 の 免 除 及 び 拂 戻 則

第二節 專 用 有 線 電 信 則

第三節 料 金 則

第一款 通 則

第二款 料 金 の 支 払 則

第三款 料 金 の 免 除 及 び 拂 戻 則

第一款 通 則

第二款 慶弔電報 則

第三款 新聞電報 則

第四款 無線電報 則

第五款 電寫電報 則

第六款 気象通知電報 則

第七款 船舶通报電報 則

第八款 同報無線電報 則

第九款 放送無線電報 則

第一章

(この法律の目的)

第一條 この法律は、迅速、正確且つ安全な電気通信のサービスを、合理的な料金であまねく、公平に提供することによつて、電気通信事業の健全な発展をめることともに、公共の利益を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 左の用語は、この法律及びこの法律は基く命令の解釋に因しては、それぞれ下記の定義に従うものなし、特定の用例をしない限り公衆の利用に供するものをいう。

一 電気通信業者 電気通信によつて、意思及び事實を傳え、又は受けらる一切の手段を充當して、運用し、及び保存すること。

二 電気通信 電信、電話及び電写

三 電 信 字号の使用によつて文言の傳送を行う電気的通信方式

四 電 話 言語その他の音聲の傳送のために設けられた電気的通信方式

五 電 写 こう久的な形に文書するための静止影像の傳送を行う電気的通信方式

六 電気通信設備 電気通信最初を行つたため装備すべき業務用機器、

七 延物及びこれらに附属するものなど一切の物的設備

八 電報局 電報に関する事務を取扱う地方電気通信管理所又は、地方電気通信取扱局(郵便局などを含む。)又は私設設備の供用により電報に関する事務を取扱う地方電気通信管理所又は、地方電気通信取扱局(郵便局などを含む。)

(業務主体)

第三條 電気通信業務は、國が行ひ、電気通信省が管理する。

人を心外の言ふ事を行つてはならない。但し、この法律で特に定め
る場合は、その限りでない。

（サービスの停機）

第四條 電気通信者は、天災、その他やむを得ない事由がある場合において必要があるときは、電気通信省令（以下省令という。）の定めるところにより、電気通信のサービスの一部を制限し、又は人命の安危、災害の救援並びに公安及び秩序の保持のため必要な事項を通報する旨報若しくは通報を他の通報若しくは前に優先して取扱うことができる。

（国際電気通信業者）

第五條 日本又は日本の船舶と外国又は外国の船舶との間の電気通信業務（以下国際電気通信業者といいう。）について、国際電気通信協約、同協約に附属する規則及び同協約第四十條に規定する特別取扱を含む。）及びての他の協約に別段の規定がある場合は、その規定による。

（国際電気通信業者の外、国際電気通信業務の取扱及び料金については、省令で定める。）

第二章 電報

第一節 通則

(電報の送達順位による種別) 第一、七〇、一一八ノ二
第一〇一様 電報は、その送達順位によつて、左の三種に區別する。

- 一 至急電報 普通電報に優先して送達する電報
- 二 普通電報 至急電報及び翌日配達電報以外の電報
- 三 翌日配達電報 普通電報に遅れて送達する電報

(非常電報) 六通達

第一〇二條 天災、地震、重大犯罪、えき病の発生その他の非常事態において、その災害の予防及び恤災救助若しくは公安保持に必要な緊急事項を通報する至急電報並びに船舶が遭難し又は遭難に準ずる緊急の事態に遭遇し若しくは遭遇のおそれのある場合において、生命財産の保全に必要な緊急事項を通報する至急電報は、省令の定めるところにより、非常電報として、最先順位で送達する。

(特別至急電報) 二

第一〇三條 天皇、國、地方自治体若しくは外國の元首、大臣、大使、公使、領事、司令長官その他のこれらに準ずる重要地位にある者の発信する至急電報及び公共の利益に重大な關係がある金ゆう葉、産業又は交運等の發信する至急電報並びに氣象の潮汐及び警報を内容とする至急電報その他の至急電報で電気通信省が緊急と認めるものは、省令の定めるところにより、特別至急電報として、他り至急電報（前条に定めるものを除く。）に優先して送達する。

(同一種別の電報の送達順序) 六

第一〇四條 同一種別の電報は、受付又は受信の順序により、送達する。

第一〇五條 この章に規定した電報に関する事項の實施に必要な細目は、省令で定める。

(用字)ハ

第二〇一条 常報は、省令の定めるところにより、和文電報においては、片かな、數字及び記号で、因文電報においては、ローマ字、數字及び記号で記載しなければならない。

(用語)一四附則八、九外程ハ

第二〇二条 定額に使用する語辭は、普通語及び暗語の二種とする。

2 普通語とは、和文電報においては、日本語、因文電報においては、日本語又は音氣通信省が公示する国語であつて、各語辭及び各文句でその属する国語において、通常これに与えられる意義を有するものをいう。

3 前項に定めるものの外、第五一一条の規定によつて登録を受けた名前で略号及び省令で定める語辭は、普通語とみなす。

4 暗語とは、普通語以外の語辭をいう。

(取扱指定期)一二

第二〇三条 左の各号に掲げる取扱又はこの法律で特に定める取扱を受けようとする場合は、取扱指定期としてその常報に、その旨を記載しなければならない。

一 至急常報(非常常報及び特別至急常報を除く。)

二 発行配達常報

三 特急常報

四 事務部至急常報(气象の観測及び予報を含とする至急常報を除く。)

五 特殊取扱

第二〇四条 前項の取扱指定期に使用すべき略号は、省令で定めることとする。但し、加入電話の加入者は、自己又はその加入電話機設置場所に居住する者の発信する常報については、省令の定めるところにより、その加入電話による常報の発信を請求することができる。

2 前項の規定により、発信せられた旨報については、その加入者又は施設者が、官気通信省に對して、料金の支拂その他の責に任じなければならない。

3 前二項の規定は、旨報受のため特に施設した私語官氣通信設備その他設備により、旨報を発信する場合に準用する。

4 第一項及び第三項の場合においては、旨報一通ごとに、別に電線託送料を支拂わなければならぬ。

(官報受取証書)

第二〇五条 発信人は、旨報の料金額を記載した旨報受取証書の交付を請求することができる。その請求期間は、旨報発信の日から起算して十日とする。

2 前項の場合においては、発信人へ、旨報受取証書一通ごとに、受取証書料を支拂わなければならぬ。

(旨報受付時間)

第二〇六条 旨報局の旨報受付時間は別に公示する。

2 至急旨報並びにこの法律若しくは省令で特に定める旨報は、前項の旨報受付時間にかかるらず受け付ける。但し、旨報受付時間外にひいては全く旨報事務を取り扱わない旨報局においては、この限りでない。

(省令への委任) 新第二〇七条 前各条に定めるものの外、名あて及び用語の記載方法、差し方法その他旨報の発信に関する必要な事項は、省令で定めろ。

第三 電字語数の計算

(有料字語数) 二六
第三〇一条 旨報の有料字数又は有料語数に算入するものは、左の通りとする。

一 本文

二 名あて(附文書類に限る。)

四 署名（欧文電報に限る。）

（和文電報の有料字数の計算）二七

第三〇二条 和文電報中の記号は、その一箇を片かな一字として計算する。但し、括弧は、片かな二字として計算する。

（欧文電報の有料語数の計算）二八二九三〇三一

第三〇三条 欧文電報の各語辭の語数は、左の各号の区別により、計算する。

一 普通語は、十五字をこえないものは、一語に計算し、十五字をこえるものは、十五字までごとに、一語に計算する。但し、二字及び記号は、五字若しくは五個又はその端數ごとに一語に計算する。

二 暗語は、五字又は五個をこえないものは、一語に計算し、五字又は五個をこえるものは、五字又は五個までごとに、一語に計算する。

三 普通語と暗語を混合した電報中の本文の普通語は、前号の例によつて計算する。

2 前項に定めるものの外、欧文電報の語数の計算方法は、省令で定める。

第四節 料金

第一款 通則

（電報料金の支拂区別）三七

第四〇一条 発信人は、この法律で特に定める場合を除いて、第一〇一条に規定する電報の種別による内外の區別により、電報料を支拂わなければならぬ。

一 市内電報 発信者親屬のある市へ東京都の区域にある区域は、市のみなす。以下同じ。町村内又は奉仕者親屬の受託電報の受託区域にいる者にあてた電報

二 市外電報 董号課外の電報

2 翌日配達旨報について、前項に規定する市内電報又は市外電報の区別は設けない。

3 和文電報に連記した第二以下の受信人名又は追書した渦星電報若しくは再送電報の第二以下の居所について、一名あてごとに名あて料として、本文において十字をこえる場合は五字以内を増すごとに加算する料金と同額の料金を支拂わなければならない。名あて料は電報料の一部とする。

(特殊取扱料) 旧三八二

第四〇二条 照会、特使配達、同文、時間外受付及び即速通知の取扱を請求する者は、電報料の外特殊取扱料を支拂わなければならない。
(端数料金の整理) 四一

第四〇三条 電報に関する料金に、円位未満の端数を生じたきは切り捨てる。

(料金表) 料法

第四〇四条 気象通信省は、電報に関する料金の支拂に使用するためむ信切手を発行することができる。

(料金表) 料法

第四〇五条 電報に関する料金額は、この法律で特に定める場合を除いて、別表(一)の通りとする。

(省令への委任)

第四〇六条 この前に規定するものの外、料金の算定支拂及び拂戻に関する必要な事項は、省令で定める。

(第二款 料金の支拂)

(料金支拂の原則) 四二、四二ノ二

第四〇七条 営利に関する場合は、この法律で特に定める場合を除いて旨報を發信する者、發信人か支拂わなければならない。
(年額又は月額料金の支拂) 一六二、一三四、五四、船五一〇一九ノ三

第四〇八条 年額又は月額で定めた旨報に関する料金は、省令で定める

ところにより、電報局又は郵便局に支払わなければならない。

第四〇九号 月の中途についてその取扱を開始した場合のその月分の電報に関する料金は、開始の日から起算して、月額の日割で算定する。

2 月の中途においてその取扱を廃止した場合のその月分の電報に関する料金は、月額のみ額とする。

〔料金異動の場合の算定〕

第四一〇條 月の中途において月額で定めた電報に関する料金に異動を生じた場合のその月分の料金の過不足額は、異動の日から起算してその月額の差額を日割で算定し、不足額は支払を請求し、支払済の超過額は払い戻す。

〔日割計算の方法〕

第四一一條 月額で定めた電報に関する料金の日割計算については、暦月の日数にかわらず、一月を三十日とする。

〔料金の徴収〕四二ノ二

第四一二條 電報に関する料金は、省令の定めるところにより、後払ふとができる。

〔料金の支払〕新

第四一三條 天災、地震その他の場合においては、省令の定めるところにより、発信人は、その支払うべき電報に関する料金について、多額の料金の支払を受けることができる。この場合は、取扱指定としてその電報の旨を記載しなければならない。
一託送電報及び後払電報の料金の支払期一四五四二ノ六 新

第四一四條 左の各号に掲げる電報に関する料金は、毎月分を一括して省令の定める期日までに、支払わなければならない。

〔料金の規定により発信する電報〕

〔第四一二條の規定により料金を後払する電報〕

2 発信人は、省令の定めるところにより、前項に掲げる料金の集金による支払を請求することができる。第四〇八條に掲げる料金につ

いても、また同様とする。

（受信人の不払料金）四三

第四一五條 受信人が支払を要する電報に關する料金を支払わないと
き又は料金の支払を要する電報を受信人に配達することができない
ときは、その支払うべき料金は、受信人が支払わなければならぬ。
但し、第五〇八條に規定する場合はこの限りでない。

（連帶支払）四四

第四一六條 電報に關する料金を支払うべき発信人、受信人又は請求
者が二人以上あるときは、発信人、受信人又は請求者は、それぞれ
連帶して料金支払の責に任じなければならない。

（保証金）一五三ノ二

第四一七條 電氣通信省が必要と認める場合は、第二〇四條若しくは
第四一二條の取扱の請求者に対して保証金を寄託させることができ
る。その金額及び寄託の時期は省令で定める。

前項の保証金は、国債で寄託することができる。

3 第一項に掲げる請求者が、電報に關する料金を支払わないときは、
電氣通信省は保証金をこれにあて、なお足りないときは、その不足
の支払の請求する。

4 保証金は第一項に掲げる取扱をやめた場合においても、電報に關
する料金を支払つた後でなければ、返還を受けることができない。

（料金不払の場合の取扱）一四二、一五八

第四一八條 電報に關する料金を、その支払期までに支払わないとき
は、電報局は、不払の期間その取扱を停止することがある。

2 前項の取扱停止の期間が三十日以上に及んだときは、電報局は、その取扱の承
認を取り消すことができる。

3 前二項の規定は第四一七條に定める保証金について準用する。

第三章 料金の払戻

(一) 料金を払い戻す場合 (法一八四五)

第四一九條 電報に關する料金は、この法律で特に定める場合を除いて、左の各号の一に該當するものに限り請求により、払い戻し、支払前の場合は支払を請求しない。但し、第一号から第四号までの場合において、発信人又は受信人の責に歸すべき事由に因る場合は、この限りでない。

- 一 過払及び誤払の料金
- 二 受信人に到達しなかつた電報の電報料及び特殊取扱料
- 三 郵便で到達することができる時日より遅れて到達した電報の電報料及び特殊取扱料 (前払返信料及び配達通知料を除く)。但し、翌日配達電報が受付日の翌日中に到達した場合又は天災、地変その他の事由に因つて、電信設備が故障し若しくは電報が著しく停滞したときにおいて、遅延を承知の上発信した場合を除く。
- 四 誤びようを生じて用務を果さなかつた照合電報の電報料及び特殊取扱料 (前払返信料及び配達通知料を除く)。但し、照会の取扱により訂正することができた場合を除く。
- 五 発信人の請求により窮屈前に取消した電報の特使配達料、前払返信料又は配達通知料
- 六 時間外受付又は配達通知の取扱をしなかつた電報の時間外受付料又は配達通知料
- 七 普通配達区域内において配達した電報又は特使配達の取扱をしなかつた電報の特使配達料
- 八 返信料前払証券を使用して発信した電報の電報料及び特殊取扱料又は特使配達電報の特使配達料が、発信人が支払つた料金より少なかつたときのその差額
- 九 返信料前払電報に対し、返信料前払証券を交付しなかつたとき又は交付した返信料前払証券を使用しなかつたときの前払返信料
- 一〇 発信電報局の送信前に取消した電報の電報料及び特殊取扱料

但し、送電動機賃料は別に明記したその種類とする。

(同文電報の料金表一四八)

第四二〇條 料金表中の一通若しくは、数通の料金を、前條第二号から第四号までに掲げる事由に因つて、払い戻十場合の払戻額は、省令の定あるところによる。

(払戻請求一四六)

第四二一條 料金払戻の請求は、支払人から、その料金の支払を求めた電報局に、料金支払の自ら起算して三十日以内に、しなければならぬ。

(多數人払戻一四九)

第四二二條 料金払戻を受けるべき者が二人以上あるときは、そめうちの一人に払い戻す。

(差額計算一)

第四二三條 前四條の規定により払い戻すべき料金については、省令の定めるところにより、差額計算をすることができます。

（第一節）配達区域

第五〇 除く扶桑運転区域、左の一様とする。

- 一 航空機運送区域
既運送機関が所在する人並の連なる地域及びこれと隣接する地域で、軍需省若しくは定める区域
- 二 特別区域
近畿支那郵局の受持区域で、かつ甚通常配達区域以外の区域

（第二節）配達区域の内分類

第五〇 二種を以て該区域内にあてた報は、一の法管又は他の法律に基く命令で特許せしむる場合を除いて特便にて配達する。

（第三節）配達区域内に付属

第五〇 三種を以て該区域内にあてた報は、一の法管又は他の法律に基く命令で特許せしむる場合を除いて特別配達区域内に配達する。

いものは郵便袋等にて配達する。所便配達の取扱指定がある場合は、受信人郵便袋等の提出をよつてさへ特別配達区域内に配達する。また回数をうなぐ。

（配達区域外への配達）六二

第五〇 五種を以て該区域外に便用一難在地として別に公示する地域にあてた報は、近畿支那郵局とめおき、翌四人の出脚を待つて交付する。

（加入料金又は電報費受取私印設置などによる記述）一五二一書八一七八

第五〇六條 ^{がん} 話加入者又は加入電話機設置場所居住者にてた電報には、各令の定めにとろにより、その加入電話によつて配達することかでさ。

2 前項の規定は、取扱受のため特に施設した私設電気通信設備その他他の設備がある場合のその設置場所居住者にてた電報に準用す。

一 第報配達時間～六三

第五〇七條 着信電報局にて、その單報配達時間外に到着した電報は、次の配達時間の開始を待つて、配達する。

2 至急電報並びにこのは省若しくは省令で特に定める電報は、前項の規定にかかるわらては配達時間外においてもは送する。化し、且配達時間外においては全く配達事務を取り扱わない電報局にて着信する場合は、この限りでない。

3 第一項の電報は、季節、地域などの区別により、省令で定め。

4 每日は、延電報は、要付日の翌日の午後八時以後において配達する。

一 受信人の請求による特使配達～六六

第五〇八條 特別配達区域内居住する者は、予め着信電報局に請求し自己にみてた電報で、特使配達の指定のないものを、特使により配達を受けらるこができる。この場合においては、その配達を受けたとき、配達料を支拂わなければならぬ。

一誤配達などの電報～六七

第五〇九條 電報の誤り達又は誤り交付を受けた者は、その配達電報局若しくは交付電報局又はよりの電報局にて、速かにその電報を返えさなければならない。

前項の場合においては、電気通信者は、その返付のためを要した

電報用を請求するに當しを付ははならぬ。

(配達不能電話) 法一五八ハハル

第五一〇 案 受信人へ配達又は交付する事ができない電報は、着信電報局に保管し、発信電報局を経てその旨を、発信人に通知する。
之 前項の規定によ、保管した電報は、その保管開始の日から三十日以内に配達又は交付の請求がないときは、廃棄する。

(名あて略若の登録) 五九

第五一一 案 自己の居所氏名代える名あて略号を使用しようとする者は、電報局にて、その一銭を請求することができる。

(配達先の登録) 一六〇

第五一二 案 自己宛てた電報の配達場所 又は自己に代つてその電報

を受け取るべき者を特定しようとする者は、着信電報局に、その配達先の登録を請求すことをさせられ、その配達すべき場所が着信電報局の配達区域内又はその電報局但し、その配達すべき場所が着信電報局の配達区域内又はその電報局と同一市町村内にない場合は、これよりでない。

(略号登録及び電報料の支拂) 一五九ノ二 一六一

第五三 案 一二種の場合においては請求者は左の區別により、それぞれ略号登録又は配達先登録料を支拂なけれはならない。
一 常時 一ヶ月以上繼續して登録する場合
二 隨時 一ヶ月以上繼續して登録する場合

之 略号登録又は配達先登録の使用を開始し若しくは廢止したときが常時のみについては、一ヶ月後の一途、臨時のものについては、月の中途である場合においても、そいつ度又はその月に屬する料金は全額を支拂わなければならぬ。

(正当な配達) 正當な配達 又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て、受信人に電報を配達し又は交付したときは、受信人に正当な配達又は交付したものとみなす。

(省令への委任) 第五十四条 この節に規定するものの外、電報の配達について必要な事項は、省令で定める。

第八節 特殊取扱

(特殊取扱の種類) 新

第六〇二條 照合の取扱いとして発信人は照合、特便配達、同又、時間外受付、返信料請求、配達通知及び追尾の取扱を、受信人又はあて所に居住する者は再送の取扱を請求することができる。

2 電報通信省は、省令で、前項に規定する特殊取扱以外の特殊取扱を実施することをできる。

(照合) 八〇

第六〇二條 照合の取扱いにおいてはその旨の専送に当り、電信電報局と受信電報局との間ににおいて反復照合する。

2 前項の規定は、第二の四條又は第五〇六條の規定により電報を発信し又は配達する場合に用する。

(特便配達) 一一〇一一一二

第六〇三條 特便配達の取扱いにおいては、特別配達区以内であてた電報を、特使によつて配達する。

2 特使配達を分けて左の二種とする。
一 別便配達 専別配達区域内にめてた電報の、特使によつて配達
二 口しけ配達 港湾などに停泊中の船舶であてた電報の、口しけだ

よる配達

3 発信人は、特使配達料の発信人拂を請求するとかでさる。

第六〇四條 発信人の支拂つた特使配達料が、所定の特使配達料に満たない場合の不足額又は特使配達料受信人拂電報の特使配達料は、受信人が支拂わなければならぬ。

一 同 文 一 九 九 一〇〇 新

第六〇五條 同文の取扱いには、同一電報局の配達区域内に居住する二人以上の受信人にあてて、発信する電報で本文一歐文電報については本文及び署名一か同一のものを一括して傳送する。

2 同文電報中に、市内電報を含むときは、市内電報を原信として取扱う。

第六〇六條 和文同文電報はその文名あてごとに、それぞれ一通として

取り扱う。

2 和文同文電報の原信以外の各通の一科字数は、本文の字数を除いて、原信の有料字数に算入する。

3 和文同文電報の原信以外の各通について、受信人名を連記したものがあるときは、これについて支拂うべきをみて料は、原信の電報料に合算する。

第六〇七條 歐文同文電報は一通として取り扱い、各名あて及び各取扱指定はすべて有料語数に算入する。

一時間外受付

第六〇八條 時間外受付の取扱いにおいては、同一報道、受信電報局の受付時間外においても取扱い、配達電報局の一時間外においてもは適用する。

第六回に、忠告料並拂の取扱においては、着電報局においてその前拂金額を記載した返し奉前拂証券を発行し、電報配達の際、これを受信人に交付する。

第六一〇回 近山利助拂ぬ券を添えた事実は、その証券面に記載された金額に相当する料金を支拂つたものとして、任意の電報局において、発

返信料前拂証券の使用の際は、その証券の発行の日から起算して二十日とする。

一、直達通知（八五）

第六一一條 直達通知の取扱いにては、その實體を受信人名前又は交付した日時又、發信人名前又は

配達通知を分けて左の二種とす。

一 電報配達通知 電報送達の例によつて通知する配達通知

ニ 郵便配達通知 郵便によつて知する配達通知

三 特別配達区域内に居住する受信人へ、第一項の通知を特使配達の例により受けることを請求することがいき。

第六一二條 退尾及び再巻の取扱いに於て、受領人の名前を記載する
限りその旨報を退巻する。

第六一三條 退尾駕轍又は再き駕轍が送達した場合に、追金一月と此
新たに請求を発信したものとしてその額を計算する。

再審直轄については、その論文者も再審請求の実務人とみなすわ

一 省令の委任 新

第六一四條 この節に規定するものの外、電報の特殊取扱に關して必要な事項は、省令で定める。

第七節 照会、改正、取消、閱覽及び謄本

一 照会、改正及び取消

第七〇一條 発信人は、その発信した電報について、照会、改正又は取消の取扱を発信電報局に、受信人はその受け取つた電報について照会の取扱を着信電報局に請求することができる。その請求期間は、電報の発信又は着信の日から起算して、それぞれ五日とする。

第七〇二條 改正又は取消の取扱を請求するときは、これに要する電報の料金を支拂わなければならぬ。但し、原電報か、送信前の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、原電報の配達前に、その改正若しくは取消がなされたか否かについて回答を望むときは、請求の際、その旨を告げ且つ回答が到着したとき、これに要した電報の料金を、支拂わなければならぬ。

第七〇三條 改正又は取消の取扱を請求した発信人又は受信人は、回答の通知をしたときは、その旨を、電報配達の例により、受信人に通知する。

第七〇四條 照会の取扱を請求した発信人又は受信人は、回答の通知を受けたとき、その照会及び回答に要した電報の料金を支拂わなければならぬ。但し、電報局の過失により照会を請求するに至つた場合は、この限りでない。

第七〇五條 照会、改正又は取消の取扱について発せられるは、至急

電報と同順位により傳送し、その料金は、普通通常電報の電報料と同額とする。

（閲覧及び副本）一八一 一八二

第七〇六條 発信人又は受信人は、発信事細については先信電報局に、
着信電報については着信電報局に発信電報の原書又は着信電報のひ
かえの閲覧若しくは副本を請求することができる。その請求期間は、
電報発信又は着信の日から起算して、それぞれ三十日とする。
2 閲覧又は副本を請求する者は、閲覧料又は副本料を支拂わなければ
ならない。

（省令への委任）

第七〇七條 この節に規定するものの外、電報の照会、改正及び取消の
取扱並びに閲覧及び副本に関する必要な事項は、省令で定める。

第八節 特別電報

第一款 通則

（電報の利用形式による種別）

第八〇一條 電報は、その利用形式によつて、通常電報と特別電報の二
種に区別する。

2 特別電報とは、左に掲げる電報をいい、通常電報とは、特別電報以外の
電報をいう。

- 一 電弾電報
- 二 新聞電報
- 三 無線電報
- 四 電寫電報
- 五 気象通知電報
- 六 船舶通報電報
- 七 同報無線電報
- 八 放送無線電報

一 省令への委任一章

第八〇二條 この章は定期を母體とする

事項は、省令で定める。

この章の第一節から前節までをもって、その他の規則の適用を除くものがある場合は、省令で定める。ただし、この章の適用を除くものがある場合は、省令で定める。

ある場合は、省令で、したと異なる是れに付して、その他の規則の適用を除くものがある場合は、省令で定める。

第二章 電報電報

(電報電報の取扱) 曜二、三

第八〇三條 謹祝文又は弔慰文を記載した電報は、慶弔電報の取扱を受けたこととが出来る。受けることとする。

2 一 慶弔電報は、左の二種とする。
一 潤文電報 潤文通信會の公示する文書中の一を選定してその略書を本文とした電報。但し發信人の居所氏名を附記することを妨げない。

二 普通文電報 晉文の謹祝文又は弔慰文を本文の全部又は一部とした和文電報。

3 楽弓電報には、取扱指定として、その旨を記載しなければならない。

(樽呈金付又は花付取扱)

第八〇四條 慶弔電報の發信人は、左の特殊取扱を請求することがで

きる。

一 樽呈金付取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額を記載した樽呈金證書を樽呈金として同時に配達する取扱

二 花付取扱 電報の配達に際し、指定せられた金額に相当する花を発信人が指定する種別に従い、同時に配達する取扱

前項の樽呈金又は花の額は、五千円を超えることができない。

3 2 第一項第二号に定める花付取扱慶弔電報の配達局に於いて、発信人が指定した花を配達することができない場合は、省令の定めるところにより、他の種別の花をもつてこれに代え又はその花の額と同額の樽呈金付取扱慶弔電報として取り扱うことができる。

第八〇五條 樽呈金付取扱の慶弔電報の發信人は、配達電報局にその旨を記入して送り出し、證書に記載された金額に相当する通資を受取ることとする。その請求期間は、證書發行の日から起算して

三十日とする。

2 発信人は使用しなかつた贈呈金證書を発信電報局に差し出して贈

呈金の拂戻を請求することができる。その請求期間は、電報発信の
日から起算して六十日とする。

3 第四二〇條から第四二三條までの規定は、前項の贈呈金の拂戻に
準用する。

(特殊送達紙の使用) 五

第八〇六條 段滑電報は、特殊送達紙により配達する。

(新聞電報の取扱)一一九

認規二

第八の七項 新聞事項を内容とする電報で、省令の定めるところによつて、毎年通信省の承認を受けた新聞社又は新聞通信社にてるもの、新聞電報の取扱を受けることができる。

2 前項の要領の條件は、省令で定める。

(もよの要件)一二〇、一二一

第八の八條 新聞電報には、取扱指定として、その旨を記載しなければならない。

2 新聞電報は、普通語で記載しなければならない。新聞電報には必ず書類又は私信を記載することができない。

(未停違反の新聞電報)一二六

第八の九條 新聞電報として發信した電報であつて、前二條の規定に反するものがめるとときは、通常電報の例により料金を計算した料金

の不足額を受信人が支拂わなければならぬ。

(料金の受信人拂)新

第八の十條 新聞電報を受信する新聞社又は新聞通信社は、省令の定めるところにより、料金受信人拂の取扱を受けることができる。

(取扱の制限)

第九一一条 新聞電報についでは、翌日配達電報の取扱をしない。

第四款 無線電報

(無線電報の取扱)無一、無一二、無五七

第一項 新聞から發信し又はこれにあてる電報で、その傳送区间

の内、一事を無線電気通信により傳送することを要するものは、

2 本として取扱う。

2 本の額は無一八、新設

ハ、三十餘日間又は新聞通信社は、航行中の船舶内に公示する且

て、船舶でうて發信する無線電報又は航行中の船舶から發信す

航行場所を有する船とする無線電報については、省令の定めるところにより、¹ その文書の承認を受けて、新聞無線電報の取扱を受けたことができる。

八、無線電報局

第八一回編 第八二回編の傷病者の医療手当について指示を受けた者が被る料金の額の半額から、電気通信省の別に公示する病院又はその施設も専門において医信する無線電報及びこれに対する返信料金は、無線電報は、電報受付時間にかかわらず受け、且つ

前記の無線電報は、電報受付時間にかかわらず受け、且つ特種無線電報と同様に送達する。

八、船舶の遭難・救助などに関する料金

第八一回編 船舶の遭難に際し、その船舶の名稱、遭難の位置、状況その他の救助に必要なもの等を通報する無線電報又は船舶が遭難に準ずる場合の事態に遭遇し若しくは遭遇するおそれのある場合において

船舶開港場に必要なる事項を通報する無線電報については、有線電報又は系上の船舶を要するものを除いて、料金の支拂を要しない。
又 航行の船舶であつて、有線電氣通信系上の送達を要するものについて此の急通常電報の料金と同額の料金を支拂わなければならぬ。

八、船舶の発着

第八一八条 船舶にあてる無線電報を船舶入港などの事由に因り、無線電報局に由らないで、陸上の電報局から配達することができる。又は、その配達時から配達することがある。

② 船舶の発着に際して、必要があるときは、特使により配達する。

又、船舶開港場に船舶人が登録のなればならない。

八、無線電報局

第八一九条 陸上の無線電報局において、船舶にあてる無線電報を、船舶から五日以内に、その船舶に送信できないときは、送達不

能のものとして保管し、その旨を発信人に通知する。但し、近く送信の機会があると認める場合は、前項の処理をしないことがある。

(取扱の制限) 無一五、無一六、無一七ノ二

第八一八條 無線電報については、翌日配達電報の取扱をしない。
② 至急無線電報については、有線電気通信系上に限り、至急の取扱をする。

(遭難の通報) 新

第八一九條 船舶遭難通信を受信し又は遭難の事実を認めた無線電報局は、必要に応じ、その遭難船舶の名稱、位置、状況その他救助に必要な事項を、救助上、最も便宜の位置にある他の船舶又は陸上の救助機関並びにその遭難船舶の所有者又は傭船者に通報する。

② 前項の場合において、有線電気通信系上の送達を要する電報については、至急通常電報の料金と同額の料金を受信人が支拂わなければならない。

第五款 電写電報

(電写電報の取扱) 写一、模一、

第八二〇條 静止影像を伝送して紙面に再現することを要する電報は、

電写電報として取り扱う。

② 電写電報は、左の二種とする。

一 写真電報 写眞、絵画、文字、記号、符号その他の影像で表示されたもので、写真電信機により伝送され、写眞として再現することができる電報

二 模写電報 文字、記号、符号、図表その他の影像で表示されたもので模写電信機により伝送され、模写することができる電報(写眞電報の種別)

第八二一條 写真電報は、その発信紙の規格により、甲号、乙号及び丙号の三種とする。

② 前項の発信紙の規格は、省令で定める。

（特使配達）

第八二二條 電写電報の特別配達区域内にあてた電写電報について、特使による配達を受けようとする場合は、特使配達の取扱を請求することができる。

2 前項の場合においては、特使配達料を支拂わなければならぬ。

（取扱区间、取扱電報局及び配達区域）

第八二三條 電写電報の取扱区间、取扱電報局及び配達区域は、電気通信省が公示する。

（取扱の制限）新

第八二十四條 電写電報については、翌日配達電報の取扱をしない。

第六款 気象通知電報

（気象通知電報の取扱）氣一

第八二五條 気象官署が公示する気象に関する警報その他の通報を、電報によつて受けようとするとする者は、予め配達電報局に請求して、気象通知電報の送達を受けることができる。

（電報の様式）氣二、三

第八二六條 気象通知電報は、気象官署が定める気象通知電報式により記載して送達する。

但し、受信人の請求がある場合は、訳文で配達する。

（送達順位）新

第八二七條 気象通知電報は、至急電報と同順位で送達する。但し、警報を内容とする気象通知電報は、特別至急電報と同順位で送達する。

（料金）

第八二八條 気象通知電報料は普通通常市外電報の電報料の半額を基準として、省令で定める。但し、訳文で配達する場合は、三割以内の額を加算することができる。

第七款 船舶通報電報

(船舶通報電報の取扱) 船一、二、三ノ二
第八二九條 船舶の通過若しくは船舶の遭難などに因する通報又は船舶との信号については、船舶通報電報の取扱を受けることができる。

2 船舶通報電報は、左の三種とする。

一 通過電報 特に指定する埠台その他の施設の沿海を通過する船舶について、その船名、通過時分及び通過の方向を請求者に通知する和文電報

二 海陸電報 特に指定する埠段局又は埠台その他の施設において、無線電信その他の方法により、船舶の遭難、委棄又は漂流について知つた場合において、その船名、災厄の日時、船舶の位置及び災厄の状況を請求者に通知する和文電報

三 信号電報 船舶の所有者又は備船者とその船舶の船長との間の電報であつて、特に指定する埠台その他の施設と、その沿海を通じるその船舶との間を信号によつて送受する和文電報

(取扱の請求)

第八三〇條 船舶通報電報の取扱を受けようとする者は、臨時に通過電報の取扱を請求する場合を除いて、予め電報局に請求し、その登録を受けなければならない。この場合においては、船舶通報電報登録料を支拂わなければならぬ。

(受付及び送達)

第八三一條 船舶通報電報は、電報受付時間かららず受け、且つ至急電報の列により送達する。

第八款 同般無線電報

(同般無線電報の取扱) 無二六四、二四七、各法
第八三二條 官府又は新聞社若しくは新聞通信社が、公信又は新聞事項を、毎月以上の定期を以て毎日定期に無線電報より、同時に通報する電報については、官府の定めたところにより、予め電気通信

省の承認を受けて、同報無線電報の取扱を受けることができる。

2 同報無線電報は、左の二種とする。

一 艦地間同報無線電報 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社が、數ヶ所の受信人に対し、公信又は新聞事項を通報する電報

二、船舶向同報無線電報 官庁又は新聞社若しくは新聞通信社が、航行中の船舶内に公示する目的で発信する公信又は新聞事項を内容とする電報

一 受信施設の受信人 一無三八同七料法

第八三三條 同報無線電報は、受信人がその受信施設により直接受信しなければならない。但し、船舶内に設置した電報局がある場合又は電気通信省が特に指定する場合は、この限りでない。

2 同報無線電報は、発信人が指定した受信人でなければ受信することができない。

3 第一項の規定により、同報無線電報を受信人が直接受信し又は船舶内に設置した電報局が送達する場合は、受信料の支拂を要しない。

(料金の減額) 一無五八同七

第八三四條 同報無線電報を受信の故障その他業務上やむを得ない事由により引継き三日以上停止しこい場合の料金は、その日数に相当する料金を月額の日割で算定して減額する。

(取扱の一時停止及び承認の取消)

第八三五條 左に掲げる場合は、電気通信省は、同報無線電報の取扱を一時停止し又はその取扱の承認を取り消すことができる。

一 省令で定める発信人若しくは受信人の資格又は利用の條件を欠くこととなつたとき。

二 船舶の故障その他の事由により、同報無線電信設備の運用が困難となつたとき。

三 審査や旨を含ない公共上の事由があるとき。

2 前項第二号及び第三号に掲げる事由に因り、同報無線電報の取扱を一時停止し又はその取扱の承認を取り消した場合は、その日数に

相当する料金を 月額の日割で算定して減額する。

第九章 放送無線電報

（放送無線電報の取扱）

第八三六條 商生に關する情報、氣象に關する予報及び航行の安全に関する通報その他電気通信省が必要と認める事項を無線電信により、放送する電報については、省令の定めるところにより、電気通信省の承認を受けて、放送無線電報の取扱を受けることができる。
（料 金）

第八三七條 有線電気通信系上の送達を要する放送無線電報については、放送無線電報料の外、通常電報の料金と同額の料金を支拂わなければならぬ。

（施 用）

第八三八條 第八一五條、第八三四条及び第八三五條の規定は、放送無線電報に準用する。

第三章 電 話

第一節 通 則

八、電話の種類、新、
九〇一條 電話へ接続するにすら専用電話を除く。」は、左の二種
とする。

一、加入電話 専業の個人又は会社、その他の團体の利用に供するた
めの電話

二、公衆電話 もちろん公衆の利用に供するための電話

(船舶無線電話) 新

第九〇二條 無線電話により船舶と三間又は船舶と陸上との間を連絡す
る船舶無線電話の取扱、料金その他必要な事項は、省令で定める。

第二節 加入電話

第一節 通 則

八、加入電話の種別) 一、二〇、三四、岩一

第九〇三条 加入電話は、左の五種とする。

一、單獨電話 一加入電話につき一同線を有し、その端末が電話機に
終るもの。

二、共同電話 二以上の加入電話が共同して一同線を有し、その端末
が電話機に終るもの。

三、傍内交換電話 一加入電話につき一同線を有し、その端末が交換
機によつて、内線電話機と接続するもの。
四、船舶電話 一加入電話につき一同線を有し、その端末が電話機に
終るもので、加入期間三十日以内のもの。
五、船舶加入電話 一加入電話につき一同線を有し、その端末が電話
機に終るもので、岸壁、港内橋又は浮標にかけ、海中の船舶に設置す
るもの。

(加入区域) 四

第九〇四條 加入電話の加入区域は、普通加入区域及び特別加入区域の二種とし、省令の定める基準に従つて電話局ごとに定めて公示する。

2 前項の場合において電気通信省は、事業上必要があると認めることとは、二以上の電話局に共通の加入区域を定めることがあり、

又、事業上支障がないと認めるとときは、加入区域を定めないとがある。

3 地方電気通信局は、事業上又は工事上支障がないと認めるとときは、加入区域外であつても、加入者の承認をすることがある。

(加入主体) 六

第九〇五條 加入電話の加入者(以下この章においては、加入者といふ)は、一加入電話につき一人でなければならぬ。

2 法人でない團体であつても、電話局が適当と認めるもの又は团若しくは地方公共團体の機關は、その名で加入することができる。

この場合においては、加入者は、料金支拂その他一切の責に任じさせることなく代表者一人を定め届け出なければならない。代表者を変更する場合も同様とする。

(優先受理) 一五

第九〇六條 電話局は、加入申込数が電話局の受理予定数、又は、
他の収容予定数をこえたとき、又はこえるおそれがあると認めると
は、公共の利益のため必要な業務の用に供するものを優先的に受理す
る。

2 前項に規定する優先受理の順位は、省令で定める。

(電話機器の設置場所) 四の二

第九〇七條 加入電話機器の設置場所は、加入者の構内に限る。

(電話番号) 二二、二三

第九〇八條 電話番号は、第詰局で一加入電話ごとに一箇を定める。

し、共同電話については、相手方と同一の電話番号を付けることがあ

る。
2 電話局は、導示上又は工事上必要があると認めるとときは、省令の定めるところにより電話番号を変更し、又は電話番号を取り消すことがある。

(附属機器の設置) 第三回

第九〇九條 加入者は、附屬機器の装置を請求することができる。但し、構内交換電話の加入回線(以下構内交換局線といふ。)については、

切換電話機に限る。

2 附屬機器の種類及び装置の條件は、左の通りとする。

一 切換電話機(轉換器によつて加入電話の回線に接続する電話機)
一 加入電話へ構内交換電話については、構内交換局線とする。以下同じ。)につき二箇以内とし、三加入電話以上に共通に接続す

ることとはできない。又、共通に接続することができる切換電話機

は、同一電話局に所屬する加入電話に限る。

二 分岐電話機(加入電話機と並列に加入電話の回線に接続する電

話機)、電話機(切換電話機及び分岐電話機を除く。)一箇につい

て一箇とする。

三 受話器、電話機一箇について一箇とする。

四 電鈴、電話機一箇について一箇とする。

3 附屬機器は、加入電話の電話機器設置場所と同一の帶内に限り、装置することができる。

(譲渡及び承認の禁止) 政二七八九

(譲渡及び承認の禁止) 政二七八九
第九一〇條 加入電話に附する福利は、譲渡し、又は承認することができない。但し、昭和二十四年二月十四日以前において加入申込を受理された電話については、省令の定めるところに従い、電話局の承認を受けた福利を包括的に他人に譲渡し、又は加入者が死亡し若しく

は合併したときは、三箇月以内に電話局に届け出て承継することがで
きる。

2 前項但書による譲渡は、電話局の承認があつたとき効力を生じ、
新加入者は、旧加入者の有した一切の権利及び義務を承継する。

(加入電話の種類の変更) 三

九一一條 加入者は、左に掲げる加入電話の種別の変更を請求するこ
とができる。

一 単独電話を共同電話に変更し、又は共同電話を単独電話に変更す
ること。

二 単独電話を構内交換電話に変更し、又は構内交換電話を単独電話
に変更すること。

(電話機器の移轉など) 新三二、三三

第九一二條 加入者は、電話機械について左の各号の請求をすることが
できる。但し、臨時電話及び船舶加入電話については、構内移轉に限
る。

一 一時撤去 加入者の不在などにより、一時電話機器を設置場所か
ら取り外すこと。

二 構内移轉 同一の構内において電話機器を移轉すること。

三 構外移轉 前号以外の地域にわたりつて、電話機器を移轉すること。
但し、他局移轉に該当する場合を除く。

四 他局移轉 別に公示する電話局相互間ににおいて、電話機器を移轉
すること。

五 設備復旧 水火その他の事由に因り、加入者の構内にある電話設
備が滅失した場合に、その電話設備を復旧すること。

前項第三号又は第四号の請求に應じられないため、その電話機器
の設置場所が加入者の構内に該当しなくなつたときは、電話局は、
その電話の通話を休止する。

前項の規定により通話を休止したときは、電話局は、その電話の

機械を、使用することができる。

第十九〇ハ点の規定は、第一項第三号から第五号までの規定による請求が、該電話の収容予定期をえた場合に準用する。

(請求に該じるいふ者)

第十九一三條、電話内線、各号の一に該当する場合は、

加入者の請求に該じないことをある。

一、機械又は修理、保証その他の設備で余裕がなく、これらの設備の新設、増設又は製修などが困難であるとき。

二、設備の修理、線路整備などの都合により、工事の施行が困難であるとき。

三、その他の工事、不支當、無工事しの支障があるとき。

(加入者の不作為等)二八

第十九一四條、加入者は、もだりにその機内にある電話設備を移転し、要

めし若しくは分離し、又はこれらに他の線路、機械などを連結してはならない。但し、天井、壁、梁その他の災害に際して保護の必要があると認め、この限りでない。

(従事者の権利)二九

第十九一五條、加入者は、正當の事由がなければ、電話の業務に従事する事を以て、加入者の権内に立ち入り、加入電話の工事、試験、障害、修理などを行は、又はその運用及び通信の疏通状況若しくはその設備及び維持に付する検査を実施することを拒んではならない。

二、朝鮮に派遣する工事、試験、修理又は点検に際しては、その従事者は、費用を示す料金を請求なけれはならない。

(従事者の賠償)三〇

第一項、前八条の規定は、加入者の使用する電話設備の取付、撤去、修理、点検、工事上やむを得ない限度において生じた關係物造物

の損害に対して責を負はない。

(補修費用の弁償) 三

第九一七條 加入者の責に帰すべき事由に因り、その構内にある電話設備を亡失破壊したと/or又は第九一四條の規定に違反する行為により復旧工事又は修繕を要すときは、加入者は、その費用を弁償しなければならない。

(有償貸与の禁止) 一一六(改バ)

第九一八條 加入者は、第九一九條、第九二六條、第九二七條及び第九四〇條の規定により特に契約を締結した場合を除き、報酬を受けてその加入電話機を加入者の使用人又は加入者と同居の親族以外の者(以下他人という)使用させ、又は他人のために使用してはならない。

(共同使用) 新

第九一九條 加入者は、その加入電話を他人と共同して使用するため、

電話局に拘し、共同使用契約の申込をすることができる。

2 前項の特別契約の條件その他については、省令で定める。

(加入申込の受理などの取消) 一〇八

第九二〇條 電話局は、加入申込を受理された者が、期日までに所定の料金を支拂わないときは、その加入申込の受理を取消すことができる。

2 前項の規定は、第九一二條第一項各号の請求について準用する。

(料金などの不拂に拘する取扱) 一〇九

九二一條 電話局は、加入者が期日までに加入電話に、関する料金又は第九一七條に規定する補修費用を期日までに支拂わないときは、不拂の期間中、その電話の通話停止することができる。

2 前項の通話停止の期間が三十日以上に及んだときは、又はその停止度数が一年三回以上に及んだときは、電話局は、その電話の加入取消

(違法者などに對する取扱) 二〇

第九二二條 加入者が左の各号の一に該当するときは、電話局は、六箇月以内その加入電話の通話を停止し又は加入取消をすることがある。

一 この法律若しくは、この法律に基く命令の規定に背き、又はこれらの法令の規定に基く電話局の指示に従わないとき。

二 電話交換業務を妨害したこと。

(省令への委任) 五

第九二三條 この節に規定するものの外、加入電話の取扱について必要な事項は、省令で定める。

第二条(私設電話、共同電話及び臨時電話
(單獨電話の特殊裝置) 二四、四五、三五の二

第九二四條 單獨電話の加入者は、左の各号の特殊裝置の請求をすることができる。

一 発信専用又は着信専用裝置 單獨電話をもつばら発信又は着信の用に供するための装置

二 市外通話専用裝置 單獨電話をもつばら市外通話の用に供するための装置

(私設電話の接続)

第九二五條 加入者は、他の法律の規定によつて構外はわたり施設することを認められた私設電話設備のうち、單獨電話の電話機設置の構内にある電話機械を自分の定めるところにより、その加入回線に接続の請求をすることができる。

2 前項の規定により、私設電話設備を接続した加入回線及びその私設電話設備については、第九三二條、第九三五條、第九三八條、第九三九條及び第九四〇條の規定を準用する。

(簡易公衆電話) 政七、内規
第九二六條 加入者は、その卓種電話を公衆の利用に供するため、電話局に申し簡易公衆電話特別契約の申込をすることができる。

2 前項の特別契約の様式その他については、省令で定める。

(市外簡易公衆電話) 新

第九二七條 電気通信者は、電話局から遠隔し他に電話の利用が出来ない地域において、單種電話を公衆の利用に供するため、地方公共團体などに對して、市外簡易公衆電話設定契約を結ぶことを條件として、直接市外電話回線を、又はその他の方法により、もつばら市外通話をするための契約を記載することがある。

2 前項の加入基準については、第九〇四條、第九〇八條、第九一一條及び第九一二條の規定は、適用しない。

2 市外簡易公衆電話設定契約の條件その他については、省令で定める。

(共同電話の制限距離) 二

第九二八條 共同電話の電話機設置場所は、相手方電話線路から直線距離二〇〇メートル以内でなければならぬ。但し、地方電気通信局において、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(共同電話の制限距离) 一一四

第九二九條 共同電話は、その相手方が、加入電話の種別の変更若しくは加入取消をし、又は通話料金を前條に規定する制限距離外の場所に移転した場合に付、新たに相手方を得るまで、電話局は、その通話を休止する。

2 第九一二條 第三項の規定は、前項の通話休止に適用する。

3 第一項の通話休止が一年をこえたときは、電話局は、その加入取消をすることある。

(多段共同電話) 新

第九三〇條 電気通信省は、加入区域外において事業上及び工事上支障がないと認めると、三加入以上の共同電話を認めることができる。

2 前二條の規定は、同一の電話に適用しない。

3 第一項の共同電話の料金及び料金については、省令で定める。

(臨時電話)二つ

第九三一條 臨時電話を取り扱う電話局及び加入区域については、電気通信省が定めて公示する。

第三款 構内交換電話

(構内交換機の種類及び規格)新(通達)

第九三二條 構内交換電話の交換機(以下構内交換機といふ。)の種類及び規格は、電気通信省が定めて公示する。

2 加入者が現に設備している構内交換機を取り替えるときは、前項の

種類及び規格のものに替わなければならない。

(内線電話機の設置場所)三六

第九三三條 内線電話機の設置場所については、第九〇九條第三項の規定を適用する。

(構内交換電話の装置の変更)新(通達)

第九三四條 加入者は、構内交換電話について、左の各号の請求をすることができる。

- 一 構内交換機の機能を変更すること。
- 二 構内交換機を増設すること。
- 三 内線電話機を増減すること。

(代表取扱)四五〇一

第九三五條 加入者は、構内交換電話について、代表取扱の請求をすることができる。

2 電話局は、電話交換の能率向上のため必要があると認めるときは、加入者の請求がなつた場合においても、前項の代表取扱を行うことがある。

(**構内交換電話の特殊装置**) 新
第九三六條 第九二四條の規定は、構内交換電話の特殊装置について、適用する。

(**補償金の支拂**) 新
第九三七條 加入者が、その責に帰すべき事由に因り、その用に供する共電式複式交換機又は自動式交換機を設備の日から五年以内に廃止又は変更したときは、これによつて生ずる損失の一部を補償金として支拂わなければならぬ。
2 前項の補償金の額は、管令で定める。

(**構内交換機の交換**) 一二二

第九三八條 構内交換機の交換取扱は、加入者の責任とし、加入者は、電気通信省が適当と認める資格を有する者でなければ、その交換取扱に従事させることができない。

2 構内交換機の交換取扱、交換取扱者の資格の認定及び取消などに関する事項は、省令で定める。

(**構内交換機の交換取扱者の委託養成**) 新

第九三九條 電気通信省は、構内交換機の交換取扱者を、加入者又はその他の者より委託を受けて養成することができる。

2 前項に規定する委託養成に関する事項は、管令で定める。

(**旅館電話**) 新

第九四〇條 加入者は、この旨又は経営する旅館の構内交換電話を詰泊者その他の公衆の利用に付するため電話局に対し旅館電話特別契約

の申込をすることができる。

- 2 前項の特別契約の條件その他のについては、省令で定める。

第四節 船舶加入電話

(船舶加入電話の設置場所など) 新岩二
第九四一 船舶加入電話の設置を認める場所及びその取扱をする電話

局は、電気通信省が定めて公示する。

2 船舶加入電話の電話機設置場所は、その電話局の普通加入区域内にあるものとみなす。

(船舶加入電話機器の設置及び維持) 岩三

第九四二 船舶加入者は、同一に設置する電話機器の設備及び維持を行うことができる。

2 前項に規定する設備及び維持の條件は省令で定める。

(船舶加入電話への接続) 新

第九四三 船舶加入電話の加入者は、船舶内の私設電話設備を船舶加入電話回線に接続の請求をすることができる。

第三節 公衆電話

(公衆電話の設置) 新五九、六〇

第九四四 船舶加入電話の加入者は、電話局内、街頭その他公衆の利用上通用と認められる場所に公衆電話を設置する。

(公衆電話による通話) 新

第九四五 船舶加入電話による通話は、発信通話に限る。但し、通話事務取扱者を認定してある公衆電話については、この限りでない。

2 通話の取扱上必要があるときは、省令の定めるところにより、公衆電話による市外通話の取扱について制限をすることができる。

(電話番号簿の発行など) 第

第九四六條 本気電話局は、電話の利用を図し、加入者その他の公衆の利便に供するため、電話番号簿を発行して配付し、又は賣りさばく。

(電話番号簿の掲載事項など) 第二四二五二六八二

第九四七條 前項の電話番号簿の掲載事項及び記載若しくは賣りさばき並びに掲示事項の取扱いに付する条件・料金などについては、指令で定める。

第五節 電 話

(電話の種類) 四六

第九四八條 加入電話又は公用電話による通話は、左の二種とする。

一 市内電話 同一加入区域(第九〇四條第三項の規定による加入電話は、その管轄局の加入区域内にあるものとみなす。以下同じ。)

に属する通話

二 市外電話 市内電話以外の通話

(通話区分の種類) 四七

第九四九條 市外電話をすることができる区域(以下通話区域といふ)は、左の三種とする。

一 普通通話区域 市外電話の請求に対応した接続順序の到来を待つて接続を行う通話区域
二 即時連絡区域 市外電話の請求に対し直に接続を行う通話区域
三 即時通話区域 通話取扱の状況により即時連絡区域又は普通通話区域域内における通話の取扱と同様に取扱をする通話区域

(市外電話の種類) 四八

第九五〇條 市外電話の種類は、次の五種に分る。

一 普通通話

- 二 至急通話 普通電話に先だつて取り扱う通話
三 特別至急通話 通常電話に先だつて取り扱う通話
四 定時通話 定められた者が着信する一定の時刻において、請求者の予定した時間に取扱ふる通話

- 五 予約通話、監禁拘置令が指定する通話区域において、省令の規定ところにより、該区域の承認を得て一月以上を過ぎて送る事務請者の場合は、申請の際、以降を開始する月と着用する間の期間へ送る事務の取扱いとする。

（通話の取扱い）
第九五二條 同一通話の通話へは普通電話で予約通話を除く。但請求の順序に従つて取扱う。

（非常通話の取扱い）
第九五二條 天災、通疫、犯罪、火災、病の発生その他の場合において、その災害の子防又は救済などに関する通報を目的とする特別至急通話で、省令で定めるものとし、他の特別至急通話に優先して取扱う。

（通話取扱の制限）

第九五三條 電外通話は、毎三分又はその端数をもつて一通話時とする。
（通話取扱の制限）
第九五四條 電気通信者は、運営を主管するとの場合、他の多数の利用者の通話を確保するに必要なときは、省令の定めるところにより通話の取扱について制限を設けることができる。

（省令への修正）
第九五五條 本規則に定める以外、相手の取扱について必要な事項は、省令で定めらる。

六三

第九五六聲　田入所は、萬葉傳　櫻香　玄機　おおきにあらまつて

支拂わなければならぬ。

場所が普段那人以外に立ることをやめり難い状況

が他の電計局の輸入底線内をみると、皆此の人の過失によるものと算して支拂う階級使用料

三
關渡橋新附於板橋者
關渡橋
四
夫同便鬼賊加兵逼逼
共同使鬼賊聚謀
一
日暮り鬼賊要矣

使用するとき交換料金が適用され
市外通話専用長置附加使用料 市外相手本居電話を直通する場合

支那の附庸使用税

六 構内線用及使用管 構内交換機から自機の説明まで該此用語
一〇〇米をこえるとき支撑き構造に用斜

七 税課定額税額附加税用料 次の額を五入四出の算式にて課
用するとき支拂う附加貢用料。

第一項の電話使用料及び前項の附加使用料は、第九五七條に規定する電話局の局種別、第九五八條に規定する料金割合、第九五九條に規定する料金割合

司理

第九五七條 電話局の局種別は、左の標準により、建築局ごとに、
所轄加入数に応じ、電気通信省が定めて公示する。但し、地方に
第二項前段の規定により加入区域を共通にする電話局については、
の認入区域内に在る電話局の管轄区域にて區別してある。

- 一 二 三 四 五 六 七
總 加 同 同 同 同 同
入 額 五万以上
八千以上
二千以上
四百以上
一百以上
二十五以上
二十四以下
- 2 前項の點入額も算定については、省令で定める。

八料金制種別（六二七一）

第九五八條 航空料金制種別は、民放料金制及び均一料金制の二種とする。
2 度数料金制に付いては、電話使用料を基本料及び市内通話度数（共同電話相互間のものを除く。）に応じて電話局が算定する度数料とに分か、均一料金制においては、電話使用料は、市内通話度数にかかる

らず均一額とする。

3 度数料金制は、既に公示する四段階以上の電話局に施行し、均一料金制は、その他の電話局に施行する。

（利用種別）六二の二、六二の三

第九五九條、加入電話の利用種別は、臨時電話及び船舶電話を除き、その利用目的により、住宅用及び業務用の二種とする。

2 前項に定める利用種別は、左の基準により電話局において認定する。
1 住宅用、電気機器設置の専門がもつばら居住の用に供せられるもの。
2 非初年度住宅用以外のもの。
3 利用種別に変更を又はする事実が生じた場合は、加入申込者又は加入者は、その事実の生じた日から十五日以内に、その旨を電話局に届け出なければならない。

國立公文書館
National Archives of Japan

国 立 文 書 館
National Archives of Japan

卷之三

九六〇位　　九の当体は二重破綻にて入る区域を定めない
詰局の形入詰にて、本丸を極めて先ずる局種別にかわらず、左の区
別によれば、本丸を守護する兵備を支拂わなければならぬ。

(電話便用事務及び通話機器等以外の加入電話に関する規則の第十六条第一項の規定による)

區別により個人性質をもつたもの、正統派の言行亂はならぬ。

卷之三

湯呑酒様の如きは馬九一、餘好二等に、知事も加入電話の種類等

の小説文庫を読む範囲で、『良』（主に波多山の場合を除く）の評論は

頃以降の文書類を参照するに於ては、入る所の傍外移転若しくは領局移
管又は領地の主權を譲りたる事例も幾々と見出しえる。

三

の内線電話機の機種は、その機器から内線電話までの距離距離の一〇メートル以内の内線電話機の機種（購入の額の種別の変更による場合を除く）は、既に公電局が用意しておられる内線電話機の帶角移動の

通鑑卷之三

一に詮議するに至らざとぞ。逸記接続取清釋を文解わなければにはら
ない。

始の封入に對し、西様者の一方が通譯の必要がない旨、又はその他の事項によつて、この旨申し出たとき。二、通譯の必要性を認めたるに付する事項の少ても、その實點回復の請求に付する事項まで、前項若へ是等を認めたるに付しては、西様者の一方にてお断りしても可い。

三、受取者證の原本を送り、複数抄本が複数の必要がない旨申し出たところ。

前三項の規定は、準即時通話区域において、普通通話区域における
と同様な取扱をする場合の市外通話に準用する。
前四項の規定は、公衆電話によつて市外通話の請求をした場合に準
用する。

(料金の免除)

- ル六五條 左に掲げる加入電話及び通話については、料金の支拂を要
しない。
一 火災報知又は應急救護のため、別に公示する消防官署の加入電話
及びこれに対してする市内通話
二 犯罪発生、その他治安維持に關する非常通報のため、別に公示す
る警察官署の加入電話及びこれに対して市内通話
三 電話設備の障がい又は交換の取扱に關し、別に公示する電話局の
加入電話に対してする市内通話

(料金表) 法二

九六六條 電話に関する料金額は、別表二の通りとする。
前項の別表に掲げる新開字約通話の範囲については、省令で定める。

第二款 料金の支拂

(料金の支拂方法) 第九四、九七

第九六七條 電話で開通する料金は、省令の定めるところにより、電話局又は郵便局に、支拂わなければならぬ。

2 加入者は、省令の定めるところにより、集会による支拂を請求することができる。

3 公衆電話による通話の料金の支拂については、第一項の規定にかゝわらず省令で定める。

(月額料金の日割計算など) 一九五、九六、九六の三、九六の四
第九六八條 月の中途において加入電話が開通した場合のその月分の料金は、開通の日から起算し月額の日割で算定する。

2 月の中途において加入取消があつた場合、その月の料金は、月額の全額とする。月の中途において電話が開通し、その月の末日までに加入取消があつた場合も同様とする。

附録

3 前二項の規定は、予約電話料について準用する。

(月の中途における料金異動の場合の算定) 一〇一

第九六九條 月の中途において月額で定めた料金に異動を生じた場合の不足額は支拂を請求し、支拂済の超過額は、請求により拂いもどす。

(利用種別の変更の場合の料金算定) 一九六、一九七
第九七〇條 第九五九條第三項の規定により利用種別変更の届出があつた場合は、變更のあつた月の翌月から新し利用種別に對する料金による。

2 第九五九條第三項の規定による届出がない場合においても、電話局で住宅屋敷等用に変更されたと認めるときは、変更のあつた月から事務用に對する料金による。

(日割計算の方法) 新(通達)

第九七一條 月額で定めた料金の日割計算については、曆月の日数にかかる

わらず、一月を三十日とする。

(料金の端数整理) 新(通達)

第九十七条 電話料金に圓位未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

(自動接続市外通話方式による市外通話料) 九七の二
第九十七条 料金の割引を行する自動式局の加入者のなしの市外通話であつて、自動接続市外通話方式によるものに對する市外通話料の支拂については、度数料とみなす。

(共同電話の度数料支拂責任者)

第九十七条 度数料金制を施行する自動式局の共同電話の加入者は、その一方を度数料支拂責任者に定め、双方連署して電話局に届け出なければならない。度数料支拂責任者を変更する場合も、同様とする。
2 電話局は、前項に規定する加入者の通話に對する度数料は、相手方の分と會算して度数料支拂責任者に支拂を請求する。

(共同電話の市外通話料支拂責任者)

第九十五条 前條の規定は、自動接続市外通話方式を施行する自動式局の共同電話の加入者の市外通話料の支拂について準用する。

第三款 料金の免除及び拂いもどし

(加入電話に關する料金の免除及び還付) 九七、一〇〇、一〇一の二、
一〇三、一〇四、一〇五

第九十六条 電話局は左に掲げる加入電話に關する料金は、免除し、支拂済のものは、請求により拂いもどす。

1、加入區域の設定又は變更により、電話機器設置場所が、加入區域外となつた場合において、加入申込を受理された者がその申込を取り消したときの加入料及び裝置料、又は加入者が加入を取り消した場合の加入取消の翌日以後の電話使用料及び附加使用料。
2、第九一二條第一項及び第九二九條の規定により、電話の通話を休止の翌日以後の電話使用料及び附加使用料。

- 三、工事着手前ににおいて加入申込を受理された者が、その申込を取り消した場合の加入料及び裝置料又は加入者が第十九〇九條第一項若くは第二二条第一項の一賃の規定による請求を取り消した場合の參照料
- 四、前號の場合は、一賃電話については装置料、電點便料及び船員加使用料、船員加入電話については電話交換料及び船員加入電話及び船員加入電話の賃が、その加入者の資本の有無に依らず、常に加入電話にあつては不適の發行日中）で回復しない場合のその不適料
- 五、電話回線の障害が、電話前における電話及び船員加入電話の障害の障がい、その加入者の資本の有無に依らず、常に加入電話にあつては不適の發行日中）で回復しない場合のその不適料
- 六、料金や文書をべき事由が工事着手前に消滅した場合の料金料
- 七、加入申込又は第九一二條第一項第三號及び第四號の請求が被り、
れ立場において、その設立場所にある電話設備を用し、被りに
工事を要しないときの装置料
- 八、電話機で入出港手渡りしない場合の料金料
- 九、前項第一款、第二號及び第五號の電話使用料及び附加料と料
月額（）と算定する。
- 八、電話の免除及遅延料
- 第九七七條 電話局は、左に掲げる電話で測する料金は、通航上、支
濟のものは、請求により請求をさす。
- 一、電話回線の障がい、その他の加入者の責に歸せらるる事由によ
る點不能となつた市内通話の度数料又は公衆電話料
- 二、市外通話などの取扱い料、電話局の運送料、料金料
- 八、電話の料金
- 三、電話回線の障がいその他の加入者の責に歸せられたる事由によ
る點不能となつた場合のその不能時刻に對する市外通話料（一
回料）又は運送料又は運送不能料一通電話料（一回料）をさす。

四、予約通話の認可を取り消し又は通話時數を減少させた場合の予約・

通話料

(過拂、誤拂料金の拂いもざし)

第九七八條 電話局は、電話に関する過拂又は誤拂の料金は、請求により拂いもざす。

(拂いもざし請求期間など)

第九七九條 第九六九條及び前三條の規定による料金拂いもざしの請求は、電話局に對し事由發生の日から六ヶ月以内にしなければならない。
2 前項の請求に對して拂いもざすべき料金については、有金の定め
るところにより差額計算をすることができる。

第一節 通則

(定義及び種類)新

第一〇〇一条 専用電気通信とは、もつばら同一人又は二人以上の特定人の専用に供する電気通信のサービスをいい、これを左の三種に区別する。

- 一 有線電信又は無線電信による専用電気通信
二 専用電話 有線電話又は無線電話による専用電気通信
三 専用電傳 有線電傳又は無線電傳による専用電気通信
- 第一〇〇二条 専用電気通信は、その利用（以下専用といふ）の期間又は時間によつて左の三種に区別する。
- 一 長期専用 一年以上にわたり毎日継続して専用するもの。
二 短期専用 一年に満たない期間において毎日継続して専用するもの。

2. 第一〇〇三条 時間専用一定期的に一定の時間を限つて専用するもの。（専用電信及び専用電車に限る。）
(専用の承認)専令一
前項の承認の基準は省令で定める。

(専用の承認)専令一

- 一 専用者の行う設備及び維持）専令四
第一〇〇四条 電気通信省は、専用申請者又は専用者の由出があつ場合において、事業上支障がないと認めるときは、専用申請者又は専用者にその専用電気通信設備及び維持の一部を行わせ、又は事業上必要があると認めるときは、この設備に必要な物件若しくは設備費の全部又は一部を寄附させることがある。

- 2 前項に規定する設備維持又は物件については、電気通信省の指示するところによらなければならない。

(専用電気通信設備の移轉)

第一〇〇五条 専用者は、省令の定めるところにより、専用電気通信設備の端末機器（専用者の管内に設置する音信機器）の移轉を請求することが出来る。

(特殊装置)

第一〇〇六条 専用者は、省令の定めるところにより、左の各号の特殊装置の請求をすることができる。

一 回線分岐引込装置

専用市外回線の中途又は端末から引き込んだ市内線路の端末において他の端末と相互に連絡することができる装置

二 回線分断引込装置

専用市外回線の中途から引き込んだ市内線路の端末において市外回線を隨時に分断して他の端末と相互に連絡することができる装置

三 回線相互接続装置

もつばら自己の専用する市外回線と市内回線又は市外回線と市外回線とを隨時に接続することができる装置

四 その他の特殊装置

(端末機器の種別の変更)

第一〇〇七条 専用者は、専用電気通信設備の端末機器の種別の変更を請求することができる。

(専用電気通信設備の復旧)

第一〇〇八条 専用電気通信設備の一部が滅失したときは、専用者は、その復旧を請求することができる。但し、第一〇〇四条の規定により専用者が設備及び維持を行うものについては、この限りでない。

2 天災、地変など電気通信省の責に帰せられない事由に因り、専用電気通信設備の大部が滅失したときは、その専用電気通信に関する専用者の権利は消滅する。

（各八枚分の禁止）

第一〇〇九条　専用者は、電気通信省の承認を受けた場合の外、その専用電話機送信を専用者八枚分以上とするため、専用してはならない。

（前項のほかの条件などは、専管で）
（譲渡及び承継の禁止）

第一〇一〇條　専用者は、専用する専用者の権利は、譲渡し又は承ることをできない。

（二人以上の間の専用）

第一〇一一條　二人以上の間に於いて専用する専用電話機送信については、専用者は、その専用電話機送信に附する料金受拂その他一切の責に任ず

る代表者一人を専め専用を行つたまゝ、代表者を變更する専管も、同様とする。

（専用規定）

第一〇一二條　第九〇五条第二項、第九〇六条、第九一三條から第九一七條、第九二〇條及び第九二一條の規定、専用電話機送信について専用する。

（専用の停止及び専用の取扱の取消）

第一〇一三條　左の各款の一に該當するときは、電気通信省は、六ヶ月以内専用を停止し、又は専用の取扱を取り消すことがある。

一 専管者が、その法律若しくは規則に基く専管の規定に背き、又はこれに付する規則に基く運氣通信省の指示に従わないとき。
二 天災地變などの豈合にあつて、この専用電話機送信設備を他の公衆通信の用に供する必要が生じたとき。
（専用無効の規定）

第一〇一四條　この章に特に定められたもの以外、専用無線電信については専用有線電話、専用無線電話についても専用有線電話、専用無線電話については専用有線電話、専用無線電報についても専用有線電話、専用無線電報については専用有線電話を準用する。

専用電源運行について

（古事記の傳承の歴史）

第一〇一五條　この章の規定は、他の法令の規定により私設電氣運送設備を施設することからするに對し、この法律の一節に充てられたる電氣運送省が同電氣運送設備を貸與する場合に適用する。

第一〇一六條 この章に規定する事務と外
専用電氣通信の開設に必要な事項は、省令で定める。

（専門用語略説の類題）

第一〇一七條 尋用看護婦は、左の二種とする。

一、専用音響機器　防水機器　音響機器を装備する専用機器

第一〇一八條 每箱有標道證紙、左の二點とする。
一 市内専用電話 加入旨語の加入場所を同一の

卷之三

（附略機器など）

第一〇一九條 専用有線電話の専用者は、交換機又は第九〇九條第二項に規定する附屬装置の装置の請求することができる。

第一〇二〇條 車用有線電話の導入省令の定めるところにより、構内交換電話の電話機又は私設電話改組の電話機であつて、専用有線電

詰機設置場所と同一の構内にゐるものをその専用有線電話の回線に接続の請求をすることができる。

(専用有線電話の種別)

第一〇二一條 専用有線電話は、左の二種とする。

- 一 専用無真電信 端末機器に無真電信機を装備する専用有線電話
 - 二 専用模擬電信 端末機器に模擬電信機を装備する専用有線電話
- (専用有線電話と回線を共用する専用有線電話)

第一〇二二條 電気通信省は、工事上支障がないと認めるときは、省令の定めるところにより、専用有線電話と回線を共用する専用有線電話を認めることがある。

第三節 料 金

第一款 通 効

(料金種別)

第一〇二三條 専用有線電話の専用者は、左の各號の區別に従い。

専用有線電話に關する料金を支拂わなければならぬ。

一 専用料

市外線路専用料 市外線路を専用していられる場合に支拂う料金。

市内線路専用料 市内線路へ特殊装置に要する市内線路を含む。

以下この章において同様とする。一を専用している場合に支拂う料金。

料金

端末設備専用料 端末設備へ専用者の管内に設置する専用電氣通信をいい、特殊装置に要する端末設備及び附属機器を含む。

以下この章において同様とする。一を専用している場合に支拂う料金。

料金

分岐引込附加専用料 同線分岐引込装置を専用している場合に支拂う料金。

分岐引込附加専用料 同線分岐引込装置を専用していられる場合に支拂う料金。

分岐引込附加専用料 同線分岐引込装置を専用していられる場合に支拂う料金。

回線相互接続附加専用料

回線相互接続装置を専用している場合に支拂う料金

他人使用附加専用料 第一〇〇九條の規定により、専用電氣通信設備を他人に使用させる場合に支拂う料金

電話共用附加専用料 前條の規定による専用有線電話を専用している場合に支拂う料金

電話接続附加専用料 第一〇二〇條の規定により、専用電話の回線に構内交換電話の電話機若しくは私設電話設備の電話機を接続している場合に支拂う料金

三、設備料 市内線路、端末設備、回線分岐引込装置、回線分断引込装置、回線相互接続装置の設備若しくは復舊の請求又は第一〇〇七條の規定により、端末機器種別の變更の請求を受理された場合に支拂う料金

四、移轉料 第一〇〇五條の規定による端末機器の移轉の請求を受埋された場合に支拂う料金

（一）専用無線電氣通信の料金

第一〇二四條 専用無線電氣通信に關する料金は、専用の都度その設備及び維持に必要な費用に基いて電氣通信省が決定する。但し、専用有線電氣通信設備に使用する設備と同様な設備を専用無線電氣通信設備の一部に使用するときは、その設備については、専用有線電氣通信に關する料金を適用する。

（二）料金の減額又は免除

第一〇二五條 第一〇〇四條第一項の規定により専用電氣通信設備の設備及び維持の一部を行い、又はその設備に必要な物件若しくは設備費を寄附した場合の専用電氣通信に關する料金は、省令の定めるところにより、この限度に應じて減額又は免除する。

（三）料金額

第一〇二六條 専用電気通信に関する料金の額は、第一〇二四條に規定する場合を除き、別表の通りとする。

2 前項の別表に掲げる新聞取扱専用の範囲については、省令で定める。

第二款 料金の支拂

(開通又は廃止などのときの料金の算定)

第一〇二七條 月の中途中において長期専用電気通信の開通若しくは廃止又は第一〇一三條第二号の規定による承認の取消があつた場合のその

月分の料金は、その月の専用日数に応じて月額の日割で算定する。
2 長期専用電気通信について、専用開始後一年未満の期間内に、長期専用電気通信の専用の廃止又は承認の取消があつた場合の市外線路専用料は、第一〇一三條第二号の場合を除き、専用開始の日から短期専用の例により算定して、不足額は、支拂を請求し超過額は拂い戻す。
3 第一〇一三條第一号の規定により専用を停止した場合の停止期間にかかる料金又は承認を取り消した場合のその月分料金は、全額とする。

(準用規定)

第一〇二八條 第九六七條、第九六九條、第九七一條及び第九七二條は、専用電気通信に関する料金の算定又は支拂について準用する。

第三款 料金の免除及び拂い戻し

(料金の免除及び拂い戻し)

第一〇二九條 電気通信省は、左に掲げる専用電気通信に関する料金を免除し、支拂済のものは、請求により、拂い戻す。

一 工事着手前に専用申請者又は専用者が、専用の申請又は第一〇〇五條、第一〇〇六條、第一〇〇七條、第一〇〇八條第一項若しくは第一〇一九條第一項の規定による請求を取り消した場合の設備料又は移転料
二 専用電気通信設備（時間専用の場合を除く）が専用者の責に帰せられない事由に因り、引き渡し二十四時間以上不通となつた場合の不適期間に係る専用料及び附加専用料。

三 時間専用電気通信設備が、専用者の責に帰せられない事由により、引き続き三分以上不通となつた場合の不通時間に應する市外線路利用料

四 第一〇一三條第二号の規定により、専用を停止した場合の停止期間にかかる専用料及び附加専用料

2 前項第二号の場合においては、不通期間の日数にかかわらず、二十四時間毎に一日として計算し、二十四時間に満たない端数は、切り捨てる。

3 第一項第三号の場合においては、不通時間三分ごとに料金を計算し、三分に満たない端数は、切り捨てる。

4 第一項第二号及び第四号の料金は、長期専用のときは、月額の日割で算定する。

(準用規定)

第一〇三〇條 第九七八條及び第九七九條の規定は、専用電気通信設備

する料金の拂い戻しに準用する。

第五章 電氣通信設備の建設及び保存

(土地立入)

第一一〇一條 電氣通信省は、電氣通信用の線路（電氣通信線、その附属設備及び支生物をいう。）及び塔柱並びに公衆電話設置施設、保存又はこれに必要な調査若しくは測量を行うため、やむを得ないことは、そのまゝに從事する者を他人の土地に立ち入らせることが出来る。但し、日没から日出までの間に、業務上緊急の必要がある場合の外、館内の土地にはその占有者の承諾がなければ、立ち入ることができない。

前項の場合は、電氣通信省は、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長へ特別區の區長を含む。以下同じ。に通知しなければならない。但し、業務上緊急の必要がある場合は五日に満たない事前の通知又は、事後の通知をもつてこれにかえ、総務又は施設の巡回の場合は、この通知を省略することができる。

前項の通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公告し又はその土地の占有者に通知しなければならない。

第一項の規定に入つて立ち入る者は、その身分を示す証票を示し、關係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

(土地の使用)

第一一〇二條 電氣通信省は、電氣通信用の線路及び塔柱並びに公衆電話設備の建設、保存又は測量標の設置いたるにあつては、他人の土地を使用することができる。

前項の場合において、所有者及びその他の権利者が不明のために請求することができないときは、電氣通信省は、使用の目的及び期

所を市町村長に通知し、この通知を受けた市町村長は、なるべく速かにその内容を公告しなければならない。

電氣通信省は第二項の協議が整わないときは、又は第三項の規定による公告を一箇月を経過してなお所有者その他の権利者が不明たりため協議することができないときは、その土地を使用することができます。協議が整わないで使用するときは、所有者及びその他の権利者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

(電氣通信設備に対する障害の除去)

一一〇三條 電氣通信省は、ガス支管、水道支管、下水支管、電線、電力線、私設電氣通信線路、電氣鐵道設備その他の工作物又は権利が、電氣通信用の線路、塔柱の建設若しくは保存に障害があるとき又は及ぼすおそれがある場合において、他の方法にあること無技術上若しくは經濟上困難なときは、その工作物又は権利の所有者若しくはその他の権利者に、その工作物の移轉、権利の移譲、特許

その他障害の予防又は除去に必要な措置を行わせることと定められなければならない。

前項の場合において、電氣通信省は、協議が整わないとき又は所有者若しくはその他の権利者が不明のため協議することができないときであつても、その措置を行わせ又はこれを自ら行ふ若くは第三者に行わせることができる。

前二項の規定にかかるらず、電氣通信省は、業務上緊急の必要があるとき又はその措置が經濟なときは、協議を省略して、(一)自ら行ふを自ら行い又は第三者に行わせることができる。

(電氣通信設備に因る支障の除去)

第一一〇七條 電気通信用の線路又は塔柱が土地、建物その他のものに使用に対し支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある場合は、郵電監理官は、電気通信省に対して、線路の移設その他の措置の予方又は遅延に必要を指揮を請求することができる。

第二 潜渠の場合において、電気通信省は、工事上の支障その他のものを得ない事由に限り、その請求に應ずることができないときは、監理官は、請求してその旨を請求者に通知しなければならない。

第三 第一項の指揮に要した費用は、支障の原因が請求者にあるときは請求者が負担しなければならない。但し、道路法にいう道路（以下「道路」という。）については、この限りでない。

（水道又は廻船の使用）

第一一〇五條 電気通信省は、工事上やむを得ない事由があるときは、加入者又は専用者宅内の水道支管を地盤として用い、又は引込管等のため加入者及び専用者以外の者が所有する建物を使用すること

ができる。

第二 前項の場合において、電気通信省は、その所有者及びその他の利害者と、からかじめ協議しなければならない。

第三 前項の場合において、電気通信省は、協議が成らないときであつても、明らかにその旨通知して、第一項の措置を行なうことができる。

（損失賠償）

第一一〇六條 第一一〇一條から第一一〇三條まで及び前條につき、電気通信省は、請求により土地その他の物の所有者その他の利害者の損失に於し相当の補償をしなければならない。但し、第一一〇三條の場合において、障害の原因が所有者その他の利害者の故意すべき事由による場合のその権利者に対する補償については、この様子でない。

（補償額の決定）

第一一〇七條 係の補償額は、電気通信局が、土地その他の物の所有者又はその他の権利者と協議して決定する。

2 前項の協議が疎わないとき、又は協議をすることができないときは、本章適用常とその類を決定する。

3 前二項の規定にかかるらず、電気通信局の施設の被損害の主の通りとする。但し道路の場合は無料とする。

一定内

三	その他 地	二	農 地	一	級 地	二	三 級 地	一	級 地
---	----------	---	--------	---	--------	---	-------------	---	--------

(補償請求期間)

第一一〇八條 第一一〇六條の規定による補償の請求は、補償請求の原因である事實が發生した日から起算して一年以内にしなければならない。

(補償決定に対する訴)

第一一〇九條 第一一〇六條の規定による補償の請求は、補償請求の法定に不満がある者は、その決定の通知を受けた日から起算して六箇月以内に民事審査会を提起しなければならぬ。

2 前項の訴は、第一一〇六條の規定により、補償額の決定されたて訴願を提起した場合は、その裁決を終た後でなければ、提起することができない。

3 第一一〇七條の規定による訴願を提起した場合(第一項の補償額、その裁決の執行の通知を受けた日から起算して六箇月以内)、(訴願の提起)

一一一〇條 この章の規定により、電気通信業者がした処分、規定その他について、これに不服がある所存者その他の権利者は、訴訟の定めるところにより、訴訟を提起することができる。

(電気通信業者の適用)

一一一一條 電気通信設備の取扱及び保管のため必要な手数料等に定着する物件の使用又は販売に關しては、この章で規定するものの外、土地や建物の規定を適用する。

第六章 刑則

(獨占をみだす罪)

第二〇〇一條 第三條第二項の規定に違反した者は、一千以下の罰金に處する。

2 前項の場合において金銭物品を收得したときは、これを没収する。既に消長し又は譲渡したときは、その復原を命ぜらる。

(従事員の怠慢の罪)

第二〇〇二條 電気通信業者に従事する者が正直の奉仕がまくて、其の通信の取扱をしないとき、若しくは遅延させたとき、又は修理の修繕を怠つたときは、一年以下の懲役又は一千以下の罰金に處する。

(通信秘密侵害の罪)

第二〇〇三條 電気通信（委任又は供用によつて電気通信機器（機器を含む）の取扱中に係る通信の秘密を漏した者は、一年以下の懲役又は一千以下の罰金に處する。

2 電気通信業務に従事し又は従事した者が、前項の秘密を漏したときは、一年以下の懲役又は一千以下の罰金に處する。

(通信障害の罪)

第二〇〇四條 電気通信業務を妨げ又は妨げるおそれのある手段、た者は、一年以下の懲役又は一千の罰金を科へる。

（報を匿したり破つたりする罪）

二〇〇五條 航行中、いきに保る軍報を、正當の事由なく匿す
者、破り、隠し、棄て又は受取人でない者に與達し若しくは匿す
した者は、年以下の懲役又は一月以下の懲金に處する。
し、刑法第二百五十九條又は二百五十九条に該當するもの
候による。

（水底線隊がいの罪）

二〇〇六條 雷氣通信省の指定した水底雷氣通信線隊の所長が
して、船舶をとどる、水産物をとり、若しくは砂石等を取り、又は
雷氣通信線に号標に舟若しくはいかだをつなぎ又はその号標を改
した者は、圓以下の罰金に處する。

（水底雷氣通信線路の布設若しくは修理のためにその監督を行
人は布設若しくは修理に從事する船舶より雷氣通信省の指揮した
船内において、前項の行為をし又は航行した者に同種の罰金を科す。

（私設雷氣通信設備の施設者の命令拒否の罪）

二〇〇七條 正當の事由がなくて、第三〇〇二條の場合にあひて、
前条の一部の取扱を拒んだ者又は第三〇〇三條の場合は、
第一項第一号及び第二号に従わなかつた者は、圓以下の罰金に處す
。

（電氣通信設備汚損變更の罪）

二〇〇八條 正當の事由がなくて、電氣通信設備に汚損を加へ、若しく
は變更した者は、圓以下の罰金に處する。

（未遂罪）

二〇〇九條 第二〇〇一條及び第二〇〇三條から第二〇〇六條まで
の不遂罪は類する。

(損害賠償)

第三〇〇一 損害賠償者は、電気通信業務の利用について、左の各号の一に該当する場合に限り、発信人の請求により損害を賠償する。但し、発信人若しくは受信人の責に帰すべき事由又は不可抗力に因るときは、この限りでない。

一 電報が受信人に到達しなかつたとき。

二 至急電報が郵便で到達することができる時日より遅れて到達したとき。但し、天災、地変その他の事由に因つて、電信設備が故障し、又は電報が著しく停滯したときにおいて、遅延を承知の上送信した場合を除く。

三 照合電報が誤びゆうを生じて用務を果さなかつたとき。但し、黙会の取扱により訂正することができた場合を除く。

四 項の賠償額は、支拂つた料金額の二倍相当額とする。

3 第一項の規定による損害賠償の請求については、第四一九條に定する料金及び請求を妨げない。

4 第一項の規定による損害賠償の請求については、第四二〇条か

第四二二條までの規定を準用する。

(私設設備の施設者に対する業務取扱の負担)

第三〇〇二 案、電気通信省は、左の場合において、電気通信設備の新設が事業上困難であるときは、省令の定めるところにより、私設電気通信設備(以下私設設備といふ)の施設者にその私設設備を使用して電気通信業務の一部を取り扱わせることができる。

一 その地域に電報局又は電話局がなく、その地域の居住者に著しい不便を與えているとき。

二 停車場、船舶その他の場所において、公衆の利用に著しい利便があると認められるとき。

三 施設者は、自己の通信に著しい支障がある場合を除いて、前項に定する業務の取扱を拒むことがでない。

3

第一項の場合は、電気通信省は、その業務を監督し、又は必要があるときは、従事者を派遣して業務を取り扱わせ、若しくは必要な物品を支給することができる。

4

施設者は、第一項に規定する業務に従事する者は、法令により公務に従事する者とみなす。但し、前項の者に対しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の規定は、適用されない。

5 第一項に規定する業務に従事する者は、法令により公務に従事する者とみなす。但し、前項の者に対しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の規定は、適用されない。

6

第一項の規定により施設者が業務を取り扱わせた場合は、省令で定める報酬を支給する。

7

（非常事態における施設の提供など）
第三〇〇三條 電気通信省は、天火、地震その他非常事態に際し、重要な通信の取扱上必要がある場合は、省令の定めるところにより、左の措置を行うことができる。

8

同條第六項までの規定を準用する。

9

一 施設設備の施設者に電気通信省の一部を取り扱わせること。
二 施設設備を電気通信省の用に提供させること。

10

三 前二号の場合において、施設者にその設備を変更させること。
四 前項第一号の規定により取り扱う業務については、前條第三項から同條第六項までの規定を準用する。

11

第一項第二号及び第三号の場合の施設者に付する補償額の決定については、第一一〇六條から第一一一〇條までの規定を準用する。

12

（業務の一時委託）
第三〇〇四條 電気通信省は、左の各号の一に該当する場合において電気通信業務の一部を電気通信省以外の者に委託することが経済的であり、事業上支障がないときは、契約により委託することができます。

13

一 電報配達人を常時配達することができない電報局において、その配達事務を委託すること。
二 電報局から遠隔する地域に設置してある加入電話の 加入者に

電報を受付又は配達せるとき。

三 その他、前各号に準ずる事務を委託するとき。

2 前項の規定により委託する業務については、第三〇〇二條第三項から同條第五項までの規定を準用する。

3 前二項に規定するものを除くの外、第一項の規定による委託の條件、契約者の資格及び契約の内容などについて、省令で定める。

(業務用無料)

第三〇〇五條 電気通信業務のために必要な電報、通話、加入電話及び専用電話通信は、省令の定めるところにより、無料とすることができる。

(延滞料)

第三〇〇六條 電気通信業務に関する料金を所定の期日までに支拂わないときは、政令の定めるところにより、延滞料を支拂わなければならぬ。

(料金支拂義務の存続期間)

第三〇〇七條 電気通信業務に関する料金支拂の義務は、その支拂義務発生の日から一箇年以内に支拂の請求を受けないことによつて消滅する。

(不拂料金などの徵收)

第三〇〇八條 電気通信業務に関する料金不拂金及び第三〇〇六條に規定する延滞料は、電気通信者が国税滞納処分の例により徵收することができる。

2 前項の不拂金及び延滞料については、電気通信者は、国税に次いで先取特権を有する。

(増料金の支拂)

第三〇〇九條 不法に電気通信業務に関する料金を免がれた者は、第三〇〇七條の規定にかかわらず、その料金に加え、免かれた料金の三倍相当額を増料金として支拂わなければならない。

(課税の禁止)

第三〇一〇條 電気通信業務の利用については、その利用者に対して、
国税又は地方税を課してはならない。

(航空機に対する準用)

第三〇一二條 この法律においては、航空については、船舶に関する
規定を準用する。